



cutting through complexity

IFRS

IFRSの 改訂ヘッジ会計

～ケースで学ぶ
新しいヘッジ会計～

改訂第二版

2015年12月



目次

IFRSの改訂ヘッジ会計	1	6. 外貨建の受取りと支払いが発生する状況で、 ネット・ポジションで為替リスクをヘッジするケース	56
本書の構成	2	6.1 ヘッジ関係の整理	56
1. ヘッジ会計(一般ヘッジ)の重要ポイント	3	6.2 ヘッジ対象リスクと文書化	57
2. IFRSにおけるヘッジ会計	4	6.3 有効性の評価及び非有効部分の測定	58
2.1 ヘッジ会計とは	4	6.4 会計処理－ヘッジ対象の取引が 同一期間に計上される場合	59
2.2 ヘッジ関係の種類	4	6.5 会計処理－ヘッジ対象の取引が それぞれ異なる報告期間で計上される場合	63
2.3 ヘッジ会計モデル	6	6.6 日本基準における処理との相違	65
2.4 ヘッジ会計の適格要件	10	7. 外貨建運用資産の元本償還に係る為替リスクを 為替予約でヘッジするケース	66
2.5 個別論点	18	7.1 ヘッジ関係の整理	66
2.6 ヘッジ会計の代替(公正価値オプション及びその準用)	25	7.2 直先差額の会計処理	66
2.7 開示	26	7.3 会計処理	68
3. 金利相場の変動に対応するために借入金の固定金利を 変動金利に転換してヘッジを図るケース	27	7.4 日本基準における処理との相違	70
3.1 ヘッジ関係の整理	27	8. 通貨オプションで為替リスクをヘッジするケース	73
3.2 ヘッジ手段とヘッジ対象の適格性の検討	27	8.1 適格なヘッジ対象	73
3.3 有効性の検討	28	8.2 適格なヘッジ手段	74
3.4 文書化	30	8.3 文書化	75
3.5 会計処理	31	8.4 有効性の評価	75
3.6 日本基準における処理との相違	33	8.5 会計処理－オプションの時間的価値の処理	76
4. 変動利付借入金の金利支払額の変動をヘッジするケース	34	8.6 日本基準における処理との相違	82
4.1 ヘッジ関係の整理	34	9. 外貨建変動利付借入金の金利リスクと為替リスクによる キャッシュ・フローの変動を金利通貨スワップで ヘッジするケース	83
4.2 ヘッジ手段とヘッジ対象の適格性の検討	34	9.1 会計モデル	83
4.3 有効性の検討	35	9.2 ヘッジ手段	84
4.4 文書化	38	9.3 ヘッジ対象	85
4.5 ヘッジ対象の公正価値の変動累計額の計算	38	9.4 文書化	85
4.6 会計処理	39	9.5 会計処理	86
4.7 日本基準における処理との相違	41	9.6 日本基準における処理との相違	92
5. 外貨建仕入の予定取引から発生する為替リスクを 為替予約でヘッジするケース	43	10. コモディティの価格変動リスクをヘッジするケース	93
5.1 為替予約による外貨建予定取引のヘッジ	44	10.1 会計モデル	93
5.2 ヘッジ対象として適格な予定取引	45	10.2 ヘッジ適格な予定取引	96
5.3 文書化	45	10.3 ヘッジ手段	97
5.4 会計処理－予定取引実行時	48	10.4 ヘッジ対象の指定	98
5.5 会計処理－予定取引の延期または中止	49	10.5 将来に向かっての有効性の評価	101
5.6 会計処理－予定取引の一部が中止される場合	51	10.6 ヘッジ比率とリバランシング	102
5.7 日本基準における処理との相違	55	10.7 会計処理	105
		Appendix IFRS第9号における定量開示の開示例	109
		本冊子について	112

IFRSの改訂ヘッジ会計

2013年11月19日、IASBは一般ヘッジに関する改訂を含むIFRS第9号「金融商品」(2013年版)を公表しました。これは、2010年12月にリリースされた公開草案に対して各方面から寄せられたコメントを斟酌のうえ、最終基準書化されたものです。

一般ヘッジに関するヘッジ会計の改訂はまた、IAS第39号「金融商品」の置換えプロジェクトの一環であり、IASBの単独プロジェクトとして行われました。その他の金融商品会計の改訂(「分類及び測定」及び「金融資産の減損」とともに、プロジェクトのすべてのフェーズは終了し、2014年7月、IFRS第9号「金融商品(2014年版)」が公表されました。これにより、金融危機後長く議論が続いてきたIAS第39号の置換えプロジェクトは一旦終了しました。なお、金融機関等で行われる、オープンポートフォリオに対して、機動的かつ弾力的にヘッジを行うようなヘッジ活動の会計処理は、別途、IASBはマクロ・ヘッジ・プロジェクトとしてその検討を行っています。

IAS第39号におけるヘッジ会計はルール・ベースであり、企業が行うリスク管理活動の実態を適切に財務諸表に反映することが困難であることが指摘されていました。そのため、改訂ヘッジ会計では、リスク管理実態をより適切に財務諸表に反映することができるようにすることを目的として、原則ベースのアプローチが採用され、また、ヘッジ会計に関連する開示が拡大されています。

その一方で、ヘッジ会計はその適用が選択可能な処理であることには変更がなく、詳細な文書化をはじめ、適用のための要件を充足することが要求されます。また、リスク管理の実態を財務諸表に反映させるためにヘッジ会計の適用対象は拡大されましたが、引き続きヘッジの非有効部分を測定し、原則として純損益に認識しなければならないというヘッジ会計モデルに変更はありません。

改訂ヘッジ会計は企業の行うリスク管理とより整合的であり、ヘッジ会計の適用が禁止されるようなケースがIAS第39号と比べて少なくなったため、使いやすいものになったとして、IFRS適用企業においては概ね好感をもって受け止められているようです。

しかし、日本の金融商品会計におけるヘッジ会計の枠組みとIFRSの改訂ヘッジ会計には依然として大きな隔たりがあり、日本企業がIFRS第9号を適用する場合、そのヘッジ関係の特定・データの捕捉方法・会計処理など、検討を要する点はなお多くあるものと考えられます。このため、本冊子は、日本企業の実務の用に供することを前提に、以下を目的として作成しています。

- IFRS第9号における改訂ヘッジ会計について、その全体像を概説すること
- 日本企業(主に事業会社)で一般的に行われているヘッジ活動に着目し、日本基準のもとで会計処理を行ってきた日本企業が、IFRSのヘッジ会計を適用する場合に、どのような点を検討する必要があるかについて、ケーススタディ形式で解説すること

改訂ヘッジ会計は、企業のリスク管理活動を財務諸表に反映することを目的としています。そのため、80~125%の有効性の数値規準はなく、一律の対応が求められるわけでもありません。むしろ、基準の求めるエッセンスを理解し、それに対応する体制を自社の経済環境・リスク管理の方針にうまく合致するように整えることに成功した企業であるほど、ヘッジ会計をうまく使いこなすことが可能となります。

本冊子の初版は、IASBがIFRS第9号(2013年版)を公表して間もない2014年2月に公表しました。第二版となる今回の改訂は、2014年に最終化されたIFRS第9号および初版公表後から現在までのKPMGの見解等を含む最新の情報を反映させた内容(第2章、第8章及び第9章)となっています。また、第4章から第6章の記載の一部を訂正しています。

本冊子が、IFRS第9号におけるヘッジ会計の実務への適用上の論点を明確にしたいと考えられている方々のご理解に少しでも役立つことができれば幸いです。

2015年12月吉日

有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザリー室／ファイナンシャルサービス本部

本書の構成

本書は、第1章でIFRS第9号で導入されるヘッジ会計(一般ヘッジ)の重要論点をまとめ、第2章でIFRS第9号の規定を概括し、第3章から第10章で、日本企業においてよく見られるヘッジ取引をケースとして取り上げ、ヘッジ会計(一般ヘッジ)を実務においてどのように適用するか、その際の留意点などについて、具体的な説明を行っています。最後にAppendixではIFRS第9号における定量開示の開示例をまとめています。

第2章でヘッジ会計(一般ヘッジ)の概略を説明していますが、第3章以降において、「このケースではこの基準文言はどのように読むのか」という観点で、再度説明を繰り返している部分があります。そのため、基準に関する記載は、第2章と第3章以降とで、一部重複しています。

一方で、ケース(第3章～第10章)をベースにしたヘッジ会計(一般ヘッジ)の解説では、各章で同一の論点について何度も繰り返し説明することは冗長であることから、すでに他のケースで説明した事項については、その後のケースにおいては原則として説明を省略しています。

第3章以降のケースのみを通読していただいても、ヘッジ会計(一般ヘッジ)についての骨子が把握できるような記載を心掛けていますが、第1章、第2章をご一読いただくことで、全体像をよりご理解いただけるものと考えています。

なお、IFRS第9号で導入される一般ヘッジ会計は、その適用日が未だ到来しておらず、かつ基準上適用ガイダンスをほとんど提供していない原則ベースの設計になっていることから、今後実務において適用が進むに従い、さまざまな論点について解釈され、実務として定着していく可能性があります。また、IFRS解釈指針委員会より追加解釈が公表される可能性もあります。この結果、本冊子に記載の内容にも、将来的には解釈の深化や実務慣行の定着に伴い変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

本冊子においては、純損益及びその他の包括利益計算書の名称として、簡便的に「包括利益計算書」を統一して使用しています。また、第2章以降で本文左に付しているリファレンスは、IFRS第9号(2014年版)及びこれにより改訂された関連基準でのパラグラフ番号を指しています。IFRS第9号(2014年版)発行前の基準を指している場合は、パラグラフ番号の前に※を付けています。

1. ヘッジ会計(一般ヘッジ)の重要ポイント

主な内容

ヘッジ会計は、企業のリスク管理活動目的で保有する金融商品から生じる損益とヘッジ対象から生じる損益の認識時点の不一致に対処するための特別な会計処理であり、企業はヘッジ会計の適用要件を満たす場合には、ヘッジ会計を適用することを選択できる。IFRS第9号のヘッジ会計(一般ヘッジ)では、ヘッジ関係の種類に対応し、異なるヘッジ会計モデル(公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資ヘッジ)が適用される。

いずれのヘッジ会計モデルにおいても、ヘッジ手段は財政状態計算書上公正価値で測定され、日本基準における金利スワップの特例処理や、為替予約等の振当処理のような会計処理は認められない。また、ヘッジ関係に高い有効性があっても、ヘッジの非有効部分は原則として純損益に計上する必要がある。

ヘッジ会計を適用するためには、適格なヘッジ手段と適格なヘッジ対象から構成されるヘッジ関係が有効性の評価の要件を満たしており、かつ、ヘッジ開始時点において企業は適切な文書化を行う必要がある。ヘッジ会計の改訂は、企業のリスク管理活動の実態を会計に反映することを目的としているため、IFRS第9号では、複数の契約を組み合わせたエクスポージャーをまとめてヘッジする場合や、一部のリスク構成要素のみにヘッジ会計を適用する場合の、ヘッジ会計適用の制限を緩和し、適格なヘッジ対象の範囲を拡大している。ヘッジの有効性については、IFRS第9号では将来に向かってのヘッジ手段とヘッジ対象との経済的関係をヘッジ期間を通じて継続的に評価することは必要であるが、過去に遡って有効であったかどうかの評価は不要である。また、相殺の程度が80~125%の範囲でなければならないとしていたIAS第39号における有効性の数値規準も廃止している。

さらに、IFRS第9号はIAS第39号において指摘されたいくつかのヘッジ会計適用上の問題点にも対処している。IFRS第9号では、「ヘッジのコスト」という考え方にに基づき、オプション契約の時間的価値やフォワード契約の直先差額、金利通貨スワップ等において課される通貨のベース・スプレッドをヘッジのコストとして扱う新たな会計処理が導入されている。また、IFRS第9号では、有効なヘッジ関係を保つためのヘッジ比率の調整は、ヘッジの部分中止もしくは追加指定として取り扱われる。これをリバランシングといい、リバランシングを行ってもなお適格要件を満たさない場合やリスク管理目的を変更する場合にのみ、ヘッジ会計を中止することになる。

IFRS第9号では、ヘッジ会計の改訂に加えて、公正価値オプションもしくはこれに準じた会計処理の適用範囲が拡大され、ヘッジ会計の枠外でもリスク管理の実態を会計により反映することを選択できるようにされている。

また、財務諸表の利用者の判断に資するように、企業のリスク管理戦略、ヘッジ取引に関連する将来キャッシュ・フローの金額・時期・不確実性、及びヘッジ会計の適用による財務諸表への影響を開示することが求められており、定量開示が拡充されている。

IFRS第9号は2014年7月に最終基準化され、その適用日は2018年1月1日以降開始する事業年度からである。ただし、IASBIは、金融機関等で行っているような高度で包括的なヘッジ活動を、どのように会計処理すべきかを検討するマクロ・ヘッジ・プロジェクトに引き続き取り組んでおり、IAS第39号からIFRS第9号の一般ヘッジへの移行に際しては、IFRS第9号の強制適用日以降であってもマクロ・ヘッジ会計モデルが開発されるまでの当面の間は、以下の会計処理の選択が可能である。(1)IFRS第9号の一般ヘッジ会計を適用する(なお金利リスクの公正価値ポートフォリオ・ヘッジについてはIAS第39号を継続して適用することができる)。(2)会計方針の選択として、すべてのヘッジ関係に関してIAS第39号におけるヘッジ会計の規定を継続して適用する。

2. IFRSにおけるヘッジ会計

2.1 ヘッジ会計とは

2.1.1 ヘッジ取引とヘッジ会計

ヘッジ取引とは、一般に、ある取引・事象から生じるリスクに対して、これと相反するリスクをもつ取引を行う(例:現物の買いポジションに対して先物の売りポジションを建てるなど)ことで、リスク軽減を図ることをいう。公正価値やキャッシュ・フローの変動リスクにさらされている企業は、そのリスクの回避を目的として先物取引やオプション取引などのデリバティブ取引や反対売買などのヘッジ取引を行うことがある。リスク回避目的で行われるヘッジ取引が「ヘッジ手段」であり、このヘッジ取引を行うことで、リスク回避が試みられている対象が「ヘッジ対象」である。「ヘッジ関係」という場合は、どのようなリスクをどのようにヘッジするかという、ヘッジ対象とヘッジ手段の組み合わせを指す。

ヘッジ取引を行うことで、企業は経済的にはリスク回避に成功するかもしれない。しかし、ヘッジ手段とヘッジ対象はヘッジ会計が適用されない場合、それぞれに適用される会計基準の定めるところに従って会計処理されるため、そのリスク回避の効果は、会計上適切に反映されない可能性がある。このため、ヘッジ手段とヘッジ対象から生じる利益と損失を同一のタイミングで認識することで、会計上もヘッジ取引のリスク回避の効果を反映させる会計処理である「ヘッジ会計」へのニーズが生じる。

IFRSのヘッジ会計は、一般ヘッジとマクロ・ヘッジの2つのフェーズに分けて改訂が行われている。

一般ヘッジは、個別の資産・負債、またはポートフォリオではあっても、そのポートフォリオを構成する個々の項目に入替えがない、いわゆる「クローズド・ポートフォリオ」を適用対象とするもので、2013年11月のIFRS第9号(2013年版)を経て、最終的にIFRS第9号(2014年版)(以下、「IFRS第9号」)において規定されている。

IFRS9.6.1.3, 7.2.21

これに対して、金融機関等が行っているヘッジ活動では、ポートフォリオを構成する個別単位を1つ1つ識別することなく、オープン・ポートフォリオを全体としてリスクヘッジするものも多く、このようなヘッジ活動に対応するヘッジ会計モデルは、マクロ・ヘッジと称される。マクロ・ヘッジのプロジェクトはIASBで検討中であり、IFRS第9号ではIAS第39号における金利リスクのポートフォリオ公正価値ヘッジの規定を引き継いでいる。さらに、IASBによるマクロ・ヘッジ・プロジェクトの審議が終了し、最終基準が公表されるまでの間については、企業はIFRS第9号の発効後も、継続してIAS第39号のヘッジ会計の適用を選択することもできる。

本書は特定業種におけるヘッジ活動への対応に焦点を当てるものではなく、また、マクロ・ヘッジ会計を適用する企業は限定的であるため、以下ではIAS第39号で認められている金利リスクのポートフォリオ公正価値ヘッジや、現在審議中の新たなマクロ・ヘッジ・モデルについての解説は行っていない。

2.2 ヘッジ関係の種類

IFRS9.6.5.2

ヘッジ関係は、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ、の3種類に整理されている。

2.2.1 公正価値ヘッジ

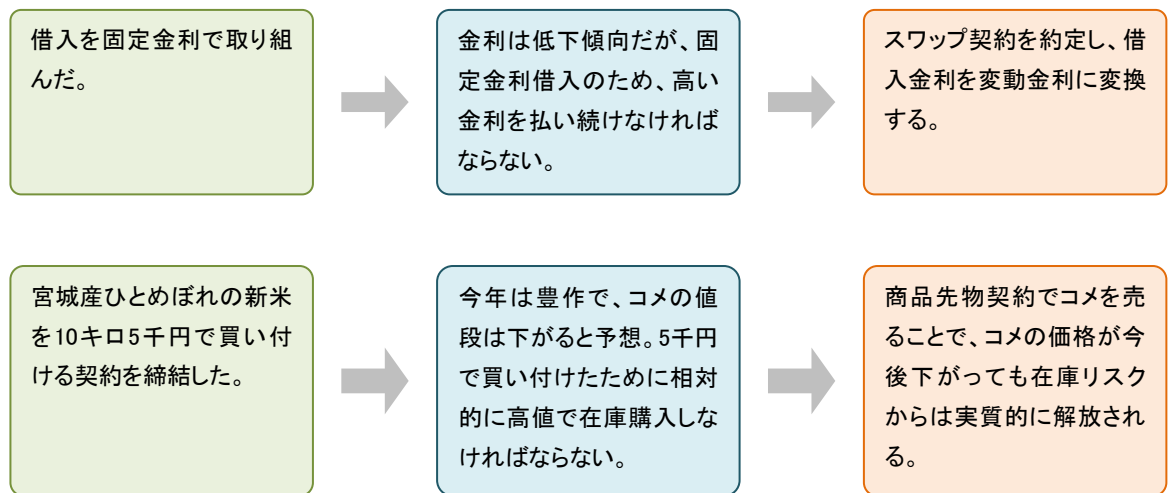
IFRS9.6.5.2(a)

公正価値ヘッジとは、ヘッジ対象の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因して変動し、かつ、その変動が純損益に影響を与えうる場合における、当該公正価値変動のエクスポージャーに対するヘッジである。ヘッジ対象としては、すでに会計上認識されている資産・負債のほか、会計上は未だ認識されていない確定約定(2.4.2の用語解説: 予定取引と確定約定を参照)、もしくはそれらの構成要素も含まれる。

IFRS9.6.5.3

なお、IFRS第9号において、公正価値で測定し、評価差額をその他の包括利益に計上することを選択した(FVOCI区分)の資本性金融商品(例えば戦略的投資の一環として保有する株式)を公正価値ヘッジの対象とする場合には、上記の純損益をその他の包括利益と読み替えることとされている。

<公正価値ヘッジの例>



2.2.2 キャッシュ・フロー・ヘッジ

IFRS9.6.5.2(b)

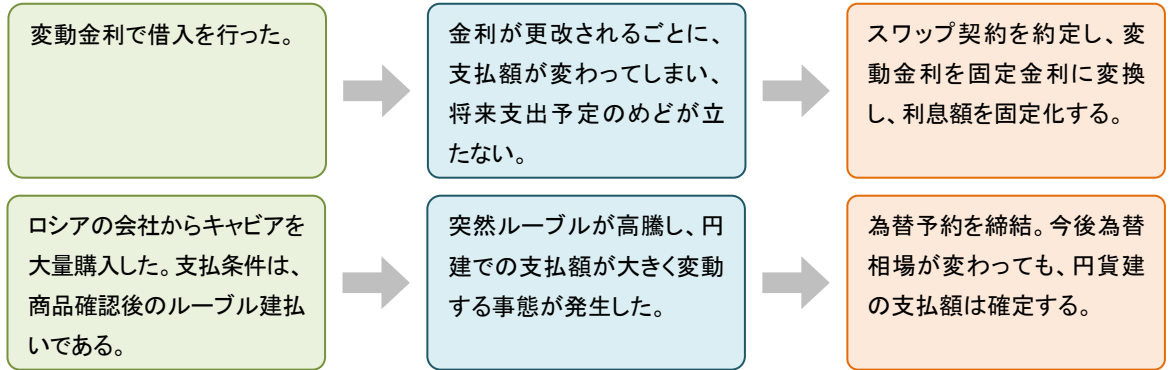
キャッシュ・フロー・ヘッジとは、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが特定のリスクに起因して変動し、かつ、純損益に影響を与えうる場合における、当該キャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーのヘッジである。ヘッジ対象としては、すでに会計上認識されている資産・負債のほか、発生可能性が非常に高い予定取引、もしくはそれらの構成要素も含まれる。

外貨建のすでに会計上認識されている資産・負債のヘッジは、公正価値変動リスクのヘッジとも、キャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとも解釈できる。

IFRS9.6.5.4

また、外貨建確定約定における為替リスクのヘッジも、一般的なカテゴリーによれば、確定約定のヘッジであることから公正価値ヘッジと捉えられるが、キャッシュ・フロー・ヘッジの会計モデルを適用することができる。

<キャッシュ・フロー・ヘッジの例>

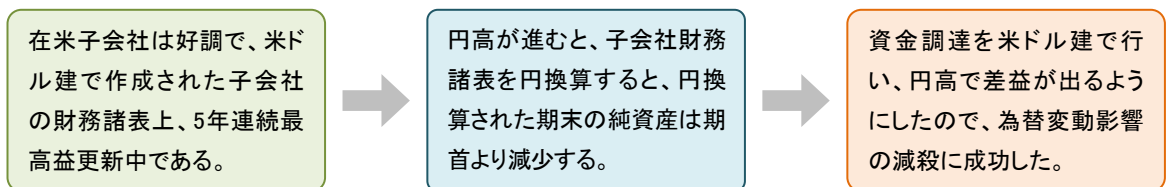


2.2.3 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

IFRS9.6.5.2(c)

在外営業活動体に対する純投資のヘッジとは、いわゆる海外支店や海外子会社への投資から生じる為替変動のエクスポージャーに対するヘッジである。海外拠点の財務諸表項目を当該在外営業活動体の機能通貨（通常は当該海外支店・子会社の存在する国の現地通貨）から表示通貨（円建で連結財務諸表を作成する日本企業であれば円）へ換算することにより生じる為替差額は、その他の包括利益に認識されて資本に影響を与え、最終的には当該在外営業活動体が処分される時点で純損益に影響を与えるため、ヘッジ会計の対象になる。

<純投資ヘッジの例>



2.3 ヘッジ会計モデル

ヘッジ会計のモデルは、前項で整理されたヘッジ関係の種類ごとに、それぞれ規定されている。

2.3.1 公正価値ヘッジ

IFRS9.6.5.8

公正価値ヘッジにおける会計処理は次のとおりである。

- ヘッジ手段に係る利得または損失は純損益で認識する。ただし、ヘッジ対象がFVOCI区分の測定を選択した資本性金融商品の場合は、その他の包括利益で認識する。
- ヘッジ対象に係るヘッジ利得または損失は以下のとおり認識する。
 - ヘッジ対象がすでに会計上認識されている資産・負債である場合は、ヘッジ対象の帳簿価額を調整するとともに、純損益に認識する。

- ヘッジ対象がFVOCI区分に分類される負債性金融資産の場合は、純損益に認識する。このとき、ヘッジ対象の負債性金融資産の帳簿価額は調整せず、公正価値測定によって生じるその他の包括利益を調整する。
 - ヘッジ対象がFVOCI区分の測定を選択した資本性金融商品の場合は、その他の包括利益に残す(ヘッジ対象の資本性金融商品は公正価値で測定され、その変動損益はその他の包括利益に認識する)。
 - ヘッジ対象が会計上未認識の確定約定である場合は、純損益に認識する。また、ヘッジ期間中のヘッジ対象の公正価値の変動累計額を、純損益を通じて資産または負債として認識する。
- なお、ヘッジ対象に係るヘッジ利得または損失とは、ヘッジ対象のヘッジリスクに起因する公正価値の変動により生じる損益である。

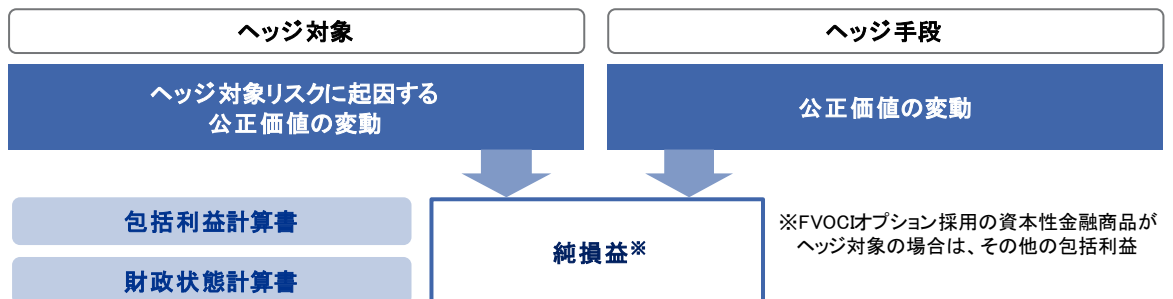
用語解説：FVOCIに分類される負債性金融資産

負債性金融資産は、以下の2つの要件を満たした場合、FVOCIで測定する区分に分類される。

- 負債性金融資産の契約上のキャッシュ・フローは、元本と利息のみから構成される(キャッシュ・フロー要件)。
- 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理する事業モデルに基づき保有されている(事業モデル要件)。

FVOCI区分に分類される負債性金融資産は、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理する事業モデルに基づき保有されている商品であるため、その償却原価の情報も、公正価値の情報も有用であり、このため、償却原価区分の金融資産と同様の純損益情報を包括利益計算書に、また純損益を通じて公正価値で測定する区分の金融資産と同様にその公正価値を財政状態計算書に表示することが要求される。このため、受取利息の計上のほか、予想信用損失、売却損益、及びヘッジ対象に係るヘッジ利得または損失を純損益に計上し、公正価値変動との差額をその他の包括利益に計上する。

ヘッジ手段、ヘッジ対象とも、関連する利得及び損失が純損益に計上されるため、ヘッジの非有効部分も、結果的に純損益に全額計上されることになる。なお、ヘッジ対象がIFRS第9号におけるFVOCI区分資本性金融商品の場合は、純損益をその他の包括利益と読み替える。この場合、ヘッジの非有効部分も、その他の包括利益で認識される。



ヘッジ対象の帳簿価額は、上記ヘッジ対象リスクに起因する公正価値変動を含めた値となる

IFRS9.B6.4.1

用語解説:ヘッジの有効・非有効

ヘッジの有効性とは、ヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する程度を指す。公正価値ヘッジの非有効部分とは、ヘッジ手段の公正価値の変動がヘッジ対象のそれよりも、どの程度大きいかまたは小さいかを示している。

公正価値ヘッジでは、ヘッジの非有効部分(ヘッジ会計の目的(ヘッジ対象の公正価値の変動をヘッジ手段の公正価値の変動により相殺する)に合致しない部分)は、原則として純損益で処理を行う。ただし、FVOCI区分の資本性金融商品をヘッジ対象として公正価値ヘッジを適用する場合は、非有効部分はその他の包括利益に計上する。

キャッシュ・フロー・ヘッジにおいては、非有効部分のすべてが純損益に計上されるわけではない。公正価値ヘッジの非有効部分とは異なり、キャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジ手段の公正価値変動の絶対値がヘッジ対象の価値変動の絶対値よりも小さい場合(アンダー・ヘッジの場合)には、純損益に認識すべき非有効部分はないことになる(2.4.4を参照)。

IFRS9.6.5.9

ヘッジ対象である確定約定が履行された結果、資産もしくは負債が認識される場合には、ヘッジ期間を通じて資産または負債として認識されたヘッジ対象の公正価値の変動累計額は当該資産または負債の当初測定に含められる。

IFRS9.6.5.10

他方、すでに会計上認識されている資産・負債の帳簿価額に対して行われた修正額は、ヘッジ対象が償却原価で測定される金融商品である場合、純損益を通じて償却を行う必要がある。償却は、実効金法に基づいて行う必要があり、ヘッジの結果として帳簿価額の修正が行われた時点以降に開始すればよいとされているが、遅くとも、ヘッジが終了し、ヘッジによる帳簿価額の修正が生じなくなった時点には、償却を開始しなければならない。ヘッジ対象がFVOCI区分に分類される負債性金融資産の場合は、ヘッジ対象である負債性金融資産の帳簿価額の修正を行うのではなく、過去に公正価値ヘッジを適用することで純損益に認識したヘッジ対象に係る利得または損失の累計額を表す金額に対して実効金法に基づく償却を行う。

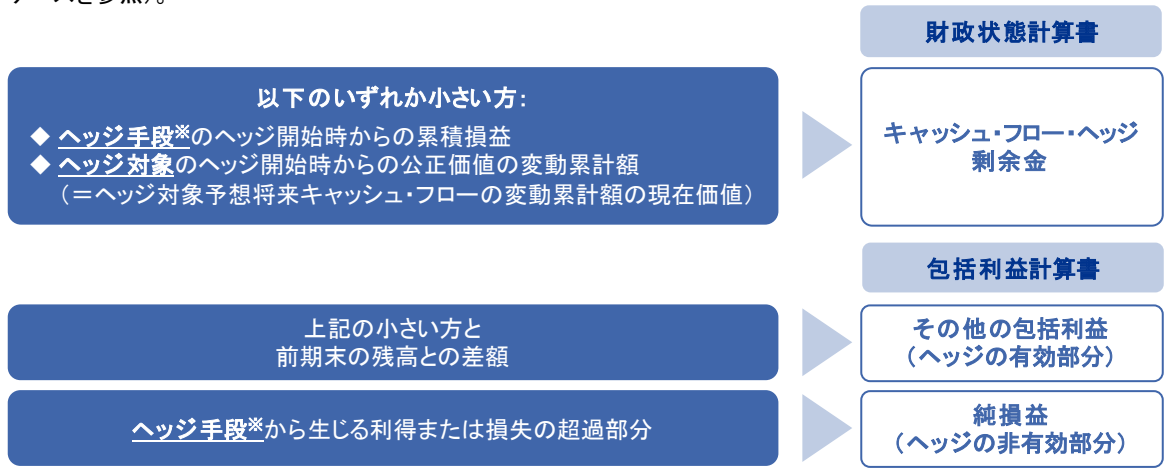
2.3.2**キャッシュ・フロー・ヘッジ**IFRS9.6.5.11(b),
6.5.11(c)

キャッシュ・フロー・ヘッジにおける会計処理は次のとおりである。

- ヘッジ手段に係る利得または損失は、ヘッジとして有効な部分をその他の包括利益で、それ以外の部分を純損益で認識する。
- 「ヘッジとして有効な部分」は、報告日におけるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の計上額(残高)と、前期末の報告日におけるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金計上額(残高)の差額として計算する。

IFRS9.6.5.11(a)

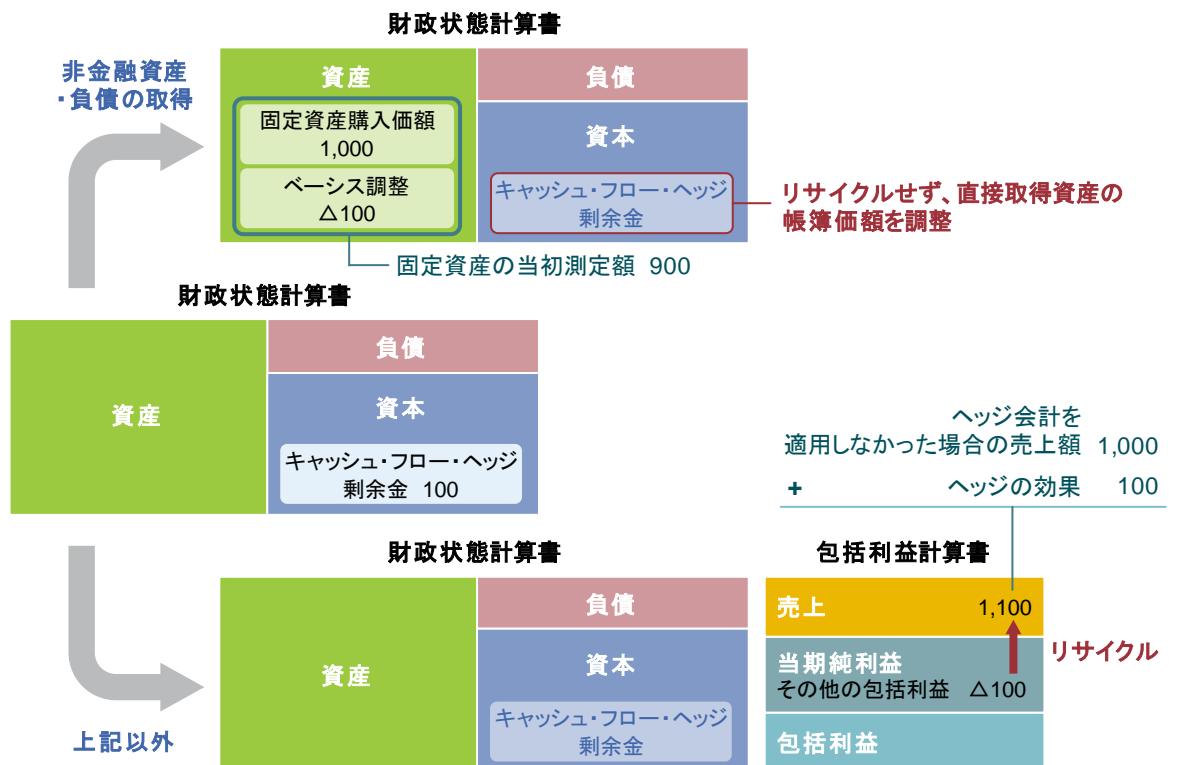
各報告日におけるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金計上額(残高)は、①ヘッジ開始時からの、ヘッジ手段に係る利得または損失の累計額と②ヘッジ開始時からの、ヘッジ対象の予想将来キャッシュ・フローの公正価値(現在価値)の変動累計額を比較し、その絶対値が小さい方の値として計算される(具体的な計算方法の例示については、各ケースを参照)。



※オプションの時間的価値やフォワードにおける直先差額などは、ヘッジ手段に含めないことができる

IFRS9.6.5.11(d)

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、ヘッジ対象が何かに応じて規定の処理を行う。まず、ヘッジ対象が予定取引であり、その結果として非金融資産・負債が生じる場合、もしくはそのような予定取引が公正価値ヘッジの適用対象である確定約定となった場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、その他の包括利益を通さず(すなわち、リサイクルせず)直接的にヘッジ対象の帳簿価額にベース調整する(この会計処理はIAS第1号「財務諸表の表示」の組替調整には該当しない)。それ以外の場合は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じタイミングで、その他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を純損益に組み替える(この会計処理はIAS第1号の組替調整に該当する(リサイクル))。



IFRS9.6.5.11(d)(iii) キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額を、将来において回収できないと企業が予想する場合には、その時点でキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を純損益に組み替える。

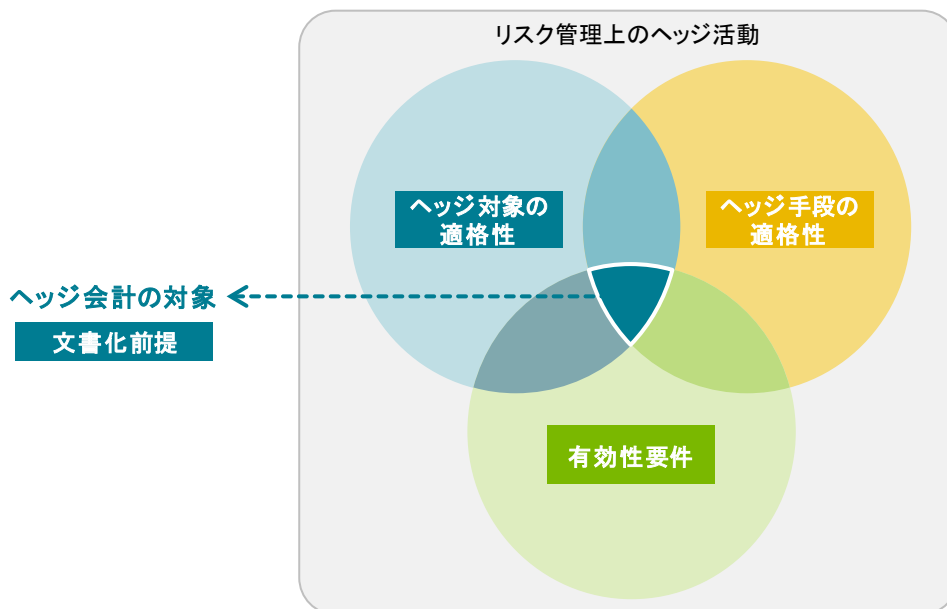
2.3.3 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

IFRS9.6.5.13, 6.5.14 在外営業活動体に対する純投資ヘッジの会計処理は、キャッシュ・フロー・ヘッジとほぼ同様である。ヘッジ手段の公正価値変動額のうち有効部分は、ヘッジ期間にわたりその他の包括利益を通じて資本に累積され、在外営業活動体が処分される際に、純損益に組み替えられる。非有効部分は純損益に計上される。

2.4 ヘッジ会計の適格要件

IFRS9.6.4.1 ヘッジ会計を適用するための要件は、次のとおりである。

- ヘッジ手段及びヘッジ対象が、基準の要請に照らして適格であること
- ヘッジ関係が、基準の要請するヘッジの有効性の要件を満たすものであること
- ヘッジの開始時点においてヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する企業のリスク管理目的及びリスク管理戦略の公式な指定と文書化を行っていること



IFRS9.6.4.1(b) ヘッジ会計の適用に関する文書化は、必ず、ヘッジ会計の開始時点で行う必要がある。ヘッジ会計の適用を、遡及的に指定することはできない。

IFRS9.6.5.6 ヘッジ関係の適格要件が満たされなくなった場合には、ヘッジ会計を将来に向かって中止する必要がある。ヘッジ手段が売却・オプション行使で消滅したような場合も同様である。なお、有効性については、ヘッジ手段とヘッジ手段の量的比率の調整(リバランシング。2.5.4を参照)を行ってもなお要件を満たせない場合にのみ、ヘッジ会計を中止する。

2.4.1 適格なヘッジ手段

IFRS9.6.1.1

ヘッジ会計の対象となるヘッジ取引とは、特定のリスク・エクスポージャーを管理するために金融商品を用いる企業のリスク管理活動に基づいて行われる取引である。したがって、ヘッジ手段は金融商品に限定される。一般的には、スワップ、為替予約、オプションなどのデリバティブ取引が用いられることが多い。なお、次の金融商品をヘッジ手段として指定する際には、留意が必要である。

商品の種類	分析
売建オプション (IFRS9.6.2.1、6.2.6、 B6.2.4)	売建オプション及び買建オプションとの組合せであって、その純額がオプションの売建となっている場合は、ヘッジ対象が買建オプションを含む場合を除き、ヘッジ手段に指定できない。ヘッジ対象が買建オプションを含む場合は、例えば、ヘッジ対象が区分処理されない買建オプション要素を含んだ複合金融商品であるケースである。
現物金融商品で、純損益を通じて公正価値で測定されないもの (IFRS9.6.2.2)	純損益を通じて公正価値で測定される場合のみ、現物金融商品をヘッジ手段に指定できる。したがって、公正価値で測定される商品であっても公正価値オプションを選択した金融負債で公正価値の変動のうち自己の信用リスクによる部分をその他の包括利益に表示するものや、FVOCIオプションを採用した資本性金融商品は、ヘッジ手段には指定できない。 なお、為替リスクに関する要素がIAS第21号の規定(IAS21.28)に基づき純損益に計上される場合には、当該部分を取り出してヘッジ手段に指定することができる(例:外貨建借入金の換算差額)。ただし、この場合であっても、FVOCIオプションを採用した資本性金融商品は、ヘッジ手段に指定できない。
自社の資本性金融商品 (IFRS9.B6.2.2)	金融商品であっても、金融資産・負債でないものは、ヘッジ手段に指定することはできない。例えば、従業員に付与した株価連動報酬をヘッジするために自社株を保有する場合でも、このヘッジ活動にヘッジ会計は適用できない。
内部取引 (IFRS9.6.2.3)	ヘッジ手段に指定できるのは対外取引のみである。このため、グループ間の効率的な資金運用を行うためのトレジャリー・センターと締結したデリバティブ契約は内部取引であり、連結上内部取引は相殺されるため、ヘッジ手段として指定できない。内部取引が最終的に同一条件で対外取引につながられているような場合は、その対外取引をヘッジ手段に指定し直すことにより、ヘッジ会計の適用が可能である。

IFRS9.B6.2.6

1つの金融商品をもって、複数のリスクに対するヘッジ手段として指定することができる。なお、ここで、複数のリスクが複数のヘッジ関係におけるそれぞれ異なるヘッジ対象から生じるものであっても構わない。

IFRS9.6.2.5、6.2.6、 B6.2.4

逆に、単独の金融商品だけでなく、デリバティブ(及びその比例部分)と非デリバティブ(及びその比例部分)とを組み合わせることでヘッジ手段に指定することも可能である。組合せ指定する商品には売建オプションが含まれていてもよいが、組合せ指定した結果、実質的に、指定日においてヘッジ手段が全体として正味の売建オプションとなつてはならない。限定的な状況を除き、正味で売建オプションとなっている金融商品の組合せは、ヘッジ手段として適格ではない。

IFRS9.6.2.4, 6.2.2

ヘッジ手段は、原則として金融商品全体をヘッジ手段として指定する必要がある。金融商品の一部ののみがヘッジ手段として指定されるのは、次の状況に限定される。

- オプションの本源的価値と時間的価値のうち、本源的価値のみをヘッジ手段に指定した場合。
- フォワード契約の直物要素と直先差額のうち、直物要素部分のみをヘッジ手段に指定した場合。同様に、通貨のベース・スプレッドについても、これをヘッジ目的で使用する金融商品から分離してヘッジ手段に含めないことができる。
- ヘッジ手段全体の比例的部分を、ヘッジ手段に指定した場合。
- 為替リスクのヘッジに際し、現物金融商品(IFRS第9号におけるFVOCI区分の資本性金融商品を除く)の為替リスクに関する要素をヘッジ手段に指定する場合。

IFRS9.6.2.4(c)

ヘッジ手段の一部の期間などを限定して取り出し、その部分に帰属するヘッジ手段の公正価値変動部分のみをもってヘッジ手段に指定することはできない。

※IAS39.72, 77

なお、IAS第39号における適格なヘッジ手段の範囲は、以下の場合を除き、IFRS第9号におけるものとほぼ同じである。まず、現物金融商品は、IAS第39号のもとでは為替リスクのヘッジの場合にしかヘッジ手段に指定できない。IFRS第9号では純損益を通じて公正価値で測定される現物金融商品であれば、為替リスクのヘッジに限定されない。また、複数のデリバティブを組み合わせるヘッジ手段に指定することはIAS第39号でも可能であるが、売建オプションをその中に含めることは、その売建オプションを含む正味のポジションが買建であっても、IAS第39号では禁止されている。ヘッジ手段の部分指定に関しては、IAS第39号では通貨のベース・スプレッドをヘッジ手段指定から除外することはできない。

2.4.2 適格なヘッジ対象

IFRS9.6.5.2, 6.5.4

ヘッジ会計モデルによって、ヘッジ対象としうるものには相違がある。確定約定は公正価値ヘッジの対象となる。一方、確定約定ではないものの、発生の可能性が非常に高い予定取引は、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象となる。ただし為替リスクのリスクのヘッジの場合には、確定約定であっても、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象とすることができる。

ヘッジ対象	公正価値ヘッジ	キャッシュ・フロー・ヘッジ
すでに会計上認識されている資産・負債	○	○
外貨建取引の確定約定における為替リスクのヘッジ	○	○
上記以外の確定約定のリスクヘッジ	○	×
発生可能性が非常に高い予定取引	×	○

IFRS9.A

用語解説: 予定取引と確定約定

ヘッジ会計における確定約定、予定取引の意味は、明確に定義されている。確定約定とは、所定の数量の資源を所定の将来の日に所定の価格で交換する拘束力のある契約である。

予定取引とは、確定ではないが予想される将来の取引である。

確定約定は会計基準上の規定によりオンバランスされないが、契約には拘束力があり、経済的には権利・義務を会社に生じさせている。これに対して、予定取引は単なる予定であるので、会社に権利・義務はまだ生じていない。予定取引については、そのすべてにヘッジ会計の適用が可能なわけではなく、その発生可能性が非常に高いものだけがヘッジ適格要件を満たすヘッジ対象となりうる。

IFRS9.6.3.5, 6.3.6

ヘッジ手段と異なり、ヘッジ対象は、金融商品に限定されない。また、会計上認識されている取引だけではなく、未認識の取引もヘッジ対象として適格となる場合がある。内部取引をヘッジ対象に指定することは、一定の要件を満たす為替リスクのヘッジの場合を除き、禁止されている。ただし、IFRS第10号「連結財務諸表」に規定される投資企業を報告主体とする連結財務諸表に関しては、別途定めがある。

IFRS9.6.6.1,
B6.6.7, B6.6.8

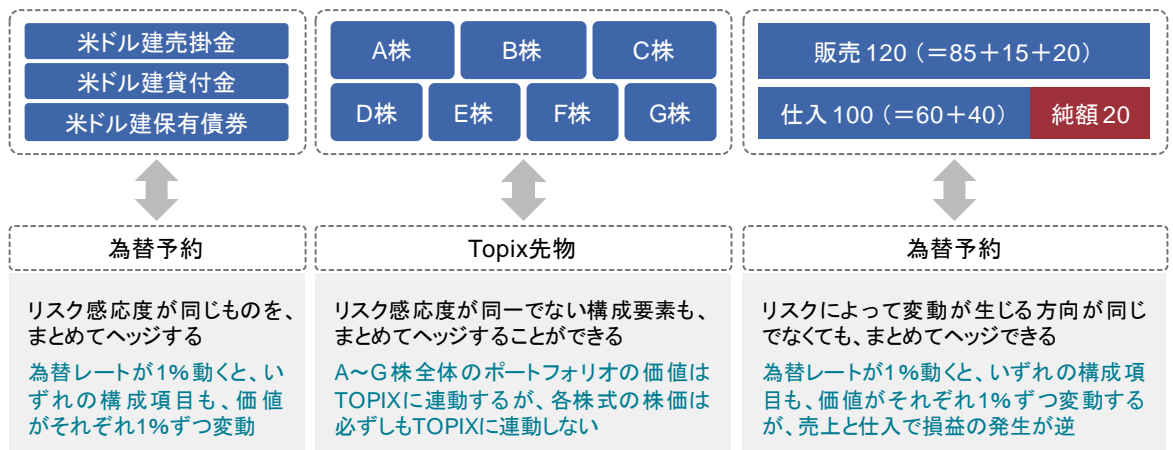
IFRS第9号のもとでは、リスク管理活動の実態に合わせて、複数の資産・負債を弾力的に組み合わせて、ヘッジ対象に指定することができる。複数の項目をグルーピングしてヘッジ対象指定を行うには、以下のすべてを満たす必要がある。

- グルーピングされた項目の1つ1つが、ヘッジ対象としての適格要件を満たすこと
- リスク管理の目的上、グループとして一緒に管理されていること
- キャッシュ・フロー・ヘッジを適用する場合に、将来のキャッシュ・インフローと将来のキャッシュ・アウトフローがともにヘッジ対象に指定され、両者が相殺しあう(ネット・ポジション)ようなケースにおいて、グルーピングしてヘッジ対象指定できるのは為替リスクのヘッジに限定される。さらに、予定取引がいつ純損益に影響を与えるか、その内容・数量があらかじめ特定されている必要がある。純損益に影響を与えるタイミングとは、例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、ヘッジ対象の非金融資産の帳簿価額に振り替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金が、その非金融資産の償却を通じて純損益に影響を与えるタイミングを指している。

IFRS9.B6.6.4

資産と負債、キャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローを同時にヘッジ対象に指定することで、実質的にその差額の純額をヘッジ対象とすることはできるが、個別項目を具体的に特定することなく概念的な差額のみを抽象的にヘッジ対象に指定することはできない。

以下は、ヘッジ会計上グルーピングしてヘッジ指定可能なヘッジ取引の例である。



IFRS9.6.6.5

複数の項目をグルーピングして公正価値ヘッジのヘッジ対象と指定した場合、公正価値ヘッジの適用により生じるヘッジ対象の帳簿価額の調整は、ヘッジ対象としてグルーピングされているそれぞれの項目について行う。

IFRS9.B6.6.13 – B6.6.15

一方、複数の項目をグルーピングしてキャッシュ・フロー・ヘッジを行う場合については、以下のようになる。

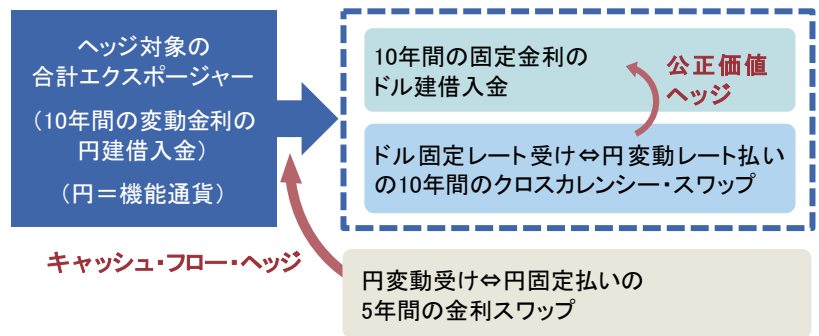
- グロス・ポジションをヘッジ指定する場合は、ヘッジ対象のリスクが包括利益計算書上の異なる表示科目に影響する場合は、各ヘッジ対象項目に合わせて損益を表示する。
- ネット・ポジションのヘッジであり、ヘッジ対象のリスクが包括利益計算書上の異なる表示科目に影響する場合であっても、ヘッジ手段に係る利得または損失を、ヘッジ対象の影響を受ける項目とは区分して独立科目で表示し、ヘッジ対象の表示科目で直接的に調整しない。

IFRS9.6.3.4

このほか、適格なヘッジ対象のエクスポージャーとデリバティブとを組み合わせ、合計エクスポージャーとして、ヘッジ対象に指定することができる。

IFRS9.BC6.163, BC6.165

なお、合計エクスポージャーをヘッジ対象に指定できるということは、合成会計(以下の用語解説を参照)を認めるという意味ではないため、留意する必要がある。



用語解説: 合成会計

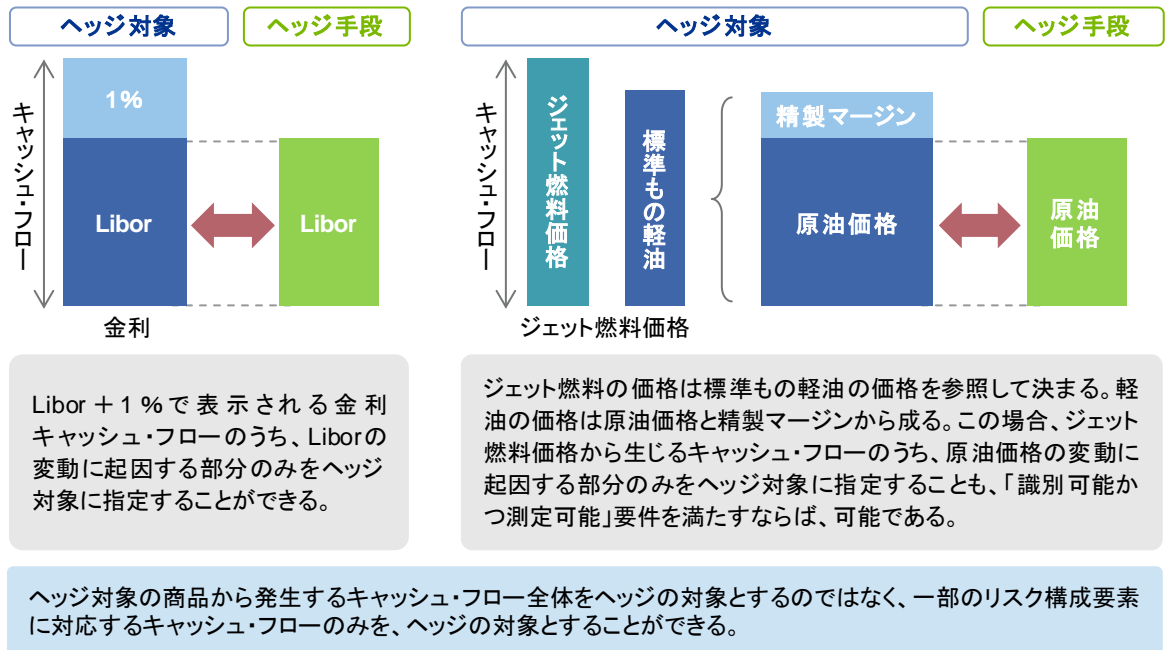
合成会計処理(Synthetic Accounting)とは、複数の商品(一般的には現物商品とデリバティブ商品の組合せ)について、本来は商品ごとに個別に会計処理する必要があるにもかかわらず、複数商品全体が単一の商品であるとみなして会計処理することをいう。また、厳格な計算を行うことなく、変動要素だけを比較して、ヘッジ関係が完全であり、非有効部分がないという想定の上で行われる処理も、合成会計と考えられている。

IFRS9.6.3.7, B6.3.16

ヘッジ対象は、商品全体としてだけでなく、その一部分のみを指定することもできる。以下のようなヘッジ対象の部分指定は、IFRS第9号で明示的に認められている。

- 特定のリスクに影響を受けるキャッシュ・フローもしくは公正価値の変動を指定する。
- 一部のキャッシュ・フローのみを指定する。例えば、借入金に対する利払いのうち、最初の2年間に発生する部分を指定する。
- ヘッジ対象全体の比例的部分を指定する。例えば、元本100万円の貸付金のうち、その80%部分を指定する。
- ヘッジ対象全体の階層部分を指定する。

IFRS9.B6.3.8, B6.3.10 特定のリスクに影響を受ける部分(リスク構成要素)のレベルでヘッジ対象を指定する場合、対象商品に含まれる当該リスク要素を個別に識別できること(識別可能)、また、そのリスク要素の変動により対象商品のキャッシュ・フローもしくは公正価値がどのように変動するかを信頼性をもって測定できること(測定可能)が必要である。「識別可能」であるためには、必ずしも、その商品の契約上、リスク要素が明記されている必要はない。ただし、契約上に明記されていない場合は、そのリスク構成要素が「識別可能かつ測定可能」の要件を満たしているかどうか、判断が必要になる。



IFRS9.B6.3.18

一方、階層部分の指定とは、リスクではなく、名目金額を構成要素として指定する方法の一種であり、例えば、次のものがある。

- 貨幣単位として指定される取引量の一部。例えば、円を機能通貨とするA社が来月計上する予定の米ドル建の売上のうち、最初の500米ドルの後の次の500米ドルのキャッシュ・フロー
- 物理的な数量単位として指定される在庫数量の一部。例えば、ある倉庫に保管されている天然ガスのうち、常に貯蔵されている(底だまりの)500万 m^3
- 物理的な数量単位等により指定される取引量の一部。例えば、来月購入される石油の、最初の100バレル
- ヘッジ対象となっている項目の名目金額の中の、一部階層。例えば、元本100万円の固定金利債券のうち、最後に払い出される30万円

※IAS39.83

IAS第39号で適格とされるヘッジ対象の範囲は、IFRS第9号と比べて限定的である。まず、ヘッジ対象を組み合わせる指定することについては、グルーピングされた各項目が、同じリスク・エクスポージャーを共有し、かつ、グループ内の個々の項目におけるそのリスクに起因する公正価値の変動と、グループ全体におけるそのリスクに起因する公正価値の変動とが、概ね比例していなければ、適格なヘッジ対象としての指定とはならない。また、デリバティブと他の商品を組み合わせた合計エクスポージャーを、ヘッジ対象とすることは認められていない。

※IAS39.81, 82

また、非金融商品については、リスク構成要素をヘッジ対象として指定することはIAS第39号では認められず、金融商品のリスク構成要素とは取扱いが異なっている(第10章参照)。

2.4.3 ヘッジの有効性の評価

IFRS9.6.4.1(c),
B6.4.1

ヘッジの有効性とは、ヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動をどの程度相殺しているかを示すものであり、IFRS第9号のもとでは、ヘッジ関係においてヘッジが有効であるとは、次のすべてが満たされる状態をいう。

- ヘッジ対象とヘッジ手段との経済的関係が、ヘッジ対象リスクの変動による相殺をもたらすこと
- ヘッジ対象とヘッジ手段に内在する信用リスクの影響が、それらの経済的関係から生じる価値変動を阻害するほど重要なものではないこと
- ヘッジ手段とヘッジ対象との関係性を示すヘッジ比率が、企業が実際にヘッジ取引を行っているヘッジ手段・ヘッジ対象の数量を反映するものであり、また、ヘッジ会計を利用してヘッジの非有効部分が意図的に生じるようにヘッジ対象とヘッジ手段をアンバランスにウェイト付けするようなものではないこと

IFRS9.B6.4.4 –
B6.4.6

ヘッジ対象とヘッジ手段との相殺効果は、経済的関係に基づくものである必要があり、単に、統計的に両者に関係があることが観察されているというだけでは不十分であることが、IFRS第9号では強調されている。反対に、ヘッジ対象リスクに対して、一般的に、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値が逆方向に動くことが予想されているのであれば、何らかのノイズの結果として、実際には両者の価値が相殺方向に動かなかつたとしても、それのみをもって、必ずしもヘッジが有効ではないという結論にはならない。基礎数値が変動することで両者の価値が反対方向に動くということが依然として予想されるのであれば、ヘッジの有効性要件を満たさう。

IFRS9.B6.4.12

企業は、ヘッジ関係の開始時、及びその後も継続的に、有効性の要件が満たされているかどうかをテストしなければならない。「継続的に」とは、各報告日または状況の重要な変化があった場合に、という意味である。ヘッジの有効性は、将来に向かっての予測に基づきテストする。

IFRS9.B6.4.13,
B6.4.14

ヘッジの有効性の評価方法につき、IFRS第9号は特定の方法の使用を要求してはいない。例えば、名目金額、満期、基礎数値など、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が完全に、またはほぼ一致しており、それにより両者の経済的な相殺効果が明らかであれば、そのような定性的な条件を評価するだけで有効性の要件が満たされていることを主張することも、可能であると思われる。有効性の分析については、各ケースを参照のこと。

IFRS9.B6.4.17,
B6.4.19

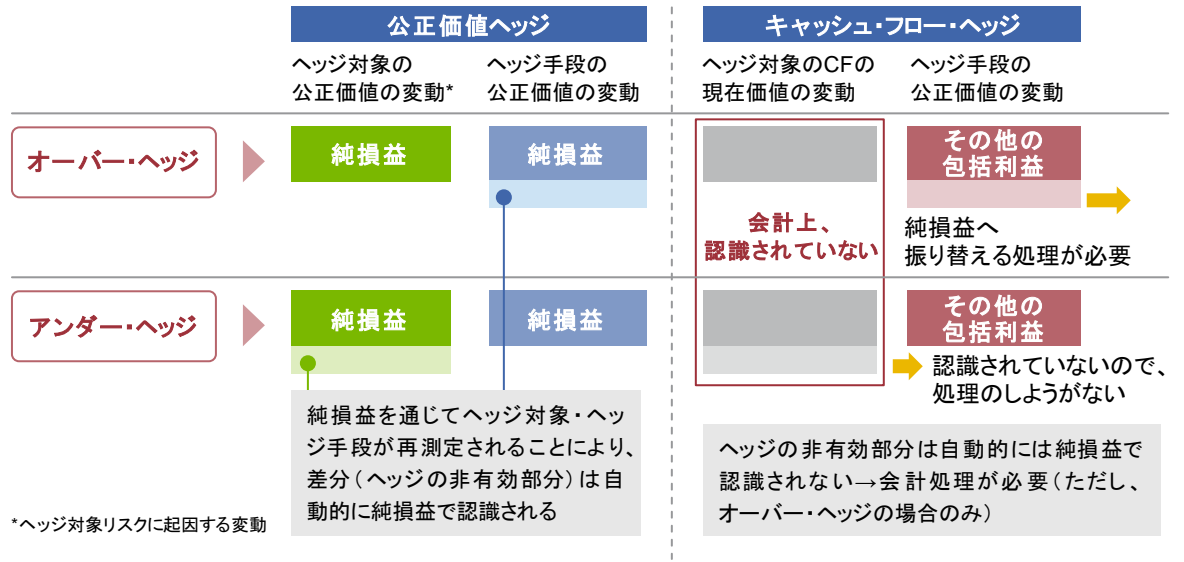
ヘッジの有効性に影響を与えるような環境変化が生じた場合には、ヘッジの有効性の評価方法がヘッジ関係の特徴、ヘッジの非有効部分の源泉を適切に捉えるものとなるように、ヘッジの有効性の評価方法の変更が必要となることがある。その場合は、そのような変更の内容につきヘッジ指定文書を適切に更新しなければならない。

※IAS39.88

IAS第39号では、将来に向けた評価に加えて、過去に遡った評価もヘッジの適格性要件として要求している。将来に向けての評価においては、必ずしも定量的な評価が要求されているわけではない。しかし、過去に遡って評価を行う際にはヘッジの効果が80～125%の範囲内であったことを定量的に示す必要がある。測定期間は累積ベース・期間ベースのいずれでもよいが、通常、累積ベースの方が有効性の要件を満たしやすいため、累積ベースで判定されることが多い。過去に遡った評価で有効性を示せなかった場合、有効性の成立が確認できる時点(通常は前回有効性の評価を行った時点)に遡って、ヘッジ会計を中止する必要がある。

2.4.4 ヘッジの非有効部分の測定

ヘッジ会計の適用においては、有効性の評価においてヘッジ会計の適用が適格であったとしても、実際に生じたヘッジの非有効部分の会計処理を行わなければならない。

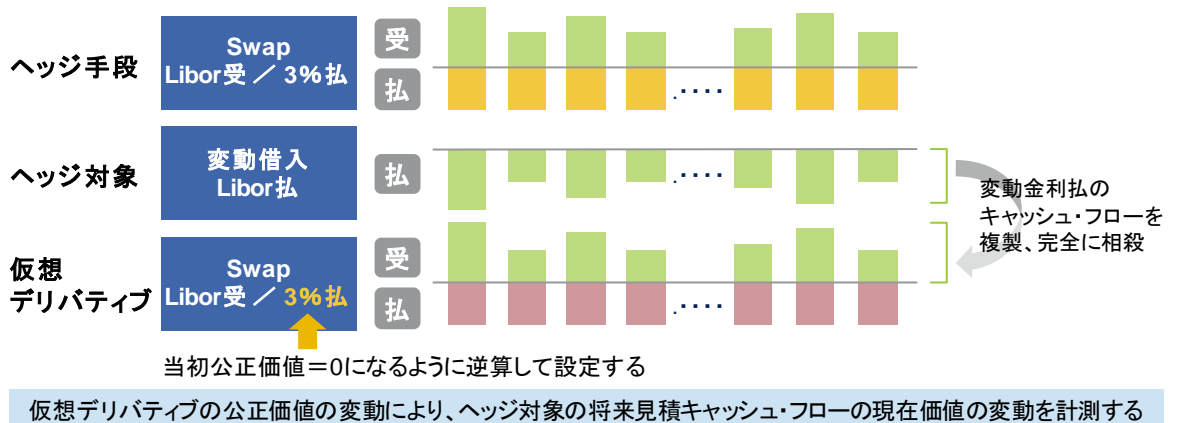


IFRS9.6.5.8, 6.5.11

公正価値ヘッジにおいては、ヘッジ対象から生じるヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値変動とがいずれも純損益に計上されるため、特段の追加的な会計処理を行わずとも、ヘッジの非有効部分は純損益に計上される。他方、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいては、ヘッジ対象の再測定が行われなため、非有効部分を測定し、ヘッジ手段から生じた公正価値の変動のうち有効なヘッジとならない部分がキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積していないことを確認する必要がある。なお、ヘッジに非有効部分が生じるケースとしては、ヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動を上回る場合（オーバー・ヘッジ）と、ヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動を下回る場合（アンダー・ヘッジ）が考えられるが、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジの非有効部分の会計処理は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金が過大に計上されていないかどうか」の観点からの判断になるため、オーバー・ヘッジの場合にのみ、ヘッジ対象とヘッジ手段とで相殺し合わない部分が非有効部分として純損益に認識される。

IFRS9.B6.5.5

ヘッジの非有効部分を測定する目的でヘッジ対象の価値の変動を計算する方法として、ヘッジ対象と重要な条件が一致するデリバティブ（仮想デリバティブ）を使用することができる。仮想デリバティブ法は、仮想デリバティブにヘッジ対象の条件を複製することで、ヘッジ対象の価値の変動を算定する手法である。



IFRS9.B6.5.5

仮想デリバティブは、IAS第39号では詳細な規定がなく、例示のみであったため、米国基準で使用されている「ヘッジ対象リスクを相殺するキャッシュ・フローを有する完全なヘッジ手段としてのデリバティブ」を仮想デリバティブとするという実務が広く行われていた。しかし、IFRS第9号は、「仮想デリバティブ」はヘッジ対象の価値を計算するためにだけに使用できる算術上の便法であり、したがって、ヘッジ手段にのみ存在している要素を含めることはできない旨を明確にしている。

2.4.5 文書化

IFRS9.6.4.1

ヘッジ関係が適格なヘッジ手段・適格なヘッジ対象により構築され、かつそのヘッジの有効性に関する要件を満たしていたとしても、ヘッジの開始時点において、ヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する企業のリスク管理目的及びリスク管理戦略の公式な指定と文書化がなければ、ヘッジ会計を適用することはできない。文書化に際しては、ヘッジ手段・ヘッジ対象・ヘッジされるリスクの性質及び有効性の判定方法（ヘッジの非有効部分の発生原因に関する分析及びヘッジ比率の決定方法を含む）については、少なくとも明確な記載を行う必要がある。

IFRS9.6.5.6

ヘッジ手段の差替え・ロールオーバーは、ヘッジ手段が消滅したものとしてヘッジ会計を中止しなければならないが、企業のリスク管理目的においてその旨が文書化されていればその限りではなく、ヘッジ会計の継続を妨げない。

ヘッジ指定に関する文書化は、ヘッジ会計が原則的な測定基準の例外として設けられていることから、ヘッジ会計が恣意的に適用されないことを確保できる程度に、明確かつ詳細に行われる必要があると考えられる。リスク管理戦略やリスク管理目的は、ヘッジの中止の会計処理やリバランシングの判定をするうえで重要である（2.5.4を参照）。ヘッジされるリスクが明確でなければ、ヘッジ会計の処理において、ヘッジ対象リスクの変動に起因するヘッジ対象の価値の変動を適切に捉えることはできない。ヘッジ対象の記述が明確でなければ、ヘッジの効果をどのようにヘッジ対象に帰属させるべきか、ヘッジ対象が消滅した時やヘッジ対象の予定取引の発生可能性を判断するときに、恣意性を生じさせる可能性がある。ヘッジ手段の記述が明確でなければ、例えばフォワード契約において直先差額をどのように会計処理すべきかに事後的な恣意性による判断が入りかねない。有効性に関する記述が明確でなければ、報告期間によって異なる方法で有効性が判定されたり、異なる計算でヘッジの非有効部分が計算されたりするおそれがある。

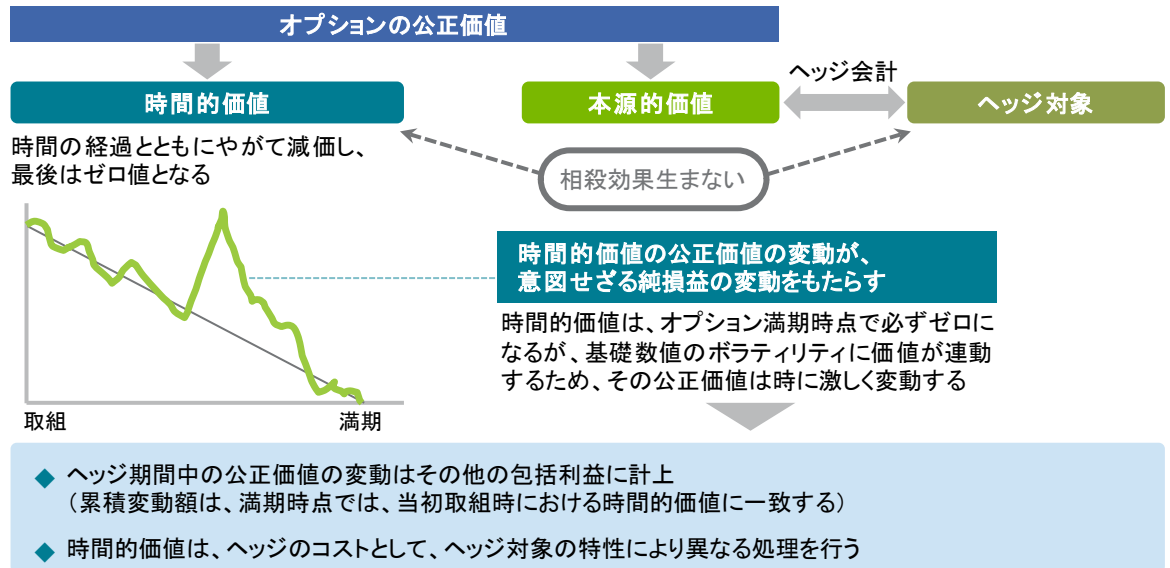
ヘッジ会計における文書化作業はヘッジ会計適用における煩雑さを表すものである。IAS第39号に比べて、IFRS第9号ではリスク管理に沿ったヘッジ会計の適格性要件が緩和されたが、これは、どのような場合にどのように判断するかについて企業の方針に任せられたということでもあり、文書化に関しては、IFRS第9号で煩雑さは軽減されるものではなく、むしろ、有効性の評価をどのように行うかなどの記載を含み実質的な負担は増える可能性もあると考えられる。

2.5 個別論点

2.5.1 オプションを用いたヘッジ

IFRS9.6.2.4(a)

企業はそのヘッジ活動において、ヘッジ手段にオプションを用いることがある。IFRS第9号のヘッジ会計では、オプションをヘッジ手段に用いる場合、オプション全体をヘッジ手段とするだけでなく、オプションの本源的価値と時間的価値とを区分し、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定することを認めている。



	IFRS第9号	IAS第39号
オプションの本源的価値のみをヘッジ手段に指定	ヘッジ期間中に生じる時間的価値の変動の累計額はその他の包括利益に計上する。時間的価値はヘッジのコストと捉え、ヘッジ対象の特性に応じて、資本から純損益へ振替処理する。	オプションの時間的価値部分の変動は、発生都度、純損益に認識する。ボラティリティが大きい。
オプション全体をヘッジ手段に指定	時間的価値に起因する公正価値の変動のため、有効性の要件を満たさないことが多い。	

IFRS9.6.5.15

IFRS第9号では、ヘッジ対象に対する経済的相殺効果をもたないにもかかわらず、ヘッジ手段において支払いが求められるオプションの時間的価値について、これを「ヘッジのコスト」として捉える処理を導入した。具体的には、オプションの本源的価値のみをヘッジ手段に指定した場合、時間的価値の変動は、ヘッジ対象に関連する範囲で、その他の包括利益を通して資本の独立の内訳項目に累積したうえで、その累積額の処理については、オプションがヘッジするヘッジ対象の種類が取引に関連したヘッジ対象（例えば、購入や売却に関する予定取引・確定約定）であるか、期間に関連したヘッジ対象（例えば、商品在庫の在庫リスクのヘッジや借入金の金利のヘッジ）であるかにより、次の処理を行う。

取引に関連したヘッジ対象	期間に関連したヘッジ対象
資本に累積された金額は、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金と同様の手順で、ベース調整、または純損益への振替を行う。 ただし、将来的に回収されないと見込まれた場合は、その時点で、回収が見込まれない金額を、純損益に振り替える。	当初認識時の時間的価値は、オプションの本源的価値についてのヘッジ調整が純損益（ヘッジ対象がFVOCI区分の資本性金融商品の場合はその他の包括利益）に影響を与える可能性のある期間にわたって償却する。 ただし、オプションのヘッジ関係についてヘッジ会計が中止された場合は、その時点で、資本に累積された全額を純損益に振り替える。

2.5.2 フォワード契約を用いたヘッジ

フォワード取引とは、将来時点において、あらかじめ決められた価格での売買を行う契約である。いわゆる上場取引としての先物取引(金利・通貨・コモディティなど)も含まれるが、ここでは代表的なものとして、為替予約を例に説明する。

企業が為替予約を用いて為替リスクをヘッジする場合、その対象が、先物レートの変動である場合と、直物レートの変動である場合とがある。例えば、将来見込まれる外貨建予定取引の機能通貨換算価額を確定することを目的に、先物レートの変動をヘッジする場合がある。一方、外貨建借入金は直物レートで換算するので、現在保有している外貨建借入金から発生する為替差損益を回避することを目的に、直物レートの変動をヘッジする場合がある。

IFRS9.6.2.4

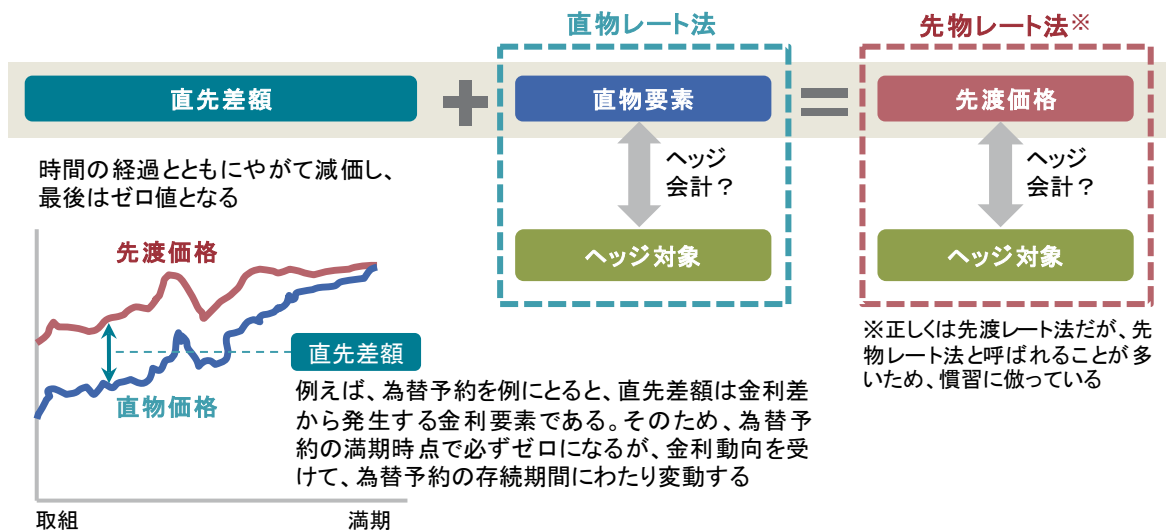
先物レートの変動をヘッジする場合はヘッジ手段である為替予約の公正価値の変動(先物レートに連動)と、ヘッジ対象におけるヘッジ対象リスク(先物レート)の変動による公正価値またはキャッシュ・フローの変動はほぼ一致するが、直物レートの変動をヘッジする場合は、ヘッジ対象におけるヘッジ対象リスク(直物レート)の変動による公正価値の変動は直先差額の影響を含まないため、ヘッジの非有効部分が発生することになる。この点、IFRS第9号は、フォワード契約のうち直先差額と直物要素とを区分し、フォワード契約の直物要素の変動のみをヘッジ手段に指定することを認めている。

IFRS9.6.5.16

直物要素の価値の変動のみをヘッジ手段に指定した場合、IFRS第9号では、ヘッジ関係から除外された直先差額の変動について、これを純損益に計上するか、または、オプションの時間的価値同様の「ヘッジのコスト」としての処理を行うか、選択を認めている。いずれの処理を取るかは、ヘッジ関係ごとを選択できる。

※IAS39.96(c)

IAS第39号では、ヘッジ関係から除外された直先差額部分の変動は、純損益に計上する方法しか認めていない。



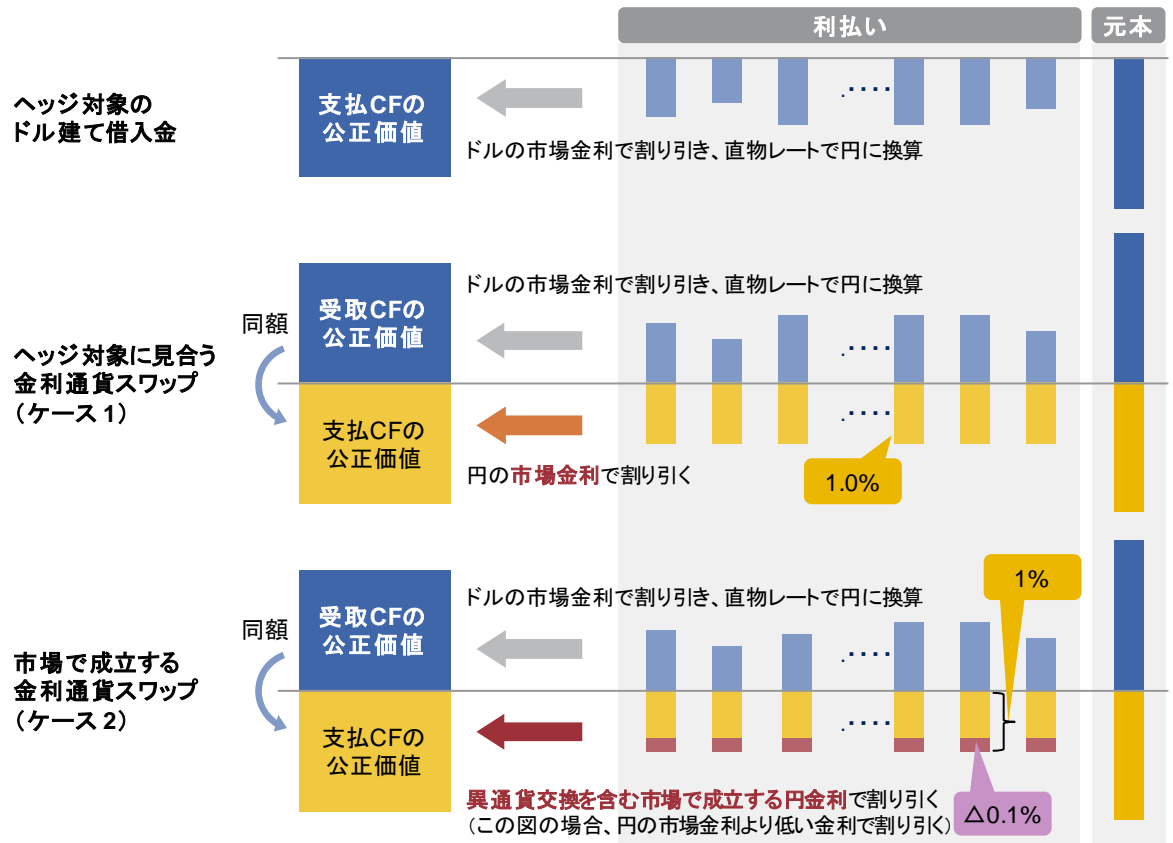
- ◆ 直先差額をヘッジ関係外の要素として取り扱い、その変動による影響は純損益に計上する (IFRS第9号・IAS第39号、いずれのもとでも適用可能)

または

- ◆ ヘッジ期間中の直先差額の変動による影響はその他の包括利益に計上 (直先差額の累積変動額は、満期時点では、当初取組時における直先差額に一致する)
- ◆ 当初取組時に存在する「直先差額」すなわち先渡価額と直物価額の差額は、ヘッジのコストとして、ヘッジ対象の特性により異なる処理を行う

2.5.3 金利通貨スワップを用いたヘッジ

金利通貨スワップとは、異なる通貨間で元本及び利息を交換するスワップである。異種通貨間で交換を行う場合、同種通貨間の金利交換では課されない追加のコストを市場が要求する場合がある。これを、「通貨のベースス・スプレッド」という。



ヘッジ対象として、変動金利のドル建借入金を想定し、これを、ドル⇄円の金利通貨スワップでヘッジしようとしたとする。この時、ドルの借入金の公正価値と同額の公正価値をもたらす円のキャッシュ・フローを、円の市場金利に基づいて構築しようとしたときに、逆算で計算される金利が、例えば、1.0%だったとする(ケース1)。これに対して、実際にドルのキャッシュ・フローと交換するような金利通貨スワップを市場で約定したときに成立する円金利は、0.9%だったとする(ケース2)。

この時の、0.9%と1.0%の差である $\Delta 0.1\%$ が、異種通貨の交換を行う取引において追加で課される「コスト」すなわち、「通貨のベースス・スプレッド」である。

金利通貨スワップには、通貨のベースス・スプレッドが含まれているが、これはヘッジ対象に含まれている要素ではない。すなわち、金利通貨スワップ全体をヘッジ手段に指定した場合、ヘッジ対象の価値変動とヘッジ手段の価値変動とでは、この通貨のベースス・スプレッド部分が非有効部分を発生させる。

IFRS9.6.5.16

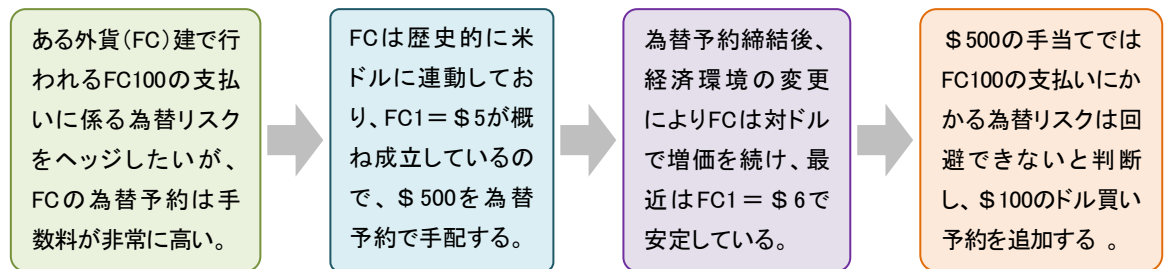
この結果キャッシュ・フロー自体は一致するにもかかわらず純損益に変動を与えることから、IFRS第9号では通貨のベース・スプレッドをヘッジ手段から分離し、ヘッジのコストとして処理することを認めている。ヘッジのコストとして処理する場合の会計処理は、オプションの時間的価値をヘッジのコストとして処理する場合と同様である。

2.5.4 リバランシングとヘッジ会計の中止

IFRS9.B6.5.7,
B6.5.8, B6.5.14

リバランシングとは、IFRS第9号で新たに導入された概念であり、リスク管理目的が変わっていない状況において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相殺をもたらす経済的關係がヘッジの有効性の要件を満たすようなヘッジ比率を維持できるよう、既存のヘッジ関係におけるヘッジ指定の量を調整することをいう。リバランシングを行う際には、まず、リバランシング実施前に生じているヘッジの非有効部分について純損益で処理し、その後にリバランシングを行う必要がある。リバランシングは、ヘッジ比率に影響が及ぶような状況の変化に対して、会計上の対応を図るものである。

<リバランシング>



IFRS9.A

用語解説：ヘッジ比率

IFRS第9号における「ヘッジ比率」とは、「ヘッジ手段の量とヘッジ対象の量との間のウェイトづけにおける関係」をいう。例えば、原油の市場価格が1バーレル当たりVのときに、液化天然ガス(その市場価格は原油の価格に連動する)の1トンあたりの価格が「V×8」であったとする。この場合、液化天然ガス10トンの購入価格を原油先物の買いによりヘッジしようとするならば、原油先物80バーレル相当について買いを入れる必要がある。この、液化天然ガス10トンのヘッジ対象に対し、原油先物80バーレルの割合が、ヘッジ比率である。

通常「ヘッジ比率」という場合、母集団のうちのどれだけについてヘッジ取引を行うかについて(すなわち比例割合)を指していることが多い。例えば液化天然ガス100トンに対するヘッジ比率が10%であるというとき、100トンの液化天然ガス購入のうち、10トンの購入に関するリスクのみをヘッジし、90トンについては価格変動リスクをオープンにしておくという意味で理解されることが多い。

IFRS第9号における「ヘッジ比率」は、上記のような一般的な用法とは異なる意味で用いられているため、注意が必要である。

IFRS9.B6.5.22,
B6.5.23

ヘッジ関係が、必要なリバランシングを行ってもなおヘッジ会計の適格要件を満たさない場合は、ヘッジ会計は将来に向かって中止する。ヘッジ関係がリスク管理目的に合致しておりヘッジの適格要件が依然として満たされている場合は、ヘッジ会計適用の指定を取り消してヘッジ会計を任意に中止することはできない。

IFRS9.B6.5.24

用語解説：リスク管理戦略とリスク管理目的

リスク管理戦略とは企業がさらされているリスクを特定し、企業がそれに対して、どのように対応するかを示すものである。リスクをどのように管理するかは企業のハイレベルで決定される。

リスク管理目的とはヘッジ指定した特定のヘッジ手段を、ヘッジ対象に指定した特定のエクスポージャーをヘッジするために、どのように使用したかを示すものである。特定のヘッジ関係のレベルで適用される。

例：X社は、資金調達に係る金利リスクの管理方針として、固定金利の資金調達比率を、20～40%のレンジ内にコントロールすることとしている。これは、「リスク管理戦略」である。X社は100の借入を行い、うち、固定利率での借入金が15であったため、追加で10の変動利率借入金につき、変動金利を固定金利に転換する金利スワップを締結することにより、固定金利の資金調達比率を25%とする。これは、リスク管理戦略に従った企業行動である。その後、金利が今後上昇すると見込まれたため、X社は固定金利で急きょ社債を40発行した。結果的に、固定金利での資金調達が65（既存25＋新規発行社債40）となり、資金調達全額140（既存100＋新規発行社債40）の46%（65／140）となった。リスク管理戦略のもとで固定利率での資金調達は20～40%のレンジ内とされているため、X社は固定金利の資金調達を55まで抑えることを希望しており、したがって、もはや金利スワップは不要であると考えている。この場合、「固定金利の資金調達比率を、20～40%のレンジ内にコントロールする」というリスク管理戦略には変更はないが、10の変動利率借入金についてはその金利を固定金利に転換する必要がなくなってしまったため（ヘッジ関係の変化）、金利スワップには対応するヘッジ対象が存在しない。これは、リスク管理目的の変更であり、この金利スワップについてはヘッジ会計を中止する。

IFRS9.6.5.10

公正価値ヘッジを中止した場合、ヘッジ対象が償却原価で測定される金融商品の場合は、ヘッジ期間を通じてヘッジ対象の帳簿価額に対して修正された調整額を、ヘッジ対象の残存期間を通じて実効金利法で償却する。ヘッジ対象がFVOCI区分に分類される負債性金融資産の場合には、累積調整額（過去すでに純損益で認識したヘッジ利得または損失の累計額）に対して、ヘッジ対象の残存期間を通じて実効金利法で償却する。

IFRS9.6.5.12

キャッシュ・フロー・ヘッジを中止した場合で、ヘッジ対象である将来キャッシュ・フローが発生しないと見込まれる場合、ヘッジ期間を通じて累積したキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を、その他の包括利益を通じて純損益にリサイクルする。キャッシュ・フローが発生する可能性があるのであれば、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のまま据え置き、当該キャッシュ・フローが発生した時点で、本来キャッシュ・フロー・ヘッジを適用していた場合に予定取引の発生によってキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金が処理されるのと同じ方法で、ベース調整を行うか、または純損益にリサイクルする。

※IAS39.91, 101

IAS第39号のもとでは、企業は、自らの選択によりヘッジ会計の指定を取り消し、ヘッジ会計を中止することができる。IFRS第9号では、ヘッジ活動が引き続きヘッジの適格要件を満たす場合にはヘッジ会計を中止することはできない。ヘッジ会計の中止を将来に向かって処理する点は、IFRS第9号と同じである。

※IAS39.AG113

IAS第39号のもとでは、リバランシングという概念はなく、固定のヘッジ関係としてヘッジ指定したものを部分的にヘッジを中止するという考え方もない。そのため、過去に遡った有効性評価の結果、ヘッジ会計の適用が不適格であることが事後的に判明する状況が発生した場合には、ヘッジ会計は、ヘッジが最後に有効であったと証明された日をもって中止する。また、ヘッジ比率の機動的な変更は、ヘッジ会計の任意の中止と再指定として処理する必要がある。ヘッジ会計の中止と再指定は、煩雑な会計処理が要求され、会計上の煩雑さのために、リスク管理上は合理的・機動的なヘッジ比率の変更が阻害されるという事態が生じていた。IFRS第9号は、この点に対する対応を図り、ヘッジ会計をリスク管理活動をよりよく反映するものとするために改訂されている。

2.5.5 在外営業活動体の純投資ヘッジ

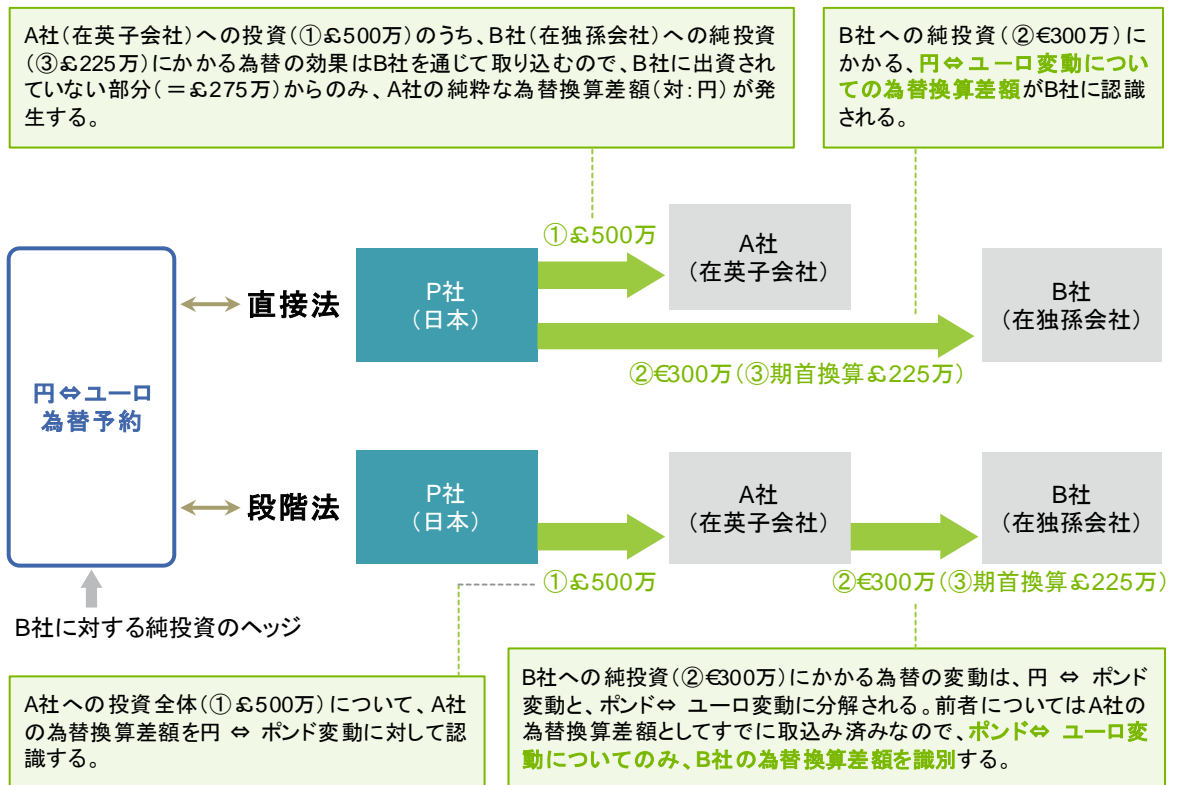
純投資ヘッジのヘッジ対象はIAS第21号「外国為替レート変動の影響」に定義される在外営業活動体の純資産の帳簿価額の為替エクスポージャーである。

IFRIC16.14

ヘッジ手段は連結グループ内のどの企業が保有していても構わない。なお、純投資には、いわゆるエクイティ出資のみならず、実質的に回収が予定されていない債権(子会社に対する長期貸付金など)も含まれる。純投資の定義はIAS第21号による。

IFRIC16.15

なお、企業グループ内に中間親会社が存在する場合、すべての子会社を直接最終親会社で連結するか(直接法)、それとも、中間親会社でサブ連結財務諸表を作ったうえで最終親会社で連結を行うか(段階法)により、最終親会社における財務諸表上で認識される為替換算調整勘定の子会社別の内訳は異なってくるが、連結の方法が異なることによって、ヘッジの有効性の評価が影響を受けることはない。ヘッジの有効性の評価は直接法に基づいて行う。



2.6 ヘッジ会計の代替(公正価値オプション及びその準用)

ヘッジ会計を適用せずに、同様の会計的な効果を得られる方法として、公正価値オプションがある。公正価値オプションとは、本来の基準では異なる測定(例えば、償却原価)が要求されているものに対し、一定の要件を満たすことを前提に、「公正価値で測定する」ことを認める会計上の選択肢である。ヘッジ対象に公正価値オプションの適用が選択される場合、公正価値で測定されるデリバティブとの間で、損益の計上をマッチングさせることができ、結果的に、ヘッジ会計(公正価値ヘッジ)を適用した場合と同じような効果を得ることができる。ただし、公正価値オプションを適用する場合は、ヘッジ対象の公正価値変動すべてが純損益に計上されることになり、これは、ヘッジ対象のヘッジリスクに起因する公正価値変動のみを純損益に計上する公正価値ヘッジに比べると、ヘッジしていないリスクに起因する公正価値変動も純損益に認識しなければならない点で異なる。今回のIFRS第9号改訂版では、ヘッジ会計の改訂に合わせて、公正価値オプション及びこれに準ずる取扱いについての適用範囲の実質的拡充が行われている。

IFRS9.2.5

1つ目は、非金融商品に対する公正価値オプションの適用である。非金融商品の売買は未履行契約として会計処理され、デリバティブとして処理されないことが一般的であり、商品の受渡しが起きるまでは通常は財務諸表上に取引は認識されない。しかし、売買価格が契約で固定されている場合、経済的には、契約締結時点から企業は非金融商品の公正価値の変動リスクにさらされている。例えば、固定価格での購入契約締結後に対象商品の相場が下がったからといって、買付契約を勝手にキャンセルすることはできないためである。そのため、そのようなリスクをヘッジするために、企業は先物取引などのヘッジ取引を行うが、取引の性質としてはヘッジ会計の適用要件を満たす場合であっても、取引の都度ヘッジ指定を行い、文書化を完備し、有効性の評価を行うという事務が非常に煩雑であり、結果的に実務上ヘッジ会計の適用は困難な場合がある。これに対し、IFRS第9号の公表に合わせてIAS第39号が改訂されることで、契約単位での公正価値オプションを非金融商品の売買取引について適用することが可能となった。公正価値オプションの指定を行うことができるのは、そのような指定を行うことにより、会計上のミスマッチを解消または著しく逓減することができる場合に限られる。公正価値オプションは、契約締結時に指定する必要があり、また、理由を問わず、後からその指定を取り消すことはできない。

IFRS9.6.7.1 – 6.7.4

もう1つは、信用リスクの実質的なヘッジに対する対処である。信用リスクは通常金利リスクと完全に分離して把握することが難しく、ヘッジ対象リスクとしてヘッジ会計の適用要件を満たすことができないため、通常ヘッジ会計を適用することはできない。この点に関し、IFRS第9号では、クレジット・デリバティブを用いて信用リスクをヘッジしている範囲に限り、文書化を条件として、対象金融商品(IFRS第9号の適用を受けないローン・コミットメントなども含まれる)を純損益を通じて公正価値で測定することを認めることとした。なお、本オプションを適用できる条件として、公正価値で測定される金融商品がさらされている信用リスクがクレジット・デリバティブにおけるクレジット参照先におけるものと一致していなければならない、などの規定がある。文書化が必要とされているが、どの程度の文書化が必要とされているのかについては基準は明らかにしていない。この会計処理は、公正価値オプションのような会計的效果を生じさせるものの、IFRS第9号において金融商品一般に適用される公正価値オプションとは異なり、対象資産・負債の当初認識時点以降での指定が可能であり、また、クレジット・デリバティブによる信用リスクの管理が終了した場合には、公正価値測定の会計処理も中止することになる。指定時において帳簿価額とその公正価値とに差異がある場合にはその差額は純損益に認識される。また、指定が中止された場合は、当該時点における公正価値測定額を当初帳簿価額として、本来の属性に基づいた測定方法(例:償却原価)に戻すことになる(償却原価であれば、当該当初測定額に基づき実効金利計算を新たに行うことになる)。

2.7 開示

IFRS7.21A, 21D

IFRS第9号のもとでのヘッジ会計は、特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理する企業のリスク管理活動の影響を、財務諸表において表現することを目的としている。ヘッジ会計は単なる会計上の処理の選択ではなく、企業のリスク管理活動を前提として成立する。そのため、IFRS第9号によってIFRS第7号「金融商品：開示」が改訂され、新たな開示が要求される。これらは、①企業のリスク管理戦略及びそれをどのようにリスク管理に適用しているか、②企業のヘッジ活動が、将来キャッシュ・フローにどのように影響する可能性があるか、③ヘッジ会計が財務諸表に与える影響、の3つに大きく分けられる。開示情報のうち、何を詳細に記述し、どこに重点を置くかは、財務諸表利用者が開示情報を評価するために必要な情報が開示されているか、という観点から企業が判断すべきであるが、データを集約または分解して開示する場合は、そのレベル感にはIFRS第13号「公正価値測定」の開示と整合性を持たせる必要がある。

IFRS7.22A

リスク管理戦略に関する開示は、リスク区分ごとに、リスクをもたらす要因、リスク管理の方法、特に全リスクをヘッジ対象としているのかまたはリスク構成要素をヘッジ対象としているのか、また、どのようなリスク・エクスポージャーをリスク管理の対象としているかについて、財務諸表利用者が理解できるように記載する必要がある。

IFRS7.23A, 23C

ヘッジ活動による将来キャッシュ・フローへの影響については、ヘッジ手段の契約条件及びヘッジ手段が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与えるのかにつき、リスク区分ごとに定量情報を開示する。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象が頻繁に見直され、流動的にヘッジ活動の中止と再指定が繰り返される、いわゆる「ダイナミック・ヘッジ」の場合は、前述の報告時点における定量情報に代えて、ダイナミック・ヘッジの手法に関する定量情報を開示する。

ヘッジ会計が財務諸表に与える影響については、詳細な定量情報を開示しなければならない。IFRS第9号で要求される定量開示情報については、本冊子のAppendixに開示例を添付している。

3. 金利相場の変動に対応するために借入金の固定金利を変動金利に転換してヘッジを図るケース

A社はM銀行から満期2年の固定金利(2%)で1億円の借入を行うと同時に、M銀行との間でスワップ契約期間2年で想定元本1億円の金利スワップ(2%受け、変動払い)を締結し、実質的に変動金利で資金を調達した。

A社は金利スワップをヘッジ手段とし、固定利付の借入金をヘッジ対象とするヘッジ関係に関して文書化を行っており、日本基準上、金利スワップの特例処理を適用している。

本章のポイント

- 公正価値ヘッジの基本的な仕組みを説明する。
- ヘッジ対象とヘッジ手段の条件が完全に一致している場合において、将来に向かっての有効性の評価をどのように行うかを検討する。
- ヘッジ対象の市場金利リスク(ヘッジ対象リスク)に起因する公正価値の測定をどのように行うかについて解説する。
- 日本基準において金利スワップの特例処理を採用している場合と比べて、どのような会計処理の違いがあるかを解説する。

3.1 ヘッジ関係の整理

IFRS9.6.5.2

IFRS第9号におけるヘッジ会計の会計モデルには、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、純投資ヘッジの3つが存在する。本ケースの場合、ヘッジ対象は固定利率の借入金であるので、キャッシュ・フローは固定されており、キャッシュ・フローの変動リスクは存在しない。一方、金利水準が変動したとしても決まった利率で金利を払い続けなければならない、固定金利借入金の公正価値は金利の変動により変動する。例えば、将来の金利が低下した場合においても高い固定金利を払い続けなければならない、これは借入負債の実質的な価値が増加していることになる。よって、A社は金利変動に伴う借入金の公正価値変動リスクをヘッジするため固定金利を変動金利に変換するスワップを締結しており、IFRS第9号における公正価値ヘッジの会計処理を適用することを選択できるかどうか検討することとなる。

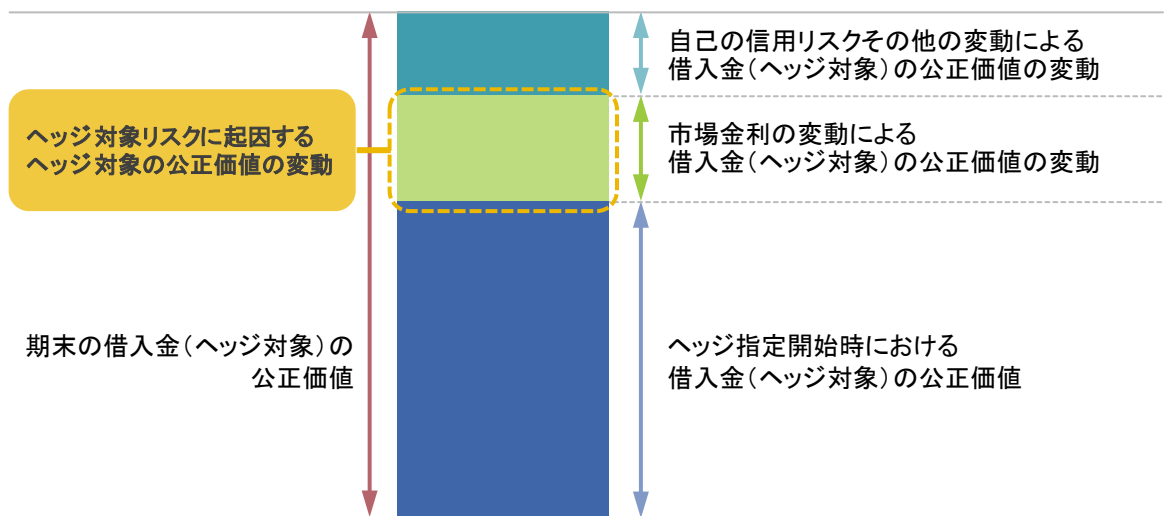
3.2 ヘッジ手段とヘッジ対象の適格性の検討

IFRS9.6.4.1

ヘッジ取引につきヘッジ会計を適用するためには、①ヘッジ手段が適格であること、②ヘッジ対象が適格であること、③有効性の評価に関する要件を満たしていること、④ヘッジ開始時に必要な文書化が行われていることが必要である。

本ケースの場合、

- ヘッジ手段は第三者と締結したスワップ契約であり、売建オプションではない。スワップの想定元本全額に対して、その全体をヘッジ手段として指定しており、基準が定める適格性の要件を満たす。
- ヘッジ対象は既認識の負債であり、単独の金融商品を全体としてヘッジ対象に指定している。負債の公正価値に影響するリスクとしては、金利リスク(市場金利に関するリスク)と自己の信用リスク(債務不履行リスク)が想定されるが、市場金利の変動によって生じる借入金の公正価値の変動は識別可能かつ測定可能であるため、市場金利リスクに起因する借入金の公正価値変動リスクをヘッジ対象リスクとして指定することは可能である。



3.3 有効性の検討

IFRS9.6.4.1

IFRS第9号のもとで要求される有効性の要件については、以下のように考えることができる：

IFRS9.B6.4.4

- **ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係がある**
ヘッジ対象である借入金は元本1億円に対応する2%の固定金利の払いのキャッシュ・フローを有しており、これに対して、ヘッジ手段であるスワップは、同額の想定元本1億円に対応する2%の固定金利の受けのキャッシュ・フローを有している。市場金利が変動することにより、両者は同額、かつ、逆方向の価値変動にさらされている。よって、定量分析などを行わずとも、ヘッジ対象とヘッジ手段の間には明らかに経済的関係があるといえる。

IFRS9.B6.4.7

- **信用リスクの影響が、上記の経済的関係に基づく価値変動を著しく阻害するものではない**
金利スワップはA社のリスク管理方針に基づき、信用の質の高い金融機関とのみ締結することとしており、X銀行の信用格付けはAAである。またA社はX銀行に対して、デリバティブ取引に関しては担保を差し入れている。ヘッジ期間においてX銀行の信用リスクの悪化は予想されないため、このヘッジ関係において、信用リスクの悪化の影響が、ヘッジ手段の価格変動を著しく阻害するものではないと考える。

IFRS9.B6.4.9

- **ヘッジ関係におけるヘッジ比率(ヘッジ手段とヘッジ対象との量的な関係)が、実際のヘッジ取引において使用されているヘッジ比率と原則同じである**
本ケースの場合、ヘッジ対象の借入金とヘッジ手段のスワップは1対1で対応している(ヘッジ比率は100%である)。

IFRS9.B6.4.12

有効性の評価は、ヘッジ効果の実績を過去に遡って評価するのではなく、将来予測的な観点から行われる。また有効性評価は、ヘッジ開始時及びヘッジ会計を適用している期間にわたって継続的に行われなければならない。本ケースの場合は、A社及びX銀行の信用リスクに重要な変動が生じない限り、ヘッジ開始時点における上記有効性の評価についての状況に変化はないため、継続的に有効性要件は満たされると考えられる。

IFRS9.B6.4.13,
B6.4.14, B6.4.16

有効性の評価はどのように行えばよいか

有効性の評価をどのように行うかについて、IFRS第9号は特段規定を設けてはいない。定性的アプローチによる検討のみでは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係が存在すると判断できない場合は、定量的手法の併用を検討する必要がある。なお、すべての重要な条項(名目金額、満期、基礎数値)が一致もしくは密接に合致していれば、定量的手法は不要であると考えられる。

公正価値の計算と有効性の評価

日本基準における金利スワップの特例処理では、あたかも、もとの借入金が、スワップにより異なる金利条項の借入金に差し替わったかのように会計処理が行われる。このような処理はIFRSで「合成会計」といわれており、禁止されている。

IFRS第9号に基づく会計処理を行うためには、ヘッジ対象である借入金の、市場金利の変動に起因する公正価値変動を測定しなければならない。金融商品の公正価値はIFRS第7号において開示が要求されているが、開示目的の公正価値と、公正価値ヘッジ会計における市場金利の変動に起因する公正価値変動とは同一ではない。公正価値ヘッジにおいては、ヘッジ対象リスクに起因する変動のみを計算してこれを純損益に計上し(同時にヘッジ対象の帳簿価額を調整)、ヘッジ手段における公正価値変動の実績値とに差異が生じる場合にはその差異がヘッジ関係の有効性を阻害するものでないことを説明することが、企業に求められる。

なお、金融商品の公正価値測定においてはIFRS第13号「公正価値測定」の規定に従う必要があり、信用リスクの勘案が要求される。デリバティブの公正価値測定においては、CVA(Credit Value Adjustment～取引相手の信用リスクに応じて課される、信用リスク調整額)・DVA(Debt Value Adjustment～自己の信用リスク、すなわち債務不履行リスクに応じて課される、信用リスク調整額)といわれるものがこれにあたる。CVA/DVAの算定には様々な方法があり、信用リスクの管理方法がより高度な場合には、より精緻な方法が採用される場合が多い。ヘッジ対象リスクに関連するヘッジ対象の公正価値変動にはこれらの要素は影響しないが、ヘッジ手段の公正価値の算定にこうした要素が明示的に考慮される。なお、ヘッジ会計の適格性という観点からはヘッジ手段で考慮される信用リスク要素が有効性要件を阻害しないような場合でも、ヘッジ手段の公正価値測定に影響を与える信用リスク要素は、相殺するヘッジ対象にはその見合いの公正価値変動はないため、非有効部分の源泉となりうる。

※IAS39.AG105

IAS第39号からの変更:有効性の評価

IAS第39号におけるヘッジの有効性は、以下の2点をいずれも満たしているかどうかで判断される。

- ① ヘッジの開始時及びその後の期間において、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するうえで、ヘッジが高い程度に有効と見込まれる。
- ② ヘッジの実際の結果が80～125%の範囲内にある。

IAS第39号のもとでは、経済的には相殺効果が存在するヘッジ関係であるにもかかわらず、有効性評価を行う時点において一時的に発生していた市場の歪みその他により、80～125%基準を満たさず、ヘッジ会計が適格でないといわれるケースが存在したが、IFRS第9号では上記②の過去に遡った評価は要求されないため、将来に向かって依然としてヘッジ関係が有効であることを主張できれば、ヘッジ会計を継続することができる。

80～125%の数値規準がなくなり、過去に遡った評価が不要とはなるが、将来に向かって有効性が見込まれるかどうかの判断において、過去の実績を全く無視することはできない。過去の実績をどのように分析し、将来に向かっての有効性評価に反映するか(もしくは反映させないか)は、企業のリスク管理戦略に規定される有効なヘッジの考え方に委ねられることになると考えられる。

3.4 文書化

IFRS9.6.4.1

ヘッジ会計を適用するには、ヘッジの開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する企業のリスク管理戦略及び目的に関して、公式な指定と文書化を行わなければならない。明確な文書化が求められる事項としては、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジ関係がヘッジ有効性の要件を満たしているかどうかを企業が判定する方法(ヘッジ非有効部分の発生原因の分析及びヘッジ比率の決定方法を含む)、が挙げられている。

リスク管理戦略及び目的に関して、どの程度詳細な文書化が求められるかについては必ずしも明らかではない。IFRS第9号はIAS第39号と比べて、企業のリスク管理活動の影響をヘッジ会計を通じて財務諸表に表現するという目的を強調していることから、このヘッジ取引が企業のリスク管理に基づいて行われているものであることが整理できるような文書化が必要と思われる。本ケースの場合であれば、固定金利を変動金利に変換することによりA社は、金利変動による借入金の公正価値変動を回避しているが、その代わりに、A社は借入契約に拠っていれば固定額であったはずの利払いに係るキャッシュ・フローにつき、その変動リスクにさらされることになるため、このようなリスク選択に係る行動が「投機」ではなく、A社のリスク管理戦略に基づいて行われるものであることを明らかにする必要があると考えられる。

また、IFRS第9号のヘッジ会計においては必ず有効性の評価を行い、ヘッジの非有効部分については、これを測定し純損益に計上しなければならない。そのためには、恣意的な会計処理とならないように、どのように公正価値の変動を測定するか(例えばどのような割引率を使うかなど)を、あらかじめ決めておく必要があると考えられる。また、重要な条項が一致しているヘッジ手段とヘッジ対象であっても、公正価値変動の実績値は必ずしも一致しないことも実務では多い。ヘッジ手段とヘッジ対象に生じた公正価値変動の実績値に観察された差異について、これが有効性を阻害するものではないとどのように判断するか、などについても、考え方を整理しておく必要があると思われる。この有効性の評価に関する部分は、日本基準のヘッジ会計において求められる文書化のレベルと比べた場合、最も文書化の負担が大きい項目となると考えられる。

3.5 会計処理

IFRS9.6.5.8

公正価値ヘッジでは、ヘッジ手段を公正価値で測定し、その変動を純損益に計上するとともに、ヘッジ対象についても、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動を測定し、その変動を、ヘッジ対象の帳簿価額に調整するとともに、純損益に認識する。

例えば、ヘッジ指定スタート後、最初のスワップ変動金利の適用金利が1.6%、期末時点で経過利息はなく、金利スワップの公正価値及びA社が自社で計算した借入金の公正価値が以下であったとする。

単位:百万円

	金利支払 (△受取)	公正価値 (ヘッジ指定時点)	公正価値 (期末時点)	公正価値の 変動
金利スワップ	△0.4	0.0	△1.4	△1.4

	金利 支払	公正価値 (ヘッジ指定時点)	ヘッジ対象リスクの変動のみを 考慮した現在価値(期末時点)	ヘッジ対象リスクに 起因する公正価値の変動
借入金	2.0	100.0	98.5	1.5

単位:百万円

借方		貸方		
支払利息(借入金)	2.0	現金及び預金	2.0	金利受払に関する仕訳
現金及び預金	0.4	支払利息(スワップ)	0.4	
借入金	1.5	その他損益	1.5	ヘッジ会計に関する仕訳
その他損益	1.4	金利スワップ	1.4	

IFRS9.6.5.10

なお、公正価値ヘッジに基づき償却原価で測定するヘッジ対象金融商品の帳簿価額を調整した場合は、その調整額を償却し、純損益に計上しなければならない。ただしそのような処理は、ヘッジ対象に対する帳簿価額調整が生じている間には行わなくてもよい。一般に、ヘッジ会計の適用が中止されるまでは行わないことが多い。なぜなら、借入金の固定金利が、その時々市場金利と比べて高い、もしくは低いことによって生じる借入金の公正価値変動は、利払いが進み、決済されていくにつれて解消し、最終的に元本を返済するときには借入金の公正価値は元本返済価額と一致、すなわち、評価損益はゼロとなるためである。したがって、上記仕訳においても、A社はヘッジ対象の価値変動の償却をヘッジ会計の適用を中止した時に開始するという会計方針を選択しており、この結果、認識された公正価値ヘッジに伴う価値変動の償却は行っていないことを前提としている。

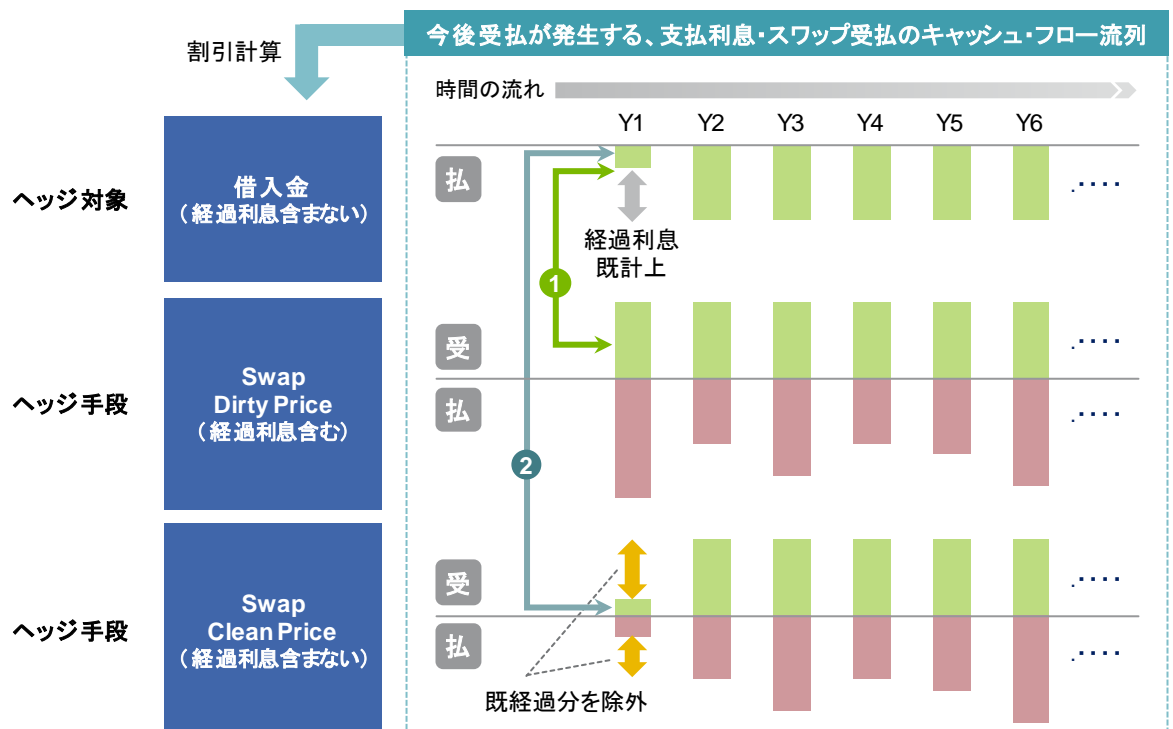
経過利息の取扱い

本ケースは、経過利息が存在しない設定となっているが、現実においては、そのような例はむしろ稀である。ここでは、3月決算であるのに、前回の利払いが10月末で、次回の利払いは決算越えの4月末、決算日においては5ヶ月分の借入金未払利息が計上されているケースを想定する。

- 借入金については、5ヶ月分の未払利息がすでに計上済みであるため、次回の利払いのうち未認識の1ヶ月分の利息に係る将来キャッシュ・フロー、及びその後の期間に発生する利払いのキャッシュ・フローの全額の割引現在価値をもって、公正価値を計算することになる。
- 一方、スワップについては今後発生するキャッシュ・フロー受払いの全額の割引現在価値をもって、公正価値が計算される。すなわち、次回の利息受払いに関しては、1ヶ月分ではなく、6ヶ月分のキャッシュ・フローが勘案されている。このようにして計算されるスワップの公正価値を一般にダーティ・プライスと呼ぶ。
- 公正価値の算定に含めるキャッシュ・フローの範囲に乖離があるため、このままでは、ヘッジ手段の公正価値変動とヘッジ対象の公正価値変動とは整合せず、あたかも、ヘッジ関係の有効性が損なわれているかのような結果をもたらす。このような場合、有効性の評価を検討する目的上、スワップについても、次回の利息受払いに関しては、未経過分(1ヶ月分)のみを公正価値の計算上考慮することとし、既経過の期間(5ヶ月分)に対応する利息受払いについては公正価値の計算から除外するという考えられる。このように、経過利息を除外して計算した公正価値を一般にクリーン・プライスという。

なお、クリーン・プライスは、有効性の評価を行う目的でのみ使用し、実際のヘッジの非有効部分の測定に際しては、ダーティ・プライス(すなわち、経過利息分を含んで計算されたスワップの公正価値)を使用する必要がある。

なお、前回の金利リセットから時間が経っているということは、スワップにおいて変動金利とされている部分についても、実際には次回金利リセットまでの期間については「固定金利」になっており、すでに変動金利ではない、すなわち、前回の金利更改時以降に生じた市場金利の変動により公正価値が変動するリスクにさらされていることを示している。その影響は通常僅少ではあるものの、公正価値ヘッジの会計処理において、不可避免的にヘッジの非有効部分を生み出すことになる。



- ① 経過利息を含むスワップ公正価値と、経過利息を含まない借入金とでは、公正価値の変動がミスマッチ。
- ② のように、経過利息を含めずにスワップ公正価値を計算すれば、ヘッジ関係の経済的関係を適切に有効性評価に反映することができる。

3.6 日本基準における処理との相違

本ケースにおいて日本基準(金利スワップの特例処理)における処理との違いは以下のとおりである。財政状態計算書(日本基準における貸借対照表)及び包括利益計算書への影響については次表を参照のこと。以下の数値は3.5の会計処理をベースにしており、ヘッジ会計の影響のみを示すために影響を受ける勘定科目のみ示している。

- IFRSではヘッジ手段が公正価値で測定され、オンバランスされる。
- IFRSではヘッジ対象(借入金)の帳簿価額が調整される。IFRSの財政状態計算書上の借入金計上額は、償却原価に公正価値ヘッジ調整額を加減した金額となる。
- ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値の変動の相違から生じるヘッジの非有効部分が、IFRSでは純損益で処理される。

単位:百万円

	IFRS	日本基準(特例処理)
財政状態計算書		
資産		
現金及び預金	98.4	98.4
負債		
借入金	98.5	100
金利スワップ	1.4	-
資本		
利益剰余金	△1.5	△1.6
包括利益計算書		
支払利息	△1.6	△1.6
その他損益	0.1	-
当期純利益	△1.5	△1.6

4. 変動利付借入金の金利支払額の変動をヘッジするケース

B社はM銀行から変動金利(12ヶ月Tibor+60bps、期間5年)で100億円の借入を行うと同時に、M銀行との間で想定元本100億円の金利スワップ(12ヶ月Libor受け、2%払い 期間5年)を締結し、実質的に固定金利で資金を調達した。

B社は金利スワップをヘッジ手段とし、変動利付の借入金をヘッジ対象とするヘッジ関係に関して文書化を行っており、また、TiborとLiborがヘッジ開始の直近の一定期間ほぼ一致していることをもって、日本基準上、金利スワップの特例処理を適用している。

本章のポイント

- キャッシュ・フロー・ヘッジの基本的な仕組みを説明する。
- ヘッジ対象とヘッジ手段の条件が完全には一致していない場合において、将来に向かっての有効性の評価をどのように行うかを検討する。
- 有効性の判断方法(定量的評価)について説明する。
- ヘッジの非有効部分の会計処理について説明する。

4.1 ヘッジ関係の整理

本ケースでは、ヘッジ対象は変動利率の借入金であり、その利払いキャッシュ・フローは市場での金利水準に応じて変動するため、キャッシュ・フローの変動リスクが存在する。すなわち、B社が変動受け・固定払いのスワップを締結することにより行うヘッジ活動は借入金利払いのキャッシュ・フローを固定するものであるから、IFRS第9号において、キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理を適用することを選択できるかどうか検討することになる。

ヘッジ会計の適用に際しては3.2と同様に①ヘッジ手段が適格であること、②ヘッジ対象が適格であること、③有効性の評価に関する要件を満たしていること、④ヘッジ開始時に必要な文書化が行われていることが必要である。

4.2 ヘッジ手段とヘッジ対象の適格性の検討

本ケースの場合、以下のようにヘッジ手段及びヘッジ対象はともに適格である。

- ヘッジ手段は第三者と締結したスワップ契約であり、スワップのクーポン交換全体をヘッジ手段として指定しており、基準が定める適格性の要件を満たす。
- ヘッジ対象は借入金の金利リスクに起因する利払いキャッシュ・フローである。当該金利キャッシュ・フローに影響を与える要素は、借入条件となっている変動金利「Tibor+60bps」のうちの金利インデックスから構成される部分である。このケースではTiborの変動がヘッジ対象リスクであり、Tiborの変動によって変動する利払いキャッシュ・フロー部分をヘッジ対象として指定することが可能である。よって、本ケースでは、Tiborによって変動する利払いキャッシュ・フローのみをヘッジ対象として指定することとする(ヘッジ手段はTiborキャッシュ・フローではなく、Liborキャッシュ・フローであるため、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的関係(有効性)に関しては4.3を参照)。

IFRS9.6.3.7

ヘッジ対象リスク

ヘッジ対象のキャッシュ・フローや公正価値の変化は、その全部または一部をヘッジ対象に指定できる。すなわち、下記のようなものはヘッジ対象として適格である。

- 特定のリスクにかかるキャッシュ・フロー変動や公正価値変動(リスク構成要素)。ただし、そのリスク構成要素が、特定の市場で、独立して認識でき、かつ、信頼性をもって測定できる場合に限る。リスク構成要素には、例えば、金利上昇によるキャッシュ・フローの増加リスクのみ(片側リスク)を指定することができ、この場合は、オプションを利用してヘッジすることができる。
- 契約キャッシュ・フローの一部。例えば、借入金に対する利払いのうち最初の2年間に発生する部分を指定する。
- 名目要素(対象の特定された一部分。例えば、円を機能通貨とするX社が来月計上する予定の米ドル建て売上のうち最初の500米ドルのキャッシュ・フローを指定する)。

変動借入については、LiborやTiborといった金利インデックスはインターバンクにおける調達コストであるため、実際に変動借入を行う企業は、その企業の信用力を反映して金利インデックスに±の спреッドが調整されることになる。

本ケースのように金利インデックス+信用リスクスプレッドの場合、Tiborによる変動部分をヘッジ対象として指定することができる。

ヘッジ指定やヘッジ文書において、金利を構成する要素のうちどの部分をヘッジ指定するか明確にしておく必要がある。

IFRS9.B6.3.21 – B6.3.24

Sub Libor

変動金利の金融負債の利率が、例えば「3ヶ月Tibor-10bps(ゼロ%フロアー付き)」であるとする。これはTiborに含まれる金融機関の信用力よりも、債務者の信用力が高いこと等を背景として、債務者はTibor未満の調達を行うことが可能であることを意味する。このような場合に、実際に企業が行うリスク管理では「Tibor-10bps」のうちTibor部分をヘッジすることがある。しかし、IFRS第9号でもIAS第39号と同様に、「Tibor-10bps」のTibor部分を構成要素として部分指定することは認めていない。これは、構成要素のヘッジを行う場合には当該構成要素は全体のキャッシュ・フローの合計額以下でなければならないとされているためである。これはSub-libor問題と呼ばれている。

ただしこの場合でも、Tiborに起因する全体のキャッシュ・フロー(Tibor-10bps)の変動をヘッジ対象としてヘッジ会計を適用することは可能である。

4.3

有効性の検討

IFRS第9号は有効性判定のための手法を特定しておらず、定性的評価のみで有効性評価も可能としているため、第3章のケースのように主要条件が一致している場合には、有効性判定は定性的評価のみの検討で足りるものと考えられる。

では、本ケースのようにヘッジ対象とヘッジ手段で主要条件が一致していない場合はどうか。本ケースではヘッジ対象リスクはTiborであるのに対して、ヘッジ手段はLiborに連動しており、金利インデックスが異なることになる。この場合には、有効性判定における経済的関係の分析は、定性的手法に追加して、TiborとLiborの相関を回帰分析により検討するなどの定量

的手法が求められる可能性がある。

IFRS9.6.4.1(c)

ヘッジの有効性要件は下記をすべて充足する必要がある。

- ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- 信用リスクの影響が、その経済的関係から生じる価値変動を阻害するほど重要なものではないこと
- ヘッジ比率(ヘッジ手段とヘッジ対象との量的関係)が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じるものと、原則として同じであること

経済的関係について

IFRS9.B6.4.4

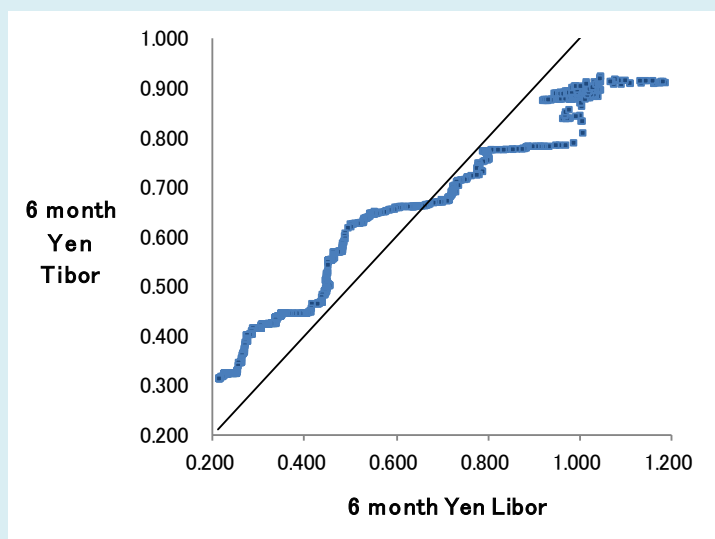
ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係が存在するという要件は、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値が、同一のリスクにより反対方向に変動することを求めている。ヘッジ手段とヘッジ対象は基礎数値が同一でない場合であっても、それぞれの基礎数値が経済的に関連している場合には、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値が反対方向に動いて、前述の要件を充足することがある。本ケースでは、B社はTiborを基礎数値とするヘッジ対象を、Liborを基礎数値とするヘッジ手段でヘッジ取引を行っている。TiborとLiborは取引される市場の違いがあり同一の基礎数値とはいえないが、いずれも円の市場金利であり、共通したファンダメンタルズにより変動し、かつ、裁定取引も行えることから、両者は経済的に関連していると考えられる。定性的評価に加えて、回帰分析などの定量的分析を行うことによりTiborとLiborの関連性を定量的にテストする場合もある。

回帰分析を用いた定量的分析

回帰分析は、ある変数(独立変数: X)の変化と他の変数(従属変数: Y)の変化との関係を分析するために用いられる。例えば、特定のサンプルから $Y = \alpha + \beta X$ の回帰直線を最小二乗法で求めたうえで、各種の分析を実施する手法が一般的である。

上述のように、TiborとLiborは定性的・理論的には経済的に関連があると考えられるものの、実際にどの程度の関連性を示すのかは定性的分析から自明なわけではない。そこで、過去の結果(サンプル)から定量的にどのような関連性が認められるのかを実証する際に、回帰分析が役立つことがある。

【参考】TiborとLiborの関係を示す散布図及び回帰直線



左記は2008年～2012年の5年間に
おけるTibor(従属変数)とLibor(独
立変数)の関係を示す散布図及び
回帰直線である(サンプル数 =
1471)。

- ・切片 $\alpha = 0$
- ・傾き $\beta = 1.002$

上記の結果からは、回帰直線は原
点を通り、傾きが極めて1に近いこ
とから、過去(サンプル)のTiborと
Liborの変動幅はほぼ1:1で対応し
ているといえる。

- ・決定係数 $R^2 = 0.973$

決定係数は0～1の範囲で表され、サンプルデータがすべて直線上に並んだ場合に1となり、直線からの乖離が大きくなるほど数値が小さくなる。数値が大きい程、回帰直線の信頼性が高いといえるが、決定係数が同じ値でもサンプル数が小さくなるほど、信頼性が低くなるので留意が必要である。

なお、回帰直線はあくまでサンプルから得られた結果であり、必ずしも母集団が同様の性質をもつことを意味しているわけではない。単に偶然が積み重なってサンプルのような結果となっているに過ぎない可能性もあるが、この例示の場合では、独立変数と従属変数が完全に無関係である母集団から、上述のような高い決定係数が得られる確率は0.01%未満と計算される。

また、ある直線を中心として分布する母集団を仮定した場合、一定の確率でその直線の傾きがどのような範囲に収まるかも計算することができる。例えば、今回分析の対象としたデータサンプルの場合は、95%以上の確率でその直線の傾きは0.993～1.011の間の値をとると計算される。

以上からTiborとLiborの変動は、一定の相関をもち、サンプルの結果だけではなく母集団においても、ほぼ1:1の関係にあることが高い確度で結論づけられることが定量的に示されたといえる。

信用リスクの影響

ヘッジ対象ないしヘッジ手段に関連する信用リスクの変動が重要な場合、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係が説明できない可能性がある。信用リスクの影響は、経済的関係から生じる価値変動に優越するものではない必要がある。

本ケースではB社は企業自身の信用状態及びスワップのカウンターパーティー（M銀行）の信用状態が良好であり、その状態がヘッジ期間にわたって継続することを前提としており、この場合、信用リスクの影響はヘッジ手段とヘッジ対象の経済的関係を阻害しないと考える。

ヘッジ比率

借入金100億円に対して、想定元本100億円のスワップを取り組む。ただし、変動金利の金利インデックスが完全に一致していないことから生じる非有効部分がヘッジ比率にどのような影響を与えるか考慮する必要がある。

本ケースでは回帰分析の結果、ヘッジ対象とヘッジ手段は1対1で対応すると結論付けうることから、実際に取り組まれたヘッジ手段とヘッジ対象の比率（ヘッジ比率）は、ヘッジ会計の目的と不整合となる会計上の結果を生じさせるものではない。

主要条項が一致せず、注意深い分析が必要となるケース

その他主要条件が一致していないケースとしては、例えば以下が挙げられる。

- 金利更改期間（3ヶ月または6ヶ月）：3ヶ月と6ヶ月に存在するスプレッドにより差異が生じる場合
- 予定借入：開始日・満期の違いによる差異が生じる場合

日本基準上は金利スワップの特例処理を採用しているからという理由で、IFRS第9号において定性的分析だけで有効性を評価できるわけではない。日本基準では、主要条項が完全一致しない場合でも、「ほぼ一致」の場合には、特例処理の採用が認められる。このため、本ケースのように、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利インデックスが同一でない場合に、IFRS第9号のヘッジ会計を行うためには、一般にヘッジ関係の経済的関係に関する定性的な分析のほか、異なるインデックス間の相関関係に関する定量的な分析が必要となる可能性もある。さらに信用リスクの影響が、ヘッジ関係が有する経済的関係

に基づく価格変動を著しく阻害しないか否かを分析し、ヘッジ文書に含めておく必要があると考えられる。

4.4 文書化

IFRS9.6.4.1(b)

企業はヘッジの開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する企業のリスク管理戦略及びリスク管理目的の公式な指定と文書化が求められる。その文書化にあたっては、これまで検討してきたものを含む下記の事項の明確化が少なくとも含まれるべきであると考えられる。

- ヘッジ手段
- ヘッジ対象(本ケースのようにキャッシュ・フローの一部(Tiborによる変動部分)をヘッジ対象とする場合には、その事実)
- ヘッジされるリスクの性質
- ヘッジ関係がヘッジ有効性の要件を満たしているかどうかを企業が判定する方法(ヘッジ非有効部分の発生原因の分析及びヘッジ比率の決定方法を含む)
- 損益計上されるヘッジの非有効部分の測定方法

IFRSでは、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が一致しているのであれば100%有効であるとみなし、非有効部分を計算しないという方法を認めていない。このため、非有効部分の発生原因の文書化をはじめ、損益計上されるヘッジの非有効部分の測定方法をどのように算定するかについても、文書化する必要がある。

4.5 ヘッジ対象の公正価値の変動累計額の計算

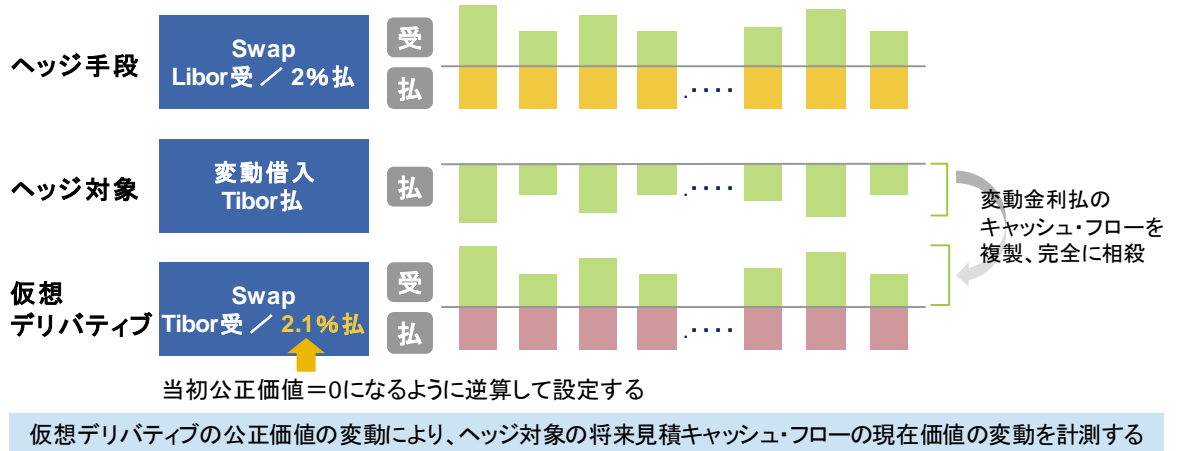
IFRS9.6.5.11(c)

キャッシュ・フロー・ヘッジでは「純損益に認識すべき非有効部分」を測定して、当該部分を純損益で認識する必要がある。その測定にあたって、ヘッジ対象の公正価値の変動累計額を算定する必要がある。ここでキャッシュ・フロー・ヘッジの対象となる金融商品に関して、見積将来キャッシュ・フローの現在価値の変動を直接的に計測するのは難しい。そこで、ヘッジ対象の公正価値の変動累計額を計算するために仮想デリバティブ法が用いられることがある。

IFRS9.B6.5.5

仮想デリバティブ法は、ヘッジ対象と重要な条項が一致するデリバティブであり、キャッシュ・フローの変動を完全に複製するようなキャッシュ・フローを有するデリバティブを想定し、その公正価値の変動をもってヘッジ対象の見積将来キャッシュ・フローの現在価値の変動とみなし、ヘッジ手段の公正価値変動と比較して非有効部分を算定する方法である。

このケースではヘッジ対象が金利の変動キャッシュ・フローであり、金利条件のうち「Tibor」のみの変動をヘッジすることを想定し、このキャッシュ・フローを複製するデリバティブ(ここではスワップ)を仮想デリバティブとする。



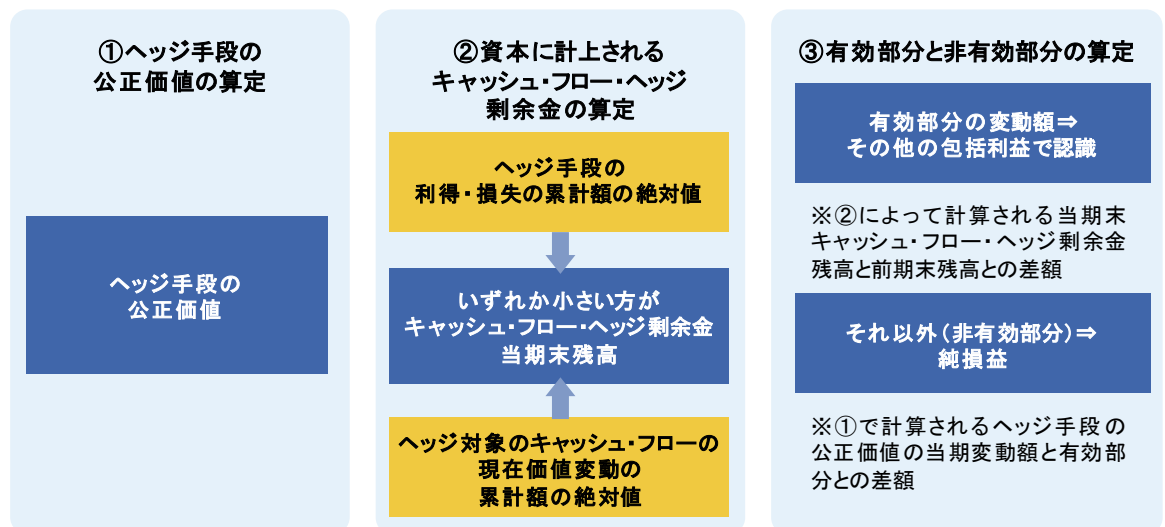
仮想デリバティブの条件(Tibor受け、2.1%払いのスワップ)を基礎として公正価値の変動を計算し、これをもってヘッジ対象の公正価値の累積変動額を算出していくこととなる。なお、本ケースにおいて仮想デリバティブの固定金利支払い(2.1%)が、実際のヘッジ手段である金利スワップの固定金利支払い(2.0%)と異なるのは、金利インデックスの違いを反映するものであり、これは、ヘッジ対象のインデックス(Tibor)を受け取り、固定金利を支払う金利スワップをヘッジ取引開始時に締結したと仮定した場合に、当初公正価値がゼロとなるように設計された「仮想の」金利スワップを想定しているためである。なお、一般に、ヘッジ対象とヘッジ手段の条件が完全に一致している場合で信用リスクの影響が全くない場合には、仮想デリバティブの条件はヘッジ手段のデリバティブの条件と一致する。

4.6 会計処理

IFRS9.6.5.11

キャッシュ・フロー・ヘッジのもとでは、ヘッジ手段の公正価値の変動について、ヘッジが有効と判定された部分はその他の包括利益で認識され、それ以外の部分(非有効部分)は純損益で認識される。

有効部分と非有効部分の算定ステップをまとめると以下のとおりとなる。



「ヘッジとして有効な部分」は、報告日におけるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の計上額(残高)と、前期末の計上額(残高)の差額として計上する。

各期末においてヘッジ手段及び仮想デリバティブの公正価値は下記のように算出された。

単位:百万円

内訳	Y1期末	Y2期末	Y3期末
ヘッジ手段の公正価値	38	△29	△118
仮想デリバティブの公正価値	46	△22	△114

借入金利息及びスワップにかかるキャッシュ・フローは下記のとおりとなった。

単位:百万円

内訳	Y1期末	Y2期末	Y3期末
借入金利息	160	190	180
スワップ金利(支払い)	40	10	20
合計(支払い)	200	200	200

前述に基づき会計処理に必要な数値を示すと下記のとおりとなる。ただし税効果会計は便宜的に無視している。

単位:百万円

内訳	Y1期末	Y2期末	Y3期末
ヘッジ手段の公正価値	38	△29	△118
上記の変動 ㉓	38	△67	△89
仮想デリバティブの公正価値	46	△22	△114
ヘッジ手段の公正価値と仮想デリバティブの公正価値のそれぞれの絶対値の小さい方(当期末キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金) ㉑	38	△22	△114
前期末キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金残高 ㉒	-	38	△22
その他の包括利益計上額(当期末-前期末) ㉔=㉑-㉒	38	△60	△92
ヘッジ有効部分	38	△60	△92
その他の包括利益計上額 ㉕			
ヘッジ非有効部分			
当期のヘッジ手段の公正価値変動額からヘッジ有効部分を差し引いた金額 ㉖-㉕	-	△7	3

Y1 期末、Y2 期末及び Y3 期末の会計処理はそれぞれ以下のとおりである。なお、借入金にかかる経過利息は便宜的に無視している。

Y1期末

単位：百万円

借方		貸方		
支払利息(借入金)	160	現金及び預金	160	金利受払に関する仕訳
支払利息(スワップ)	40	現金及び預金	40	
金利スワップ	38	その他の包括利益(有効部分)	38	ヘッジ会計に関する仕訳

Y2期末

単位：百万円

借方		貸方		
支払利息(借入金)	190	現金及び預金	190	金利受払に関する仕訳
支払利息(スワップ)	10	現金及び預金	10	
その他の包括利益(有効部分)	60	金利スワップ	67	ヘッジ会計に関する仕訳
その他損益(非有効)	7			

Y3期末

単位：百万円

借方		貸方		
支払利息(借入金)	180	現金及び預金	180	金利受払に関する仕訳
支払利息(スワップ)	20	現金及び預金	20	
その他の包括利益(有効部分)	92	金利スワップ	89	ヘッジ会計に関する仕訳
		その他損益(非有効)	3	

4.7 日本基準における処理との相違

本ケースにおいて日本基準(金利スワップの特例処理)における処理との違いは以下のとおりである。財政状態計算書及び包括利益計算書への影響については次表を参照のこと。なお、次表の数値は4.6の会計処理をベースとしており、ヘッジ会計の影響を示すために影響を受ける勘定科目のみ示している。

- IFRSではヘッジ手段が公正価値で測定され、オンバランスされる。
- ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値の変動の相違から生じるヘッジの非有効部分が、IFRSでは純損益で処理される。

Y2期末の財政状態計算書及び包括利益計算書は、IFRSと日本基準では以下のようなになる。純損益に計上される非有効部分が存在する場合の財務情報への影響を明確化するため、以下ではY2期の財務情報を示している。

単位:百万円

	IFRS	日本基準
財政状態計算書		
資産		
現金及び預金	9,400	9,400
負債		
借入金	10,000	10,000
金利スワップ	29	-
資本		
利益剰余金	△607	△600
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	△22	-
包括利益計算書		
支払利息	△200	△200
その他損益	△7	-
当期純利益	△207	△200
その他の包括利益	△60	-
包括利益計	△267	△200

5. 外貨建仕入の予定取引から発生する為替リスクを為替予約でヘッジするケース

C社(期末日3月31日)は、原材料(Z1、Z2、Z3、Z4及びZ5)を米ドル建て輸入しており、これらの原材料の仕入及び決済代金が為替変動により変動するリスクをヘッジするために、為替予約を利用している。為替予約の利用は、将来の為替相場の予測に基づいて、予定輸入取引について50~100%の範囲で行うというリスク管理戦略を有している。

C社は、X1年5月の米ドル建輸入取引の取引量及び価格の予想(合計12.5百万ドル。内訳は、Z1を4百万ドル、Z2を3百万ドル、Z3を2.5百万ドル、Z4を2百万ドル、Z5を1百万ドルである)に対して、為替レートの変動によるキャッシュ・フローの変動のうち、80%相当を為替予約でヘッジすることを決定し(リスク管理目的)、X1年2月末に、代金決済の予想期日であるX1年6月末を決済期日として1ドル=100円を予約レートとする10百万ドルの為替予約を締結した(ヘッジ対象は10百万ドルの予定取引)。

これらの輸入取引は実行される可能性が極めて高い。また、日本基準上のヘッジ会計の要件を満たしており、C社は為替予約の振当処理を行っている。

IFRS上は、為替予約のうち直物レート部分をヘッジ手段として指定し、直先差額の公正価値の変動は純損益に認識するものとする。有効性の評価は直物レートに基づき行う。

X1年4月に、X1年5月の原材料Z3、Z4及びZ5の輸入取引の取引量及び価格の予想が以下のとおり修正された。

- Z3は、0.5百万ドル少ない2百万ドルで取引予定
- Z4は、6ヶ月遅れのX1年11月に2百万ドルで取引予定
- Z5は、取引が中止されその後も行われぬ(当初想定できなかった事象による取引中止)

この結果、X1年5月の予定取引は合計で9百万ドルと予想される。

本章のポイント

- 為替予約のうち直物レート部分をヘッジ手段として、予定取引のヘッジを行う場合の会計処理を説明する。
- ヘッジ対象として適格な発生の可能性が非常に高い予定取引について検討する。
- ヘッジ指定の方法(階層化)とその影響を説明する。
- 予定取引の実行時の会計処理、ヘッジの中止/継続とキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の処理を解説し、IAS第39号とIFRS第9号の違いを解説する。
- 日本基準において為替予約の振当処理を採用している場合と比べて、どのような会計処理の違いがあるかについて解説する。

5.1 為替予約による外貨建予定取引のヘッジ

IFRS9.6.5.2

IFRS第9号に基づき、企業は取引が実行される可能性が非常に高い予定取引をヘッジ対象としてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用することを選択できる。キャッシュ・フロー・ヘッジは、キャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジであり、本ケースでは、米ドル建の原材料の輸入取引に係る決済代金が為替相場に応じて変動するリスクを、為替予約によりヘッジしている。

IFRS9.6.2.4(b)

為替レートには、現在時点での決済価格である直物レートと、将来時点での決済価格である先物レートがある。直物レートと先物レートの間には通常、対象通貨の金利差によって差(直先差額)が生じている。IFRS第9号は、デリバティブをヘッジ手段として指定する場合に、通常は部分指定を認めていないが、フォワード契約の直物要素(為替予約であれば直物レート部分)については、IAS第39号と同様にデリバティブの一部ではあるものの、ヘッジ手段として部分指定することを容認している。為替予約のうち直物レート部分をヘッジ手段として指定する場合には、ヘッジの有効性を評価する際にも直物レート部分のみに基づき有効性を評価する(直物レート法)。

IFRS9.6.5.16, Insights 7A.9.740.20

為替予約の直物レート部分のみをヘッジ手段として指定する場合、ヘッジ開始時の直物レートと有効性評価時点における直物レートをを用いてヘッジの有効性を判定するため、ヘッジ対象とヘッジ手段の外貨金額が一致している場合はヘッジ対象とヘッジ手段の直物レートに基づく価値変動は完全に相殺され、非有効部分は発生しない。なお、直物レート法を採用する場合、ヘッジ開始時における直先差額のその後の変動については、純損益に計上する方法、またはオプションの時間的価値と同様に、ヘッジのコストとして処理する方法のいずれかを選択できる。ヘッジのコストとして処理する方法を採用する場合には、オプションの時間的価値と同様に、ヘッジ対象が取引関連であるか、期間関連であるかにより、直先差額を取引コストとして扱うか、あるいは期間費用として扱うかが異なる。KPMGの見解では、本ケースの場合のように、決済までの為替リスクをヘッジする場合には、取引実行時までが取引関連のヘッジ対象であり、その後決済までは期間関連のヘッジ対象であると考えられる(第8章参照)。

本ケースでは、為替予約のうち直物レート部分のみをヘッジ手段として指定し、直先差額の変動に基づく公正価値の変動は純損益に認識する会計方針を採用している。

日本基準の有効性評価との違い

日本基準では、ヘッジの有効性を評価する場合に金利要素を除外して判定することができるため、ヘッジの有効性を評価する際には、予定取引のキャッシュ・フローの変動の累計を直物レートの変動に基づき算定できる(また、為替予約がヘッジ対象の外貨建予定購入取引と同一外貨建、同額、同時期である場合には高い有効性があると認められ、定量的な有効性評価を実施していないケースも多い)。この場合、為替予約全体の公正価値の変動には金利要素の変動が含まれるため、直先差額によってヘッジの非有効部分が生じるはずであるが、日本基準の場合には直物レートの変動に基づいて評価されるヘッジの有効性が80~125%の範囲内であり全体としてヘッジが有効である限りにおいて、直先差額を含む為替予約の評価差額全体を有効なヘッジとして繰り延べることができる。

IFRS上は、ヘッジの有効性を金利要素を除外して判定する方法(直物レート法)を採用した場合、為替予約の評価差額のうち、直先差額分は有効なヘッジに含めて繰り延べることはできない。なお、直先差額の変動に基づく公正価値の変動を、本ケースのように、純損益に認識する方法のほか、ヘッジのコストとして処理する方法も認められる(第7章参照)。

5.2 ヘッジ対象として適格な予定取引

IFRS9.6.3.3

IFRS第9号では、予定取引をヘッジ対象とする場合、その予定取引の発生の可能性が非常に高くなければならない。

IFRS9.B6.5.27(b)

ヘッジ対象として指定した予定取引が結果として実行されなかった事実が過去に存在する場合には、同様の予定取引が発生するかどうかを予測する企業の能力に疑義を生じさせるため、予定取引をヘッジ対象として指定する場合には予定取引の発生を予測する能力についても考慮に入れる必要がある。

発生可能性が非常に高い予定取引

IAS第39号においても、ヘッジ対象として適格な予定取引はその発生の可能性が非常に高いものでなければならない。この点について、IFRS第9号は変更していない。また日本基準においても、ヘッジ対象として適格な予定取引はその実行の可能性が極めて高いものとされている。

日本基準では、ヘッジ対象となりうる予定取引の判断基準として、過去の同様の取引の実施頻度や取引発生までの期間(概ね1年内)等が示されているが、IFRSでは発生可能性の程度を示す指標として期間が示されているわけではない。

Insights 7A.9.430.20

IFRS第9号は、取引の発生の可能性が非常に高いといえる程度に関して数値基準を提供していない。KPMGの見解では、発生の可能性が非常に高い予定取引といえるためには、少なくとも90%の発生可能性が必要であると考えている。取引の発生の可能性が非常に高いか否かを評価する際には、例えば、次の項目を考慮しなければならない。

- 予算編成プロセスの品質
- 類似した過去の取引の範囲と頻度
- 過去に予想した類似のキャッシュ・フローが実際に発生したか否か
- 取引を完了させるために必要なリソースの利用可能性
- 取引が発生しない場合の事業活動への影響
- 同じ目的を達成するため別の取引が行われる可能性
- 取引の発生が予想される時期までの期間の長さ
- 予想取引の数量

5.3 文書化

IFRS9.6.4.1

予定取引のヘッジについてヘッジ会計を適用するために、ヘッジ開始時までにはヘッジ関係の指定並びにヘッジの実行に関するリスク管理戦略及び目的についての文書を作成しなければならない。

本ケースでは、C社は米ドル建原材料輸入取引の決済代金が為替変動により変動するリスクをヘッジするために、将来の為替相場の予測に基づいて50~100%の範囲で為替予約を用いてヘッジするというリスク管理戦略をとっている。このリスク管理戦略に基づきC社では、X1年5月に予定されている原材料輸入取引の決済金額の80%に相当する100万米ドルを為替予約でヘッジすることを決定し(リスク管理目的)、ヘッジ取引を開始した。なお、ヘッジ対象と同額のドル買いの為替予約をヘッジ手段としており、IFRS第9号で定義される「ヘッジ比率」は100%である(2.5.4 用語解説:ヘッジ比率を参照)。

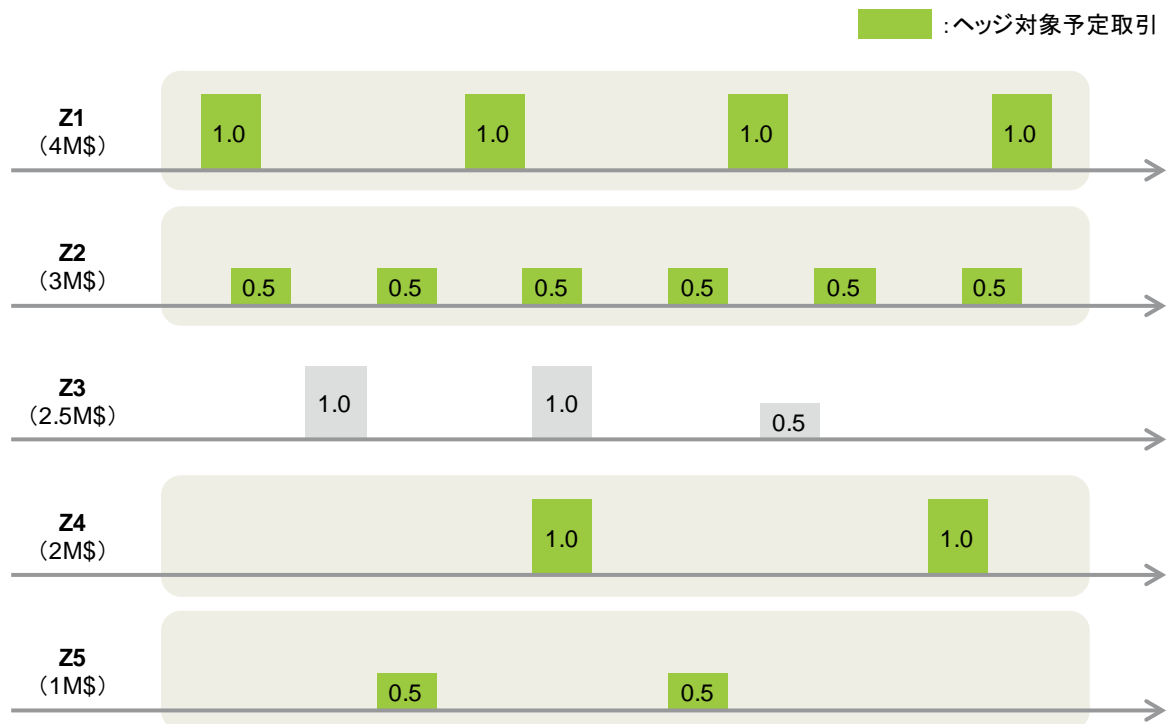
IFRS9.6.2.4(b)

本ケースでヘッジ手段は、5.1で解説したとおり、為替予約のうち直物レート部分をヘッジ手段として指定する方法(直物レート法)を採用している。直物レート法を採用するケースにおいて、直先差額については、原則通りその価値変動を純損益に認識する方法(ヘッジ手段に指定されない部分であるため、デリバティブの原則的会計処理に従い純損益に認識する)と、ヘッジのコストとして処理する方法のいずれかを選択することができる。このため、いずれの方法を採用するかはヘッジ指定文書に明確に記載する必要がある。本ケースでは、直先差額の変動による公正価値の変動を純損益に認識することとしている。

IFRS9.B6.3.18

予定取引をヘッジする場合、ヘッジ対象である予定取引が発生した時に、それがヘッジ対象予定取引であることが明らかとなるようにヘッジ対象を特定し、明確に文書化する必要がある。本ケースでC社は、IFRS上、X1年5月に予定されている12.5百万ドルの米ドル建原材料輸入取引のうち、①原材料の種類ごとにZ1、Z2、Z4及びZ5の輸入契約(合計10百万ドル)を特定する方法でヘッジ対象を指定しているが、これに替えて、②米ドル建輸入取引のうち最初の10百万ドル相当額の米ドル建キャッシュ・フローとしてヘッジ対象を特定する方法により指定することも可能である。リスク管理の実態と統合的なヘッジ対象の指定を行うことが必要である。

- ① X1年5月に発生するZ1、Z2、Z4及びZ5のそれぞれの予定取引(合計10百万ドル)をヘッジ対象として個別に指定(横軸は時の経過を表している)



- ② X1年5月に連続して発生する米ドルベースのキャッシュ・フローのうち最初の10百万ドルをヘッジ対象として指定
(横軸は時の経過を表している)



ヘッジ対象予定取引		IFRSの要件との関連
予定取引の全部	X1年5月に予定されている原材料Z1、Z2、Z4及びZ5のそれぞれの仕入取引のすべて(合計10百万ドル)	原材料Z1、Z2、Z4及びZ5について種類ごとの予定取引の全体をヘッジ指定しており、IFRSの要件を満たす。
予定取引の一部	X1年5月に予定されている原材料Z仕入取引全体(12.5百万ドル)のうち最初の10百万ドル	個別契約を特定することなく、グルーピングした項目の特定の階層をヘッジ対象として特定する方法の1つ。最初の10百万ドルという階層化指定は取引発生時にヘッジ対象取引であるか否かが明確であり、IFRSの要件を満たす。

このような指定方法の違いにより、予定取引の発生可能性に変更が生じてヘッジ会計を中止することとなる場合の影響が異なる可能性がある。個別契約を特定してヘッジ対象を指定する場合には、個別指定した契約の発生の可能性が低くなると、個別にヘッジ指定した契約についてヘッジ会計を中止しなければならない可能性が高まる。一方、個別契約を特定してヘッジ対象を指定するのではなく、グループ化した項目(例:ドル建購入契約)を階層化して指定する場合には、ある契約の発生の可能性が低くなる場合(例:Z5)であっても、他の契約の発生の可能性が変わらず、かつ、10百万ドルを超えるドル建キャッシュ・フローがX1年5月に発生する可能性が高い限り、ヘッジ会計を中止する可能性は低い(後述の5.5を参照)。このため、どのようにヘッジ対象を指定し文書化するかにより、ヘッジ会計の継続または中止の判断に影響を与える可能性があり、留意が必要である。

予定取引のヘッジを行う場合、ヘッジ対象を予定取引の実行時までの期間とするか、予定取引の実行に伴う買掛金等の代金決済時までの期間とするかを決定する必要がある。本ケースでは、C社は買掛金の決済までの期間をヘッジ対象として指定している。

日本基準との考え方の違い

ヘッジ期間を予定取引の実行時または買掛金の決済時のいずれにより指定するか、並びに、ヘッジ手段に直物レート部分のみを指定し、直先差額にヘッジのコスト処理を行うかによって、IFRS第9号では会計処理に違いが生じる。この点、日本基準では、外貨建取引の実行日より前に為替予約を締結している場合には、当該外貨建予定取引及び金銭債権債務を予約レートをを用いて計上する処理（振当処理の簡便法）が認められているため、実務上は本ケースのように、為替予約の決済期日を予定取引の代金決済日（同日または隣接する期日）として設定し、予定取引の代金決済時までをヘッジ期間として振当処理を採用するケースが多い。

一方、本ケースのようなヘッジについて、日本基準のヘッジ会計の原則的処理である繰延ヘッジを採用する場合には、繰延ヘッジ損益は予定取引の実行日において原材料の仕入原価に加減して処理される。また、取引実行日から代金決済日までの期間については、ヘッジ対象の外貨建金銭債権債務は直物レートで換算され、換算差額が純損益計上されるため、ヘッジ手段である為替予約の公正価値評価差額を純損益に計上することにより、その影響が純損益において自動的に相殺される。このため、外貨建債権債務にはヘッジ会計を適用する必要はないとされている。この場合、先物レートで換算される為替予約の評価差額と直物レートで換算されるヘッジ対象の金銭債権債務は純損益上で完全には相殺されない。

5.4 会計処理－予定取引実行時

IFRS9.6.5.11

本ケースの原材料の輸入取引のように、非金融資産または非金融負債を取得することとなる予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジの場合には、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、予定取引の実行により資産または負債が認識された時点でその資産または負債の取得原価に加減される。これを、「ベース調整」という。一方、それ以外のキャッシュ・フロー・ヘッジでは、累積されたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じタイミングで純損益に振り替えられる（リサイクルされる）。例えば、外貨建の予定売上取引を為替予約でヘッジする場合、累積されたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、売上取引が実行されて売上が計上された時点で純損益に振り替えられる。

なお、ベース調整を行う場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金はその他の包括利益を通さずに直接資産または負債の帳簿価額に加減される。すなわち、ベース調整を行う時点では、リサイクルとは異なり、純損益に影響を与えない。

本ケースでは、米ドル建の原材料の輸入取引が実行された時点で、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積されていたヘッジ手段（すなわち為替予約の直物レート部分）の価値の変動の累積額を減額し、原材料の取得原価に加減することになる。

※IAS39.98

IAS第39号からの変更点

IAS第39号では、非金融資産または非金融負債を取得することとなる予定取引のヘッジについて、累積されたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を以下のいずれかで会計処理するとされていた。今回の改訂により、後者の処理は認められなくなる。

- ベーシス調整。ただし、IFRS第9号とは異なり、その他の包括利益を通して資産または負債の帳簿価額を調整する。
- ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるタイミングで純損益にリサイクルする。

5.5 会計処理—予定取引の延期または中止

IFRS9.6.5.12,
Insights 7A.9.980.20

発生の可能性が非常に高いと見込んでいた予定取引が、何らかの理由で延期されたり、または中止されたりすることは実務上起こりうる。当初実行の可能性が非常に高いと予想していた取引が予定通りに行われなかった場合には、その予定取引が発生すると見込まれる程度に応じて、IFRS第9号ではヘッジ会計を継続または中止し、次のように会計処理する。なお、KPMGでは、同一の取引が発生する時期が当初の予定より比較的短期間延期されるような場合には、その他のヘッジの有効性の要件を満たす限りにおいて、ヘッジ会計を継続することは可能であると考えている。

予定取引の発生可能性	ヘッジ会計	当該時点までに累積された キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の会計処理
同一の予定取引が発生する可能性が非常に高い。	継続	予定取引が実際に発生するまで、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金はそのまま計上し続ける。
発生可能性はもはや非常に高いとはいえないが、引き続き発生が予想される。	中止	
予定取引の発生が見込まれない。	中止(*)	予定取引の発生が見込まれなくなった時点で、その他の包括利益から純損益に振り替える。

(*) 日本基準における「ヘッジの終了」に該当する。

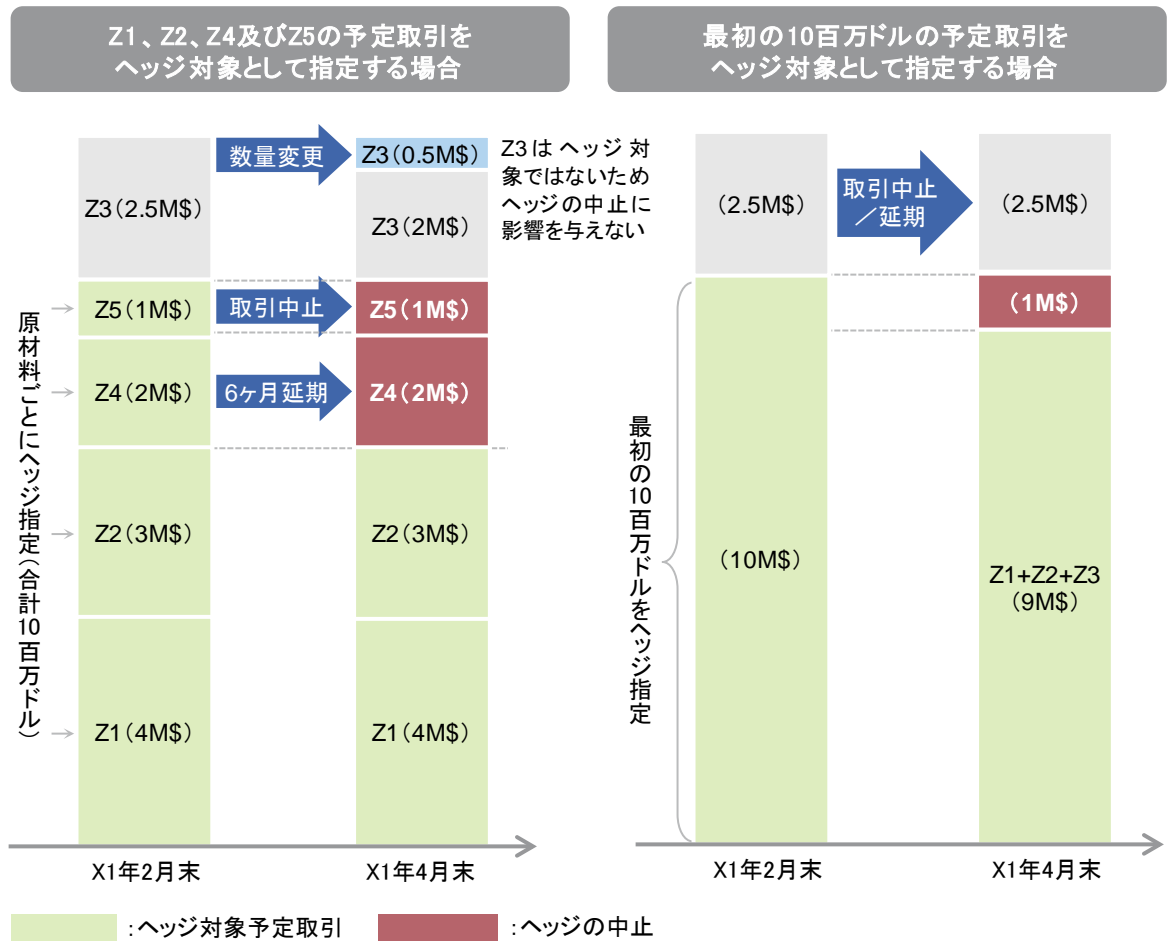
本ケースでC社は、原材料の種類ごとに個別にヘッジ対象を指定している。この場合、X1年4月末の予定取引の取引量及び金額の予想の修正に基づいて、原材料Z4(2百万ドル)とZ5(1百万ドル)の仕入契約についてヘッジ会計を中止する必要が生じる。さらに、予定取引の発生がもはや見込まれないZ5仕入相当のキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金残高をその他の包括利益から純損益に振り替えなければならない。なお、ヘッジ取引開始時点において発生の可能性が高いと判断したものの、当該取引が発生しなかった(中止された)という事実は、C社の見積り能力に疑義を生じさせ、将来同様の取引に対するヘッジ会計の適用が困難になる可能性がある。

IFRS9.6.5.6

IFRS第9号は、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にはヘッジ会計の部分的な中止を認めている。したがって、本ケースにおいて、仮にC社が、ヘッジ対象を原材料の種類ごとに個別に指定するのではなく、X1年5月に予定されているすべてのドル建の原材料輸入取引を階層化して最初の10百万ドルをヘッジ対象として指定した場合、以下で解説するように、予定取引の発生可能性に変更が生じてヘッジ会計を部分的に中止することとなった場合の影響が、ヘッジ対象を原材料の種類ごとに個別に指定した場合とは異なる可能性がある。

予定取引の発生可能性の変更:

ヘッジ開始時(X1年2月末)における発生可能性の非常に高い予定取引は全体として12.5百万ドルであったが、X1年4月末における発生可能性の非常に高い予定取引は9百万ドルに修正された。



C社がヘッジ対象を原材料ごとに個別に指定する場合には、前述のとおり、Z4とZ5の予定取引についてヘッジ会計を中止する必要がある。一方、C社がヘッジ対象をX1年5月の米ドル建の予定取引全体を階層化して最初の10百万ドルとして指定した場合、X1年4月末において発生可能性が非常に高い9百万ドル(Z1(4百万ドル)+Z2(3百万ドル)+Z3(2百万ドル))についてはヘッジ会計を継続し、発生可能性がもはや非常に高いとはいえない1百万ドルについてヘッジ会計を中止する。したがって、本ケースではヘッジ対象を原材料ごとに個別に指定している場合の方が、ヘッジ会計を中止する範囲が大きくなる。

5.6 会計処理—予定取引の一部が中止される場合

ここでは、本ケースにおけるC社のヘッジ会計の会計処理を解説する。

為替レートの推移は以下であったとする。なお、為替予約の公正価値の計算上、割引の影響は簡便化のため無視している。

		直物レート	先物レート	為替予約の公正価値	直物レート部分の価値
X1年2月28日	(為替予約締結日)	104円	100円		
X1年3月31日	(期末日)	106円	103円	30百万円	20百万円
X1年4月30日	(予想修正日)	105円	103円	30百万円	10百万円
X1年5月31日	(取引実行日)	109円	108円	80百万円	50百万円
X1年6月30日	(決済期日)	107円	—	70百万円	30百万円

本ケースでは、ヘッジ手段に指定されているのは、為替予約の公正価値のうち、直物レートの変動部分のみである。また、予想修正日であるX1年4月30日を境に、ヘッジ手段の想定元本は10百万ドルから7百万ドルに減少している。よって、

		為替予約の公正価値 (その変動)	直物レートの変動		直先差額 (その変動 ^{※2})
			うち、ヘッジ手段 (その変動 ^{※1})	ヘッジ手段以外 (その変動 ^{※2})	
X1年 3月31日	(期末日)	30百万円 (30百万円)	20百万円 (20百万円)		10百万円 (10百万円)
X1年 4月30日	(予想修正日)	30百万円 (—)	<修正前> 10百万円 (▲10百万円) <修正後> 7百万円	<修正前> — (—) <修正後> 3百万円 ^{※3}	20百万円 (10百万円)
X1年 5月31日	(取引実行日)	80百万円 (50百万円)	35百万円 (28百万円)	15百万円 (12百万円)	30百万円 (10百万円)
X1年 6月30日	(決済期日)	70百万円 (▲10百万円)	21百万円 (▲14百万円)	9百万円 (▲6百万円)	40百万円 (10百万円)

※1 ヘッジの有効部分としてその他の包括利益に計上

※2 損益に計上(ただし、※3を除く)

※3 3百万円のうち、2百万円は依然として予定取引の発生が見込まれる取引に係るものであり、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に据え置く。1百万円は純損益に振り替える

為替予約締結日(X1年2月28日)

単位:百万円

仕訳なし

期末日(X1年3月31日)

キャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジ手段に係る価値変動のうちヘッジとして有効な部分をその他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積する。ヘッジ手段から除かれた直先差額の変動に基づく公正価値の変動は純損益に計上する。ここではデリバティブ損益という勘定科目を使用しているが、IFRSではデリバティブ損益を計上する勘定科目名を特定しないため、企業は適切な勘定科目を決定する必要がある。

単位:百万円

借方		貸方		
為替予約	30	その他の包括利益	20	為替予約の公正価値測定。直物レート部分の価値変動のみを有効部分としてその他の包括利益に計上
		デリバティブ損益	10	

予定取引の発生可能性が修正された日(X1年4月30日)

Z4(2百万ドル)とZ5(1百万ドル)の予定取引の発生可能性がもはや非常に高いとはいえないため、ヘッジ会計を中止する。Z4の予定取引についてヘッジ会計の中止時までに累積されたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金(2百万円=10百万円×2/10百万ドル)は取引実行時(X1年11月)まで計上したままとする。Z5の予定取引についてヘッジ会計の中止時までに累積されたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金(1百万円=10百万円×1/10百万ドル)は予定取引の発生が今後見込まれないため純損益に振り替える。

単位:百万円

借方		貸方		
その他の包括利益	10	デリバティブ損益	10	為替予約の公正価値測定。全体の公正価値の変動はないが直物レート部分と直先部分の変動
その他の包括利益	1	デリバティブ損益	1	Z5の予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を純損益に振替

取引実行日(X1年5月)

実際に5月31日にZ1、Z2及びZ3の購入取引が実施された。ヘッジ対象であるZ1(4百万ドル)及びZ2(3百万ドル)の予定取引の実行時に、その時までには累積されたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を原材料の仕入原価に加減する。

単位:百万円

借方		貸方		
原材料	981	買掛金	981	仕入取引(=9百万ドル×109円/ドル) ヘッジ対象ではないZ3の仕入取引に関する仕訳を含む。
為替予約	50	その他の包括利益 デリバティブ損益	28 22	為替予約の公正価値の変動を測定(=80-30百万円) (Z1とZ2の予定取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理を継続)(=(直物レート部分の価値変動)40百万円×7/10百万ドル) 直先差額の変動(10百万円)+部分中止した部分(12百万円=(直物レート部分の価値変動)40百万円×3/10百万ドル)
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	35	原材料	35	ベース調整 (キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を原材料の取得原価に振替)(=50百万円×7/10百万ドル)

決済期日(X1年6月30日)

単位:百万円

借方		貸方		
その他の包括利益	14	為替予約	10	為替予約の公正価値の変動を測定 (=70-80百万円)
		デリバティブ損益	4	(Z1とZ2の予定取引についてキャッ シュ・フロー・ヘッジの会計処理を継 続)(=(直物レート部分の価値変 動)20百万円×7/10百万ドル) 直先差額の変動(10百万円)-中止 した部分(6百万円=(直物レート部 分の価値変動)20百万円×3/10百 万ドル)
現金及び預金	70	為替予約	70	為替予約の決済
買掛金	981	現金及び預金	963	買掛金の決済
		為替差益	18	為替差益=9百万ドル×(109-107) 円/ドル
為替差損	14	その他の包括利益	14	Z1とZ2の予定取引について決済時 までの累積キャッシュ・フロー・ヘッジ 剰余金を純損益に振替

IFRS9.B6.5.24(c)

IAS第39号からの変更点

予定取引のヘッジについて、当初予定どおりに取引が行われない場合の会計処理は、IAS第39号の規定と同様である。ただし、IFRS第9号では、IAS第39号で認められていた任意のヘッジ会計の中止は認められなくなった。他方で、IAS第39号では認められなかった、部分的なヘッジ会計の中止は可能となった。この結果、決済までの期間をヘッジ期間として指定したものの、予定取引実行後はヘッジ指定を任意に取り消し、外貨建買掛金からは換算差額を純損益に計上し、ヘッジ手段の為替予約の公正価値変動も純損益に計上するという会計処理を行っている場合には、見直しが必要になる可能性があると考えられる。

5.7 日本基準における処理との相違

本ケースにおいて、日本基準の会計処理及びIFRSとの主な相違点は以下のように考えられる。

- ヘッジ会計の要件を満たすZ1及びZ2の予定取引については、日本基準上は振当処理により外貨建予定取引及び金銭債権債務を予約レートをを用いて計上する。この結果、仕入価格が日本基準とIFRSでは異なることになる。本ケースでは、IFRS上は予定取引実行時の直物レートで換算した仕入価額に、ヘッジ取引開始時から累積されたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を加減した金額(9百万ドル×109円/ドルーキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金35百万円=946百万円)が原材料の取得原価となる。一方、日本基準で本ケースと同様にヘッジ対象を指定した場合には、Z1及びZ2の仕入は予約レートで、Z3の仕入は取引時の直物レートで換算される(7百万ドル×100円/ドル+2百万ドル×109円/ドル=918百万円)。
- 日本基準では非有効部分を損益に計上することが要求されていないこともあり、個々のヘッジ対象とヘッジ手段の厳格な紐付け指定が実務上は行われていないのが一般的である(例えば本ケースでは、日本基準上ヘッジ対象をX1年5月の予定取引10百万ドルと指定することも可能であると考えられる)。このため、Z5の取引が行われない場合であっても、実行可能性の高い米ドル建の予定取引量がヘッジ総量を超えている場合には、ヘッジの中止は行われないのが一般的であると考えられる。ただし、本ケースの場合には、ヘッジ手段の想定元本(10百万ドル)よりも予定取引の金額(9百万ドル)が小さくなってしまったため、差額の1百万ドル分については、振当処理はもはや適格ではなく、原則的方法により会計処理を行うことが必要となると考えられる。なお、振当処理は当面の間容認される規定であること、また、会計方針として類似取引には振当処理かまたは原則的処理(予定取引実行時に繰り延べられたヘッジ損益を棚卸資産の取得原価に調整する方法)を採用しなければならないことから、一部振当処理ができなくなるようなケースにおいては、原則法で処理すべきものとする。原則法の場合、Z4の予定取引は引き続き発生する可能性があるため、日本基準ではヘッジの終了の処理は行わないものと考えられる。ただし、そのような場合の取扱いが基準上は明記されていないため、実務上異なる取扱いが存在する可能性もある。
- 日本基準では認識された外貨建債権債務は期末日における換算の対象となるため、ヘッジ会計を適用する必要がないとしてヘッジ会計を適用できない。このため、取引日以降の買掛金の換算差額とヘッジ手段である為替予約の評価差額はそれぞれ独立して計算され、純損益に計上される。結果として、直物レートで換算される買掛金の換算差額と、先物レートで評価される為替予約の評価差額は純損益で相殺し合うが、金利相当部分は相殺されずに、純損益に影響を与えることになる。IFRS上、直物レート部分のみをヘッジ手段として指定し、直先差額を純損益に計上する処理を採用する場合には、外貨建債権債務認識後の会計処理の結果は日本基準と等しくなる。

6. 外貨建の受取りと支払いが発生する状況で、 ネット・ポジションで為替リスクをヘッジするケース

D社(期末日3月31日)は、外貨建の取引から生じる為替リスクを効率的に管理するために、各部門及び子会社に生じた外貨建取引の為替リスクを本社財務部で一元管理している。同じ通貨建で同じ月に決済される外貨建ポジションを集計し、ネットでの外貨エクスポージャーについて、50~100%の範囲で為替予約または通貨オプションを利用し、為替リスクをヘッジするというリスク管理戦略を有している。X1年度の毎月のネット外貨エクスポージャーについては、為替予約により100%ヘッジする。

D社はX1年2月28日時点で、200千米ドルの売上、150千米ドルの手数料支払の予定取引(いずれも取引予定日は5月31日、決済時期は翌月末(6月30日)である)のネットでのエクスポージャー50千米ドルについて、50千米ドルを売る為替予約を2月28日(決済日6月30日)に締結した(リスク管理目的)。本ケースでは、決済までをヘッジ期間とすることを前提としている(つまり、取引及びこれに付随する債権債務もヘッジ対象である)。なお、直物レートをヘッジ対象のリスクとし、直先差額についてはその公正価値の変動を純損益に計上することとする。

本章のポイント

- IFRS第9号で新たに認められるようになったネット・ポジションのヘッジについて説明する。

6.1 ヘッジ関係の整理

IFRS9.6.6.1, B6.6.1

IFRS第9号で新たに導入された、リスク管理活動と整合させるためのヘッジ会計処理の1つに、ネット・ポジションのヘッジがある。ヘッジ会計では個別のヘッジ取引が基本形として想定されているものの、実際のリスク管理では、同じリスク・プロファイルを有する個々の項目はグルーピングされ、それらがお互いに相殺しあうポジションを有している場合には、ネット・エクスポージャーをヘッジする取引が行われる。IAS第39号では、このようなリスク管理の実態にかかわらず、ヘッジ会計の効果を企業が任意に選択することによる利益操作の可能性を排除し、かつ、ヘッジの効果をヘッジ対象取引ごとに反映させるために、ネット・ポジションをヘッジ対象とすることを認めておらず、グロス・ポジションの一部をヘッジ対象として指定することを要求していた。

IFRS第9号で容認されるネット・ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するためには、①ポートフォリオに含まれる個々の項目がヘッジ対象として適格であり、②ネット・ベースでリスク管理を行っており、③為替リスクがヘッジ対象であり、④ネット・ポジションを構成する予定取引が純損益に影響すると見込まれる報告期間、取引内容、及び数量が特定できるものであることが必要である。

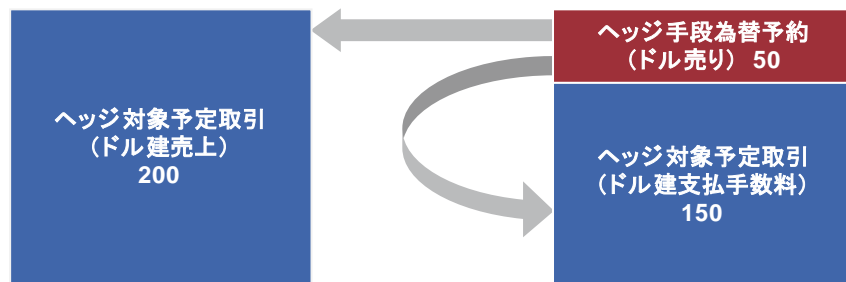
ここではネット・ベースでのヘッジ指定の影響を解説するために、売上200千米ドル(予定取引)と支払手数料150千米ドル(予定取引)のそれぞれが、相殺しあう為替リスク・ポジションを有しており、その差額である50千米ドルについて、ドル売りの為替予約が実行されているという単純なケースを考えている。本ケースでは、ヘッジ対象リスクは為替リスクであり、売上の予定取引と支払手数料の予定取引の為替リスクのエクスポージャーの把握及びリスク管理はネット・ベースで行われ、かつ、ネット・ポジションを構成するそれぞれの予定取引の内容と純損益に影響を与える時期が特定されていることを前提としている。

ヘッジ会計を適用するためのネット・ベースでのリスク管理の判定にあたっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 実際にネット・ベースでリスク管理している場合にのみ容認される。
- ② ネット・ベースでのリスク管理は事実認定の問題であり、このため、ネット・ポジションのヘッジは確立されたリスク管理方針の一部でなければならない。
- ③ 当該リスク管理方針は、IAS第24号「関連当事者についての開示」に規定される主要な経営管理者によって承認されるものでなければならない。
- ④ ネット・ポジションを構成する個別の取引が特定できることが必要である。

IFRS9.B6.6.4

なお、「ネット・ポジションのヘッジ」という表現をしているが、実際には「ネット・エクスポージャーを示す金額」をヘッジ対象として指定できるわけではなく、プラスとマイナスの両方向のポジションを同時にグルーピングしてヘッジ対象に指定できるという意味であり、実際にヘッジ対象に指定されているのは、グロスのポジションである(すなわち、ネット・エクスポージャーを示す金額そのものではない)点に留意する必要がある。



IFRS9.6.6.4, B6.6.15

ネット・ポジションのヘッジで、ヘッジされたリスクが包括利益計算書上の異なる表示科目に影響を与えるものについては、ヘッジ手段に係る利得または損失を、ヘッジ対象を表す勘定科目とは別個の「ヘッジ損益」等で一括して表示しなければならない。すなわち、本ケースの場合、売上と支払手数料のそれぞれの科目にヘッジ手段の利得・損失を調整するのではなく、別掲して、例えば「ヘッジ損益」という科目で一括計上しなければならない。なお、IFRS第9号は使用するべき科目名について言及していない。

6.2 ヘッジ対象リスクと文書化

IFRS第9号では、ネット・ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジとして認められるのは為替リスクのヘッジに限定されている。また、実際にネット・ベースでリスク管理されている事実が必要であるが、これは事実判定の問題であるため、単にヘッジ指定・文書化により達成できるものではない。また、ネット・ポジションでの為替リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジを行う場合には、ネット・ポジションを構成する個々の予定取引を特定できなければならない。本ケースの場合には簡便化のために単一の予定売上と、単一の予定される手数料支払いのみを想定しているが、実際の為替リスクの管理においては、ネット・ポジションの管理は複数の外貨建予定販売と複数の外貨建予定購入で構成されることが想定され、ヘッジ指定文書において、ネット・ポジションのヘッジ対象となる個々の予定取引のすべてについて、その取引の性質や数量とともに純損益に影響を与える報告期間が特定されなければならない。このため、リスク管理実態を反映した会計処理は可能にはなるが、ヘッジ指定に伴う事務手続は煩雑になると考えられる。

以下はIFRS第9号に例示されている、ネット・ポジションを構成する個々の予定取引の特定の例示である。

IFRS9.B6.6.8

企業は外貨100の売上の階層部分と外貨150の仕入の階層部分で構成されるネット・ポジションを有している。売上と仕入の通貨は同じ外貨である。企業は、ヘッジ指定文書に以下のようにヘッジ対象であるそれぞれの売上と仕入を特定している。

売上	仕入
<p>外貨100の売上の階層部分は製品Aの最初の売上外貨70と製品Bの最初の売上外貨30とで構成される。それぞれ以下の報告期間の純損益に影響を与える：</p> <p>(1) 製品Aの最初の売上外貨70は第1報告期間の純損益に影響を与える。</p> <p>(2) 製品Bの最初の売上外貨30は第2報告期間の純損益に影響を与える。</p>	<p>外貨150の仕入の階層部分は、機械Pの最初の仕入外貨60、機械Qの最初の購入外貨40と原材料Rの最初の購入外貨50とで構成される。それぞれ以下の報告期間の純損益に影響を与える：</p> <p>(1) 機械タイプPの最初の仕入外貨60は第3報告期間から10年間にわたって減価償却を通して純損益に影響を与える。</p> <p>(2) 機械タイプQの最初の仕入外貨40は第4報告期間から20年間にわたって減価償却を通して純損益に影響を与える。</p> <p>(3) 原材料Rの最初の仕入外貨50は第3報告期間に実際に取得され、第3報告期間及び第4報告期間にわたって売却され、純損益に影響を与える。</p>
<p>文書化すべき取引の性質には、減価償却の方法などの情報も含む。また、例えば機械タイプPが2つの異なる製造ラインで使用される場合(1つの製造ラインでは10年間定額法が、もう1つの製造ラインでは生産高比例法が適用される場合)、タイプPの予定購入取引量のうち、それぞれで使用される量を特定することも必要である。</p>	

6.3 有効性の評価及び非有効部分の測定

IFRS9.B6.6.5

ネット・ポジションのヘッジにおけるヘッジ対象とヘッジ手段の経済的関係の有無を判定するためには、ネット・ポジションの構成要素であるヘッジ手段と同様の効果を有する純額ポジションを構成する項目の価値の変動をヘッジ手段の公正価値の変動と合わせて検討する必要がある。すなわち、本ケースでは、為替予約の公正価値とヘッジ手段と同様の効果を有する予定支払手数料の価値変動を合わせて、予定売上の価値変動と比較することによって、経済的関係があるかどうかを判定する。

本ケースにおいて直物レート等が下表のように推移した場合、経済的関係の判定並びに非有効部分の測定は、①為替予約の直物レート部分の価値変動＋②手数料の直物レートの変動に基づく価値変動部分の合計額である③と、④売上の直物レートの変動に基づく価値変動部分を比較して行う。なお、簡便化のため、貨幣の時間価値を反映するための割引計算は割愛している。

	設例	直物レート	先物レート	為替予約の 公正価値	直物レート部分 の価値
X1年2月28日	(為替予約締結日)	100円	99.73円		
X1年3月31日	(決算日)	90円	89.64円	504千円	500千円
X1年5月31日	(売上・手数料計上日)	95円	94.93円	240千円	250千円
X1年6月30日	(決済期日)	93円	-	337千円	350千円

X1年3月31日の経済的関係の判定及び非有効部分の測定

単位:千円

	X1年2月28日 公正価値	X1年3月31日 公正価値	33+33+36
① 為替予約(直物レート部分)	0	500	500
② 手数料	0	1,500	1,500
③ (①+②)	0	2,000	2,000
④ 売上	0	△2,000	△2,000
有効性判定	③ / (-④) = 2,000 / 2,000 = 100%		

ここでは、ヘッジは完全に有効であり、非有効部分の金額は0である。

6.4 会計処理—ヘッジ対象の取引が同一期間に計上される場合

	設例	為替予約の 公正価値 (その変動)	直物レート部分 の価値 (その変動)	直先差額部分 の価値 (その変動)
X1年 2月28日	(為替予約締結日)			
X1年 3月31日	(決算日)	504千円 (504千円)	500千円 (500千円)	4千円 (4千円)
X1年 5月31日	(売上・手数料計上日)	240千円 (▲264千円)	250千円 (▲250千円)	▲10千円 (▲14千円)
X1年 6月30日	(決済期日)	337千円 (97千円)	350千円 (100千円)	▲13千円 (▲3千円)

X1年2月28日の会計処理

X1年2月28日時点では為替予約の約定を行ったのみであるため、この時点で仕訳は発生しない。

借方	貸方
仕訳なし	

X1年3月31日の会計処理

X1年3月31日時点では為替予約を公正価値測定する必要がある。非有効部分はないが、直先差額の公正価値変動はヘッジ手段としては指定されず、純損益に計上されるため、直物レート部分の価値のみをその他の包括利益に計上する。以下では、ヘッジ手段に指定していない直先差額の価値の変動を「デリバティブ損益」として仕訳を示しているが、IFRSではデリバティブ損益を計上する勘定科目を特定していないため、企業は適切な勘定科目の名称を決定する必要がある。

単位：千円

借方	貸方
為替予約	504
	その他の包括利益
	4
	為替予約の公正価値測定 直先差額の公正価値変動を純損益に 計上

X1年5月31日の会計処理

X1年5月31日取引実行時点では、期末からの為替予約の公正価値の変動額を計上する。この時点までのその他の包括利益の計上額の累計(キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金)はX1年5月31日までの為替予約の公正価値変動である240千円のうち、直物レート部分の公正価値変動である250千円となる。

ここで先に説明のとおり、ヘッジ対象は200千米ドルの売上と150千米ドルの支払手数料であるが、ヘッジ対象グループ内の反対方向のポジションがオフセットしあう150千米ドル部分についてはヘッジ対象項目が同時に他のヘッジ対象項目のヘッジ手段として機能している。そのため、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の残高250千円は以下のように分解される。

- ① 売上に対応するヘッジ手段の価値変動1,000千円
＝為替予約の直物レート変動から生じた価値変動250千円＋150千米ドルの予定支払手数料に関連する直物レートの価値変動750千円
- ② 支払手数料に対応するヘッジ手段の価値変動△750千円
＝200千米ドルの予定売上に関連する直物レートの価値変動1,000千円のうち150千米ドル相当分の750千円

ヘッジ対象が純損益に認識された際のキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の取崩しにあたり、相殺するリスク・ポジションを有するグループ・ヘッジの場合、ヘッジされる売上及び支払手数料はそれぞれ取引日レートで認識し、それらとは別にヘッジ手段に係る利得及び損失を認識する必要がある。以下では、ネット・ポジションのヘッジ手段である為替予約の直物レート部分の価値変動を「ヘッジ損益」として仕訳を例示しているが、IFRSでは特定の科目名を使用することを要求していない。また、ヘッジ損益(売上)とヘッジ損益(支払手数料)は明瞭化のために記載しているもので、実際の包括利益計算書上は、これらをネットしてヘッジ対象の「売上」や「支払手数料」から独立して表示されることになる。

単位:千円

借方		貸方		
その他の包括利益	250	為替予約	264	為替予約の公正価値測定 240千円(X1年5月31日公正価値)－504 千円(X1年3月31日の公正価値)＝△ 264千円
デリバティブ損益	14			
売掛金	19,000	売上	19,000	売上計上 95円/ドル×200千米ドル
その他の包括利益	1,000	ヘッジ損益 (売上)	1,000	ヘッジ対象(売上)の発生によるキャッ シュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクル 1,000千円(支払手数料に関連する直物 レートの変動750千円＋為替予約の公正 価値のうち直物レートの価値変動部分 250千円)
支払手数料	14,250	未払金	14,250	支払手数料計上 95円/ドル×150千米ドル
ヘッジ損益 (支払手数料)	750	その他の包括利益	750	750千円(売上に関連する直物レートの 変動のうち150/200相当分)

X1年6月30日の会計処理

X1年5月31日から6月30日までの直物レートの変動を反映し、売掛金と未払金の換算をするとともに、X1年5月31日から6月30日までの為替予約の公正価値変動を計上する。公正価値変動のうち、直物レート部分の変動をその他の包括利益に計上し、直先差額の価値変動を「デリバティブ損益」として純損益に計上する。ヘッジ対象である売掛金と未払金の換算差額が純損益に計上されるのと同じタイミングで、OCIに計上されたヘッジ対象に見合う有効部分を、ヘッジ損益の科目を用いて純損益に計上(リサイクル)する。

単位:千円

借方		貸方		
為替差損益	400	売掛金	400	X1年5月31日からX1年6月30日までの為替変動による影響(売掛金) (93円/ドル-95円/ドル)×200千米ドル=△400千円
未払金	300	為替差損益	300	X1年5月31日からX1年6月30日までの為替変動による影響(未払金) (93円/ドル-95円/ドル)×150千米ドル=△300千円
為替予約	97	その他の包括利益	100	為替予約の公正価値337千円-X1年5月31日公正価値240千円 直物レート部分の価値の変動100千円 (= (95-93) × 50)
デリバティブ損益	3			
その他の包括利益	100	ヘッジ損益	100	
現金及び預金	337	為替予約	337	為替予約の決済
現金及び預金	18,600	売掛金	18,600	売掛金の決済 93円/ドル×200千米ドル
未払金	13,950	現金及び預金	13,950	未払金の決済 93円/ドル×150千米ドル

IAS第39号との相違

IAS第39号では、ネット・ポジション相当(本ケースでは50千米ドル)の売上をヘッジ対象として指定(売上200千米ドルと手数料150千米ドルのネット・ポジションをヘッジ対象として指定できなかったため、売上50千米ドルをヘッジ対象として指定)することで実務上、対応されてきた。このため、本ケースでの5月31日時点のIAS第39号とIFRS第9号における包括利益計算書の金額には、以下のような差異が生じる。なお、ここでは、説明の便宜上、包括利益計算書は4月1日からのものではなく、取引当初からの累計で作成している。

単位:千円

	IFRS第9号	IAS第39号
包括利益計算書		
売上	19,000	19,250(※1)
支払手数料	14,250	14,250(※2)
ヘッジ損益	250	-

(※1)95円/ドル×200千米ドル+250千円(為替予約の5/31までの直物レート部分の公正価値変動額について、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金から振替)

(※2)95円/ドル×150千米ドル

6.5 会計処理—ヘッジ対象の取引がそれぞれ異なる報告期間で計上される場合

ヘッジ対象のネット・ポジションを構成する個別の予定取引の内容や金額、純損益に影響を与える報告期間はヘッジ指定時に特定されていなければならないが、それぞれの予定取引が同じ報告期間に純損益に影響を与えるものである必要はない。例えば、売上が5月に発生しその決済は6月、支払手数料の前払いは6月に行うものの、費用計上が7月になるような場合であっても、期間が特定できる限りにおいて、ネット・ポジションのヘッジとして適格である。ただし、この場合でも、ヘッジ手段の利得及び損失は、ヘッジ対象の利得及び損失とは別掲する必要がある。

このケースでは、売上はIAS第21号に従い、取引時点の為替レートで換算される。関連するヘッジ損益は包括利益計算書上、売上とは別の勘定科目（本ケースでは「ヘッジ損益」を使用）で表示される。また、ヘッジ対象の支払手数料を計上した月にそれまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金で認識していた金額のうち、支払手数料に対応する金額を「ヘッジ損益」という科目で純損益に振り替える。ここでは売上が5月に発生し、決済は6月に行われるが、支払手数料は6月に前払いされ7月に費用計上されるため、それぞれのヘッジ対象の損益計上時に、ヘッジ損益が計上される。これらの仕訳は以下のようになる（支払手数料の計上時期を除き、前提条件は6.4のケースと同じである）。

X1年5月31日の会計処理

X1年5月31日の売上時において、期末日後からの為替予約の公正価値変動額のうち直物レートの価値変動額を、その他の包括利益に計上する。この時点までのその他の包括利益の計上額の累計額（キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金）は250千円（＝500千円－250千円）となるが、前述のとおり、このヘッジ手段に対するヘッジ対象は200千米ドルの売上と150千米ドルの支払手数料であるため、この250千円を売上に対応するヘッジ手段の価値変動1,000千円部分と、支払手数料に対応するヘッジ手段の価値変動△750千円部分に分けて考える必要がある。すなわち、ヘッジ対象にかかる損益が計上された際のキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の振替にあたっては、売上に対応する部分と支払手数料に対応する部分をそれぞれ別個に把握する必要がある。売上が計上される5月に、ヘッジ対象のうち、それぞれを相殺するヘッジ手段の価値変動を「ヘッジ損益」という科目でリサイクルする。

単位：千円

借方		貸方		
その他の包括利益	250	為替予約	264	為替予約の公正価値測定
デリバティブ損益	14			240千円（×1年5月31日公正価値）－ 504千円（×1年3月31日の公正価値）＝ △264千円
売掛金	19,000	売上	19,000	売上の計上 95円／ドル×200千米ドル
その他の包括利益	1,000	ヘッジ損益 （売上）	1,000	ヘッジ対象（売上）の発生によるキャッ シュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクル 支払手数料から発生している評価差額 750千円＋為替予約評価差額250千円

X1年6月30日の会計処理

X1年5月31日からX1年6月30日までの為替予約の公正価値の変動のうち直物レートの変動額をその他の包括利益に計上する。なお、本ケースでは決済が行われる日(X1年6月30日)までをヘッジ対象期間としており、ヘッジされた将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間にヘッジ損益の科目を用いて純損益に計上(リサイクル)する。本ケースでは、6月30日に手数料代金の前払いが行われているが、支払手数料の費用計上は7月に行われるため、支払手数料に見合うヘッジ手段の価値変動は6月ではなく7月に計上される。

単位:千円

借方		貸方		
為替差損益	400	売掛金	400	X1年5月31日からX1年6月30日までの為替変動による影響(売掛金) (93円/ドル-95円/ドル)×200千米ドル=400千円
為替予約 デリバティブ損益	97 3	その他の包括利益	100	為替予約の変動金額97については、為替予約の決済額337千円-X1年5月31日公正価値240千円。 うち、ヘッジ手段の価値変動は100であり、そのうち、売上200千米ドルに対応する部分400千円がヘッジ損益にリサイクルされ、支払手数料150千米ドルに対応する部分300千円はその他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に計上されている。
その他の包括利益	400	ヘッジ損益	400	
現金及び預金	337	為替予約	337	為替予約の決済
現金及び預金	18,600	売掛金	18,600	売掛金の決済 93円/ドル×200千米ドル
前払費用	13,950	現金及び預金	13,950	手数料の前払い 93円/ドル×150千米ドル

X1年7月31日の会計処理

X1年7月31日に役務提供を実際に受けたため、支払手数料を純損益に計上する。その際に、支払手数料に対応するキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累計額を、ヘッジ損益に振り替える必要がある。なお、X1年7月31日の直物レートは97円/ドルとする。

単位:千円

借方		貸方		
支払手数料	13,950	前払費用	13,950	支払手数料の費用計上
ヘッジ損益(手数料)	1,050	その他の包括利益	1,050	為替予約の決済金額のうち、支払手数料部分に対応する金額について、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から振替。 (100円/ドル-93円/ドル)×150

なお、X1年5月31日に売上と同時に支払手数料が発生する最初のケースと、7月31日に支払手数料が発生(ただし、6月30日に前払い)するケースについて、5月31日時点の包括利益計算書を記載すると以下ようになる。なお、ここでも説明の便宜上、包括利益計算書は4月1日からのものではなく、取引当初からの累計で作成している。

	支払手数料が5/31に計上されるケース	支払手数料が7/31に計上されるケース
包括利益計算書(×1年5月31日) 利益(費用)		
売上	19,000	19,000
支払手数料	(14,250)	-
ヘッジ損益	250	1,000
デリバティブ損益	(10)	(10)
その他の包括利益	-	(750)

6.6 日本基準における処理との相違

日本基準では、ヘッジ対象である資産・負債の一部売却時にヘッジの効果が恣意的に損益に反映されることを防止するためにも、個別のヘッジ関係を前提としており、資産と負債のリスクが互いに相殺されるようなネット・ポジションに本ケースのようなヘッジ会計処理を適用することは想定していない。

IFRS第9号で新たに導入されたネット・ポジションのヘッジも、ネット金額のヘッジではなく、ネット・ポジションを構成する個々の項目を特定したうえで、反対のポジションを持つ項目がリスクを相殺し合っている効果を財務諸表に適切に表すための会計処理である。このため、企業がネット・ポジションに基づいてリスク管理を行っていることが必要であり、かつ、ネット・ポジションを構成する個別項目を特定することが要件となることから、予定取引の発生可能性や金額の見積りの変更が頻繁に生じ、ヘッジ手段を機動的に見直さなければならないポートフォリオでは、ネット・ポジションに対するヘッジ会計を採用することによって、事務手続が煩雑になる可能性がある。一方、例えば外貨建取引が活発で、リスクを相殺し合う外貨建ポジションを継続的に有しており、かつ、当該取引の発生時期や金額を高い確度で見積れるような企業にとって、ネット・ポジションに対するヘッジ会計処理は、リスク管理の状況をより適切に財務情報に反映させることができるヘッジ会計の方法となりうると考えられる。

7. 外貨建運用資産の元本償還に係る為替リスクを為替予約でヘッジするケース

E社(期末日3月31日)は、円貨余剰資金を活用し、利回りのよい米ドル建社債(額面=取得価額1百万ドル、投資適格、残存期間1年)にて運用する。当該社債は、IFRS上、償却原価区分として処理する。社債の取得と同時に、償還時の外貨を円転する目的で資金関連スワップとして米ドル売り円買いの為替予約(予約レート1ドル=96円)を取り組んだ。為替予約の予約金額、償還期日等の主要な条項は、社債の条項とすべて一致している。

当該社債は日本基準上その他有価証券として会計処理しており、日本基準では為替予約の振当処理を適用できない。そのため日本基準上は、繰延ヘッジ処理を行っている。なお、主要な条項が一致しているため、高い有効性があるとみなしている。

本章のポイント

- 直先差額の処理についてIAS第39号(直物レート法では純損益に計上)での処理とIFRS第9号(その他の包括利益に計上して繰り延べたうえで期間按分も可能)での処理の違いを説明する。
- 日本基準との相違を解説する。

7.1 ヘッジ関係の整理

日本基準では、その他有価証券に区分される債券については、公正価値評価差額とともに換算差額もその他の包括利益に計上される。このため、その他有価証券区分の債券については、繰延ヘッジが適用できる。

一方、IFRSでは、IAS第21号に基づき直物レートで換算することは公正価値測定とは考えられていないため、外貨建金銭債権債務についてもヘッジ会計を適用できる。為替リスクのヘッジについてはキャッシュ・フロー・ヘッジまたは公正価値ヘッジのいずれも適用可能である。このケースでは、償却原価区分の米ドル建社債をヘッジ対象、為替予約をヘッジ手段として、元本の為替リスクをヘッジするキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用する。

7.2 直先差額の会計処理

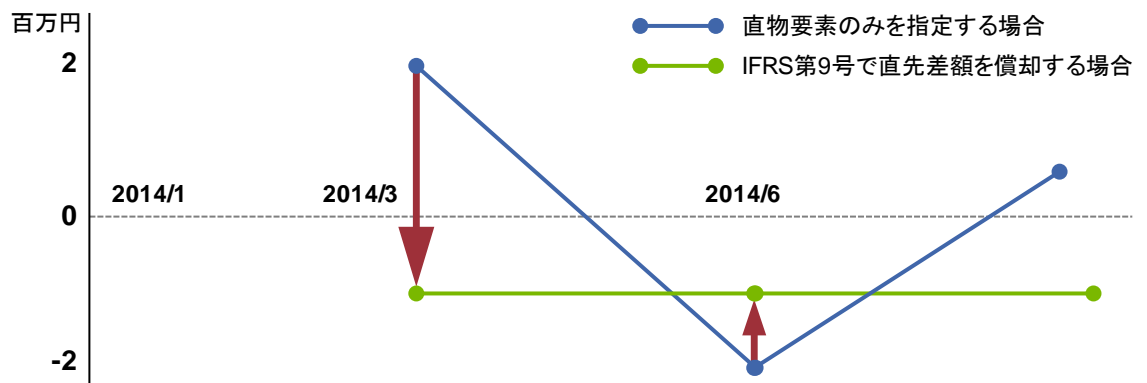
IFRS9.6.2.4(b)

直物レートの変動をヘッジした場合、ヘッジ対象におけるヘッジ対象リスク(直物レート)の変動によるキャッシュ・フローの変動は、金利要素すなわち直先差額の影響を含まない。IFRS第9号は、フォワード契約のうち金利要素(直先差額)と直物要素を区分し、直物要素の変動のみをヘッジ手段に指定することを認めている。

IFRS9.B6.5.34
IFRS9.BC6.414-
BC6.426

直物要素の価値の変動のみをヘッジ手段に指定する場合、金利要素の価値の変動を純損益で認識する処理(IAS第39号のもとで規定されていた方法)のほか、IFRS第9号では、ヘッジ対象に関連する範囲で金利要素の公正価値の変動をその他の包括利益に認識して、資本の独立の内訳項目に累積することを認めている(2.5.2を参照)。このとき、ヘッジ関係の開始時に存在する金利要素部分は、本ケースの場合には期間に関連するヘッジ対象であるため、その金利要素が関係する期間にわたって規則的かつ合理的な規準で償却して純損益にリサイクルする。金利要素の変動を純損益で認識する従来の処理の場合には、各報告期間の損益に予期せぬ変動が発生するが、ヘッジのコストとして期間償却することにより、そのような変動を回避できるようになる。IFRS第9号の審議の過程で、ヘッジ対象が貨幣性資産・負債の場合には、ヘッジ対象はIAS第21号に基づき直物レートで換算されるが、直先差額を期間にわたって費用として償却することはできないため、先物レート法を使用する場合でも不具合が生じるという点が指摘された。先物レート法を使用する場合には、ヘッジ期間において非有効部分は生じないものの、ヘッジ対象の直物レートの換算により生じる為替差損益を相殺するようにキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金をリサイクルする過程で、当初認識時の直先差額はリサイクルされずに残るため、ヘッジ期間終了時にこの差額が一括してリサイクルされるという不具合が回避できない。これに対処するために、直物部分のみをヘッジ手段として指定する場合には、直先差額をヘッジのコストと考えて、その他の包括利益に計上したうえで、当初認識時の直先差額をヘッジ期間にわたって規則的かつ合理的な規準でコスト処理することを容認する処理が導入されている。

純損益の推移比較(直先差額の変動部分)



直先差額をヘッジのコストとして純損益に規則的に振り替えることで、矢印のように純損益の変動を抑えることが可能となる。しかし、直先差額の公正価値変動はその他の包括利益に計上するため、その他の包括利益の変動は大きくなる。

注) 例示は7.3の数値例を使用。なお、投資による利息収益及びその為替差損益は考慮していない。

IFRS9.B6.5.37

ヘッジのコストとして金利要素の公正価値の変動をその他の包括利益で認識する場合であっても、主要な条項の一部(または全部)が一致していない場合(ただし、ヘッジ会計を適用するための有効性は達成している場合)、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち、ヘッジ対象に関連した金利要素を特定し、調整後金利要素を算定することが必要になる。

調整後の金利要素

主要な条項のすべてが一致していない場合には、ヘッジ手段の公正価値変動のうち、ヘッジ対象に関連した金利要素を特定し、調整後金利要素を算定することが必要となる。これは、ヘッジ開始時の為替予約の金利要素の絶対値と調整後金利要素の絶対値の大きさにより、その後の各報告日におけるヘッジの有効部分として資本の独立の内訳科目に認識される金額が異なるためである。

例えば、本ケースの為替予約は1年後に受渡しであるが、市場需給の関係で2年物の為替予約を購入する方が、相対的に割安な場合があるかもしれない。そのような場合、調整後金利要素はヘッジ対象と主要な条項がすべて一致する為替予約(履行日が1年後の1百万ドルのドル売り円買い為替予約)の直先差額として求めることになる。この時、ヘッジ関係の開始時点において、実際的为替予約(履行日が2年後の1百万ドルのドル売り円買い為替予約)の公正価値変動における金利要素が、調整後の金利要素の絶対値よりも大きいかもしれない。その場合には資本に繰り延べる金額は、調整後金利要素に基づき算定し、2つの金利要素の公正価値変動の差額は純損益に計上する。

一方、ヘッジ関係の開始時点において、実際的为替予約の公正価値変動における金利要素が、調整後金利要素の絶対値よりも小さい場合、実際的为替予約から生じる金利要素より大きい金額を資本に計上することを回避するため、各報告日において、実際の金利要素の絶対値と調整後金利要素の絶対値を比較し、いずれか小さい方に基づき資本に認識すべき金額を算定する。実際の金利要素が調整後金利要素を超過する場合には、その超過部分は純損益に計上する。

7.3 会計処理

例えば、直物レートと先物レートが次のように推移する場合の会計処理を考える。

円/ドル	1月1日		3月31日		6月30日
直物レート	100	⇒ +3 ⇒	103	⇒ +1 ⇒	104
直先差額	-4	⇒ -2 ⇒	-6	⇒ +2 ⇒	-4
先物レート	96	⇒ +1 ⇒	97	⇒ +3 ⇒	100

注)直先差額のマイナスはディスカウントを表す。

IFRS第9号においては、直物要素の価値の変動のみをヘッジ手段に指定した場合、本ケースのように期間関連のヘッジ対象の場合には、取組み時の直先差額の処理方法について、規則的かつ合理的な方法で償却することを認めている。ここでは、ヘッジのコストである直先差額をヘッジ期間にわたり定額法で償却するという会計方針をE社は採用すると仮定する。

3月31日の仕訳は、以下のようになる。

単位:百万円

借方		貸方		
社債	3	為替差損益	3	外貨建社債(償却原価)の期末換算替 $3 = (103 - 100) \times \text{外貨簿価}1\text{百万ドル}$
その他の包括利益(有効部分)	3	為替予約 その他の包括利益(直先差額)	1 2	為替予約の公正価値測定及びヘッジ会計の適用 $1 = (97 - 96) \times \text{予約金額}1\text{百万ドル}$
為替差損益	3	その他の包括利益(有効部分)	3	ヘッジ対象に合わせて、リサイクル
受取利息 [※]	1	その他の包括利益(直先差額の償却)	1	$\Delta 1 = 2014\text{年}1\text{月の直先差額}(\Delta 4) \times 3\text{ヶ月} \div 12\text{ヶ月}$

※投資と回収の差額の償却費であるため利息の調整としているが、IFRSは特定の科目の利用を要求しているわけではない。

IAS第39号においても認められている処理(直先差額を純損益計上)であれば、3月31日の仕訳は、以下のようになる(想定元本:1百万ドル)。

単位:百万円

借方		貸方		
社債	3	為替差損益	3	外貨建社債(償却原価)の期末換算替
その他の包括利益(有効部分)	3	為替予約 デリバティブ損益(直先差額)	1 2	為替予約の処理、公正価値測定及びヘッジ会計の適用
為替差損益	3	その他の包括利益(有効部分)	3	ヘッジ対象に合わせてリサイクル

このケースの場合、直先差額は、日米金利差を反映したディスカウントの状況である。取り組んだ為替予約の直先差額は、一種の投資コストとしての性質を有し(日本の低い金利状況下で、外貨ベースでより利回りの高い資産への投資を行うことによる投資利回りの調整コスト。逆にプレミアムの状況であれば、投資プレミアムの調整としての性質)、為替予約の期間にわたって発生するコストと考える企業が当該ヘッジ取引を行っていることも多い。それにもかかわらず、直先差額を純損益に計上する場合、取組後の直先差額の変動(例えば米国の金利が上昇したことによって、日米金利差が拡大しディスカウントが大きくなった等)によって、純損益が意図せざる変動を受ける。次の表で直先差額を純損益処理する場合とヘッジのコストとして処理する場合の包括利益計算書と財政状態計算書上の影響を示している。

単位:百万円

	1月1日	3月31日	6月30日
(IAS第39号)直物要素のみをヘッジ指定し、直先差額を純損益処理するケース			
包括利益計算書:純損益	-	△2	2
包括利益計算書:その他の包括利益	-	-	-
財政状態計算書:キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	-	-	-
(IFRS第9号)直物要素のみをヘッジ指定し、当初直先差額を定期的に償却するケース			
包括利益計算書:純損益	-	1	1
包括利益計算書:その他の包括利益		△3	1
財政状態計算書:キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	-	-	-
財政状態計算書:直先差額の公正価値変動		△3	△2

7.4 日本基準における処理との相違

日本基準において社債を其他有価証券として会計処理を行うことを前提とすると、換算差額も社債の時価の変動に含めてその他の包括利益に計上され、よって本ケースでも繰延ヘッジの対象となる。重要な条項が一致しているため、高い有効性を有すると判定でき、この場合直先差額を含めた為替予約の公正価値の変動全体を繰り延べることが認められている。このため、IFRS第9号とは異なり、純損益の変動は生じない。

両基準に基づき作成された3月31日時点及び6月30日時点での財政状態計算書と包括利益計算書は次のとおりである(主要勘定のみ)。

単位:百万円

3月31日	IFRS第9号・IAS第39号 (直先差額の変動を 純損益に計上する方法)	IFRS第9号 (直先差額をヘッジの コストとして扱う方法)	日本基準
財政状態計算書			
資産			
社債	103	103	103
負債			
為替予約	△1	△1	△1
資本			
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金 (直先差額を含む)	0	△3	1
その他有価証券評価差額金 (日本基準)	-	-	△3
利益剰余金	△2	1	0
包括利益計算書			
受取利息	-	1	-
為替差損益	0	0	0
その他損益(デリバティブ損益)	△2	-	-
当期純利益	△2	1	0
その他の包括利益	0	△3	△2
包括利益計	△2	△2	△2

単位:百万円

6月30日	IFRS第9号・IAS第39号 (直先差額の変動を 純損益に計上する方法)	IFRS第9号 (直先差額をヘッジの コストとして扱う方法)	日本基準
財政状態計算書			
資産			
社債	104	104	104
負債			
為替予約	△4	△4	△4
資本			
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金 (直先差額を含む)	0	△2	4
その他有価証券評価差額金 (日本基準)	-	-	△4
利益剰余金	0	2	0
包括利益計算書			
受取利息	-	1	-
為替差損益	0	0	-
その他損益(デリバティブ損益)	2	-	-
当期純利益	2	1	0
その他の包括利益	0	1	2
包括利益計	2	1	2

上記の2つの表では、比較を容易にするため日本基準上の繰延ヘッジ損益を財政状態計算書のキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に含めて表している。また、比較のため、上記の2つの表では、IFRS第9号で導入された直先差額をヘッジのコストとして扱う場合の財政状態変動計算書上の影響を、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金勘定に含めて示している。投資による利息収益及びその為替差損益は考慮していない。

なお、日本基準においては、満期保有目的の社債は償却原価で測定されるが、当該社債を直物レートで換算することにより生じる為替差額は為替差損益として損益計上されるため、繰延ヘッジは適用できず、ヘッジ手段である為替予約の評価差額を損益計上する原則的処理が行われる。この場合、為替予約の公正価値評価差額は、ヘッジ対象の換算差額と完全には相殺されず純損益に影響を与える。これはIAS第39号で直物レート法を採用する場合と同じ効果をもたらす。一方、振当処理を採用する場合には、ヘッジ対象である社債とヘッジ手段である為替予約とを一体として、実質的に円貨で投資しているような会計処理を行うこととなる。このケースの場合には、社債の取得時点の直物レートが100円/ドルであるにもかかわらず、まるで先物レート96円/ドル相当の円貨で元本が償還される社債を取得したかのように会計処理する。

8 通貨オプションで為替リスクをヘッジするケース

F社(期末日3月31日)の為替リスク管理戦略は、重要な取引については個別にヘッジ取引の可否を検討するというものである。

F社は、20X2年2月28日時点で、同年5月31日の2,000千米ドルの製品販売取引を予定している。取引の発生可能性は非常に高く、当該取引の決済は同年7月31日である。F社は当該取引を重要な取引と判断し、為替の変動によって円貨ベースでの売上及び決済金額が減少するリスクに対応するため、2,000千米ドルを200,000千円で売却する買建通貨オプション(オプション料は782千円)を2月28日に締結し、ヘッジ手段として指定することにした(リスク管理目的)。オプションの行使日は7月31日であり、その他の主要条項もヘッジ対象の予定販売取引(決済を含む)と一致している。1ドル=100円を上回る円高になる場合は、オプションを行使することによって、円高による売上、決済額の減少をヘッジする。売上計上後も決済日までヘッジ会計を適用するものとする。なお、販売取引並びにその決済は予定通りに行われた。

日本基準ではこの通貨オプションと販売取引に対して繰延ヘッジ会計を適用しており、有効性の評価は本源的価値に基づき行う。

本章のポイント

- オプションによる片側リスクのヘッジの指定(文書化)における留意事項を説明する。
- 有効性の評価について説明する。
- 時間的価値の処理を説明する。
- 日本基準との相違を説明する。

8.1 適格なヘッジ対象

IFRS9.6.3.7(a)

ヘッジ会計において、企業はある項目のキャッシュ・フローまたは公正価値の変動のうち特定のリスク(リスク要素)に起因する部分のみを指定することができる。リスク要素には、ヘッジ対象のキャッシュ・フローまたは公正価値の変動のうち特定の価格または他の変数を上回る部分または下回る部分のみ(片側リスク)の指定も含まれる。

IFRS9.B6.3.12

一般的に行われるオプションを用いたヘッジは、ヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローが不利な方向に変化することによって生じる損失のみをカバーしようとするものである。本ケースは、円高による円貨ベースの売上及び決済額の減少をヘッジすることが目的であり、為替レートの動きによる影響のうち片側の不利な影響を回避している。F社はヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動のうち、行使価格よりも円高になる場合の変動のみ(片側リスク)をヘッジ対象リスクとして指定することにより、ヘッジ会計を適用することができる。

予定取引のヘッジにおいては、発生の可能性が非常に高いことが要件となる(5.2を参照)。

8.2 適格なヘッジ手段

IFRS9.6.2.1, 6.2.4

売建オプションの場合を除いて、デリバティブをヘッジ手段として指定できる状況に制限はない。したがって、本ケースのように単独の買建オプションをヘッジ手段としてヘッジ会計を適用することは可能である。適格なヘッジ手段は、原則として、その全体をヘッジ手段として指定しなければならない。しかし、一部の例外が認められており、例えば、オプションの本源的価値のみをヘッジ手段として指定することができる。

IFRS9.B6.3.12

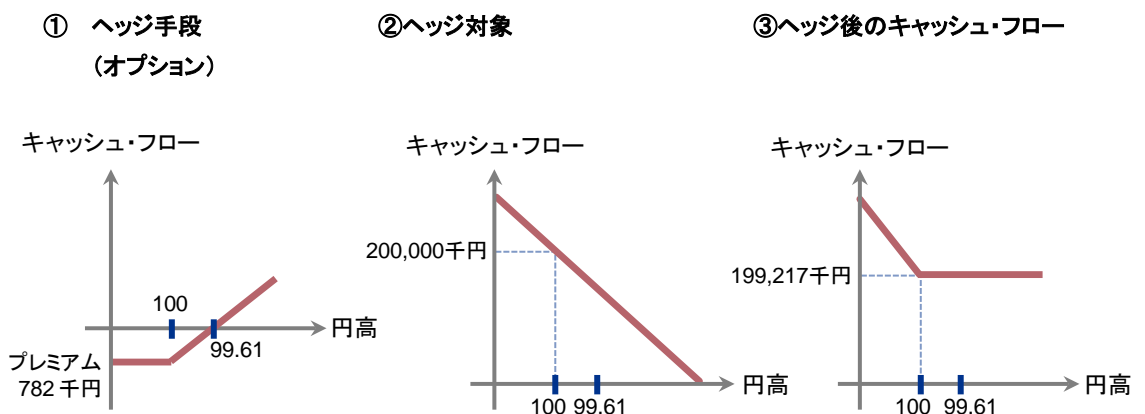
オプションの公正価値は本源的価値と時間的価値から構成されており、買建オプションの本源的価値(指定されているリスクと主要な条項が同一であると仮定)はヘッジの片側リスクを反映するが、時間的価値は片側リスクを反映しない。ヘッジ対象を相殺する経済的関係にあるのは本源的価値の部分のみである。時間的価値はヘッジ対象リスクの変動には連動しない。そのため、オプション全体の価値(=本源的価値+時間的価値)は、時間的価値部分の存在によって、ヘッジ対象と相殺しあう経済的関係を生み出すことが困難である場合が多い。オプション全体の価値をヘッジ指定することは可能であるが、多くの場合、高い有効性を保つことができないと判断されると考えられる。

IFRS9.6.2.4(a)

したがって、オプションをヘッジ手段とする場合には、その本源的価値と時間的価値を区分して、本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定することを認める例外規定を利用することで有効性を確保することができる(2.5.1を参照)。

本ケースにおいても、F社は、為替レートが所定の水準を超えて円高となることによる売上及び円貨ベースのキャッシュ・フローの減少を買建オプションの本源的価値によりヘッジする。時間的価値は純損益に影響を与える予定取引の構成要素ではないため、ヘッジ指定時に買建オプションの時間的価値の変動をヘッジ手段から排除することにより、ヘッジ関係において高い有効性を達成できる。

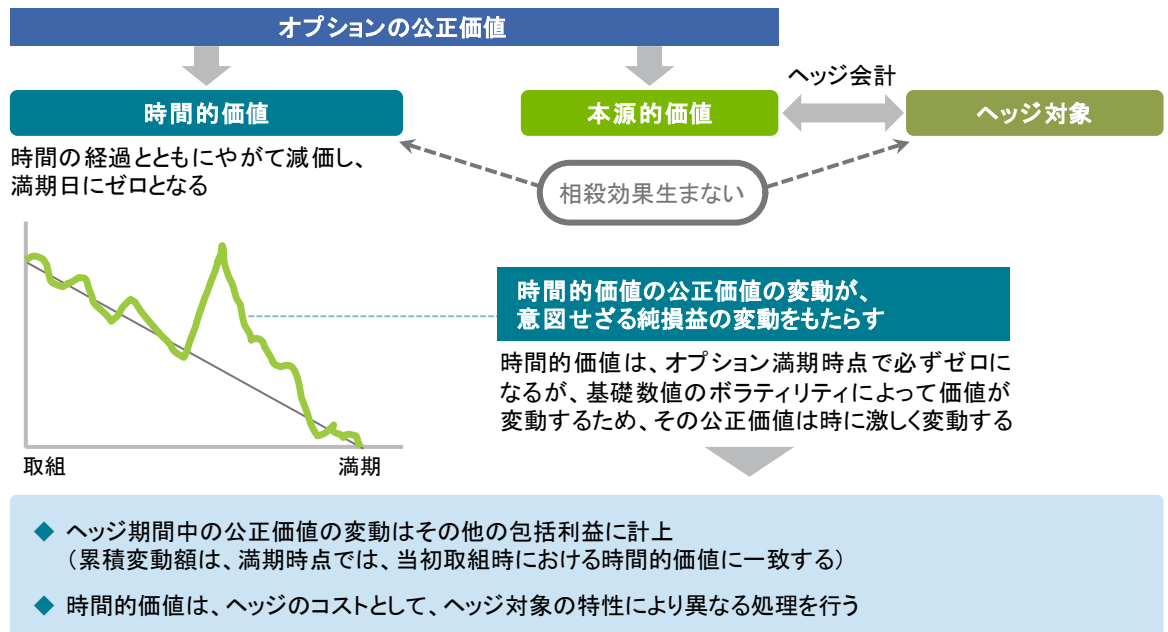
下図①は、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー、下図②はヘッジ対象のキャッシュ・フローを表しており、下図③は、ヘッジ後のキャッシュ・フローを表している。ヘッジ取引を行うことにより、1ドル=100円より円高になると、オプション・プレミアムを控除後の金額199,217千円で売上及び決済金額が固定される。



IAS第39号では、ヘッジ指定されなかったデリバティブの一部(ここでは時間的価値)はデリバティブの会計処理の原則どおり純損益に計上する必要があった。このため、本源的価値だけをヘッジ手段として指定して高い有効性を確保できる場合であっても、時間的価値の変動が直接純損益の変動要因となった。したがって、リスク管理上有効なヘッジ手段であるにもかかわらず、会計上の純損益の変動が大きいため、オプションはヘッジ手段として選好されてこなかった。

IFRS9.6.5.15

IFRS第9号では、本源的価値部分のみをヘッジ手段に指定する場合、このオプションの時間的価値をヘッジのコストとしてとらえ、その変動をその他の包括利益に計上する会計処理を導入した。このとき、その他の包括利益に計上された時間的価値の変動を純損益に振り替えるタイミングは、ヘッジ対象取引の特性(8.5を参照)により異なる。なお、IFRS第9号において、オプション全体をヘッジ手段として指定することも、依然として可能である。



8.3 文書化

ヘッジ関係の文書化を行う際の本ケースにおけるポイントは、為替レートが1ドル=100円よりも円高になる場合の売上及び決済金額が減少するリスク(片側リスク)をヘッジ対象として、当該リスクを相殺するためにオプションの本源的価値部分をヘッジ手段とすることを明示することである。また、有効性の評価、非有効部分の測定方法などについても文書に含める必要がある。さらに、後述するようにヘッジ対象取引が取引関連か期間関連であるかによって会計処理が異なるため、取引関連か、期間関連であるか(8.5を参照)を文書化する必要がある。

8.4 有効性の評価

IFRS9.B6.3.12

前述のようにオプションの本源的価値のみをヘッジ手段に指定することにより、ヘッジ関係が有効性の要求を満たす可能性は高まる。なぜなら、オプションに含まれる時間的価値に対応する要素はヘッジ対象取引には含まれないためである。したがって、本ケースにおいては、本源的価値のみをヘッジ手段に指定するケースを解説する。

IFRS9.6.4.1

将来に向かっての有効性評価は、ヘッジ指定時及び報告日ごとに行う。ヘッジの有効性とは、ヘッジ手段の公正価値の変動が、ヘッジ対象の公正価値または見積将来キャッシュ・フローの現在価値の変動をどの程度相殺しているかを示すものであり、IFRS第9号のもとでは、ヘッジ関係においてヘッジが有効であるためには、3つの要件(ヘッジ対象とヘッジ手段に経済的関係がある、信用リスクの影響が当該経済的関係から生じる価値変動を阻害するほど重要なものではない、実際のヘッジ取引を反映するヘッジ比率を用いる)が満たされていなければならない。

*IFRS9.B6.4.13,
B6.4.14*

ヘッジの有効性の評価方法につき、IFRS第9号は特定の方法を要求していない。例えば、名目金額、期間及び基礎数値など、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条項が完全に、または密接に合致していれば、ヘッジ対象とヘッジ手段の価値が、同一のリスクにより一般的には反対方向に動くため両者の経済的な相殺効果が明らかである。そのような主要条項の定性的な評価に基づいて、企業はヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係が存在していると判断することができる。

本ケースにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段の主要な条項である、販売額と想定元本、決済日とオプションの行使日、基礎数値とする通貨の種類が同じであるため、定性的な評価に基づいて将来に向かってヘッジは有効であると評価することができる。

IFRS9.B6.4.7, B6.4.8

信用リスクに関しては、デリバティブ取引規程において、あらかじめデリバティブの取引相手を信用力の高い相手先に限定し、あるいは担保を授受することにより、当該相手先の信用状況に変化がないことを確認することによって、ヘッジ会計の要件を満たすことができると考えられる。

過去に遡った定量的な有効性の評価は、IFRS第9号においては行われぬ。

8.5 会計処理—オプションの時間的価値の処理

*IFRS9.6.5.15,
B6.5.29*

オプションの本源的価値のみをヘッジ手段に指定した場合、時間的価値の変動をただちに純損益に認識するというIAS第39号の会計処理は、ヘッジ取引を行うことで却って純損益の変動をもたらす。このため、ヘッジ活動を通じて認識する純損益への影響が企業のリスク管理の結果を反映しておらず、オプションを使用してヘッジ取引を行うことの足かせとなっていた。IFRS第9号では、時間的価値をヘッジのコストと考える新たな会計処理を導入することで、オプションをヘッジ手段として使用することへの潜在的な抑制要因を排除している。

企業がオプション契約の本源的価値と時間的価値を区分し、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合、当該オプションによりヘッジするヘッジ対象の種類が「取引に関連するヘッジ対象(例えば購入や売却に関する予定取引や確定約定)」であるか「期間に関連するヘッジ対象(例えば借入金の金利のヘッジ)」であるかにより、いつどのようにオプションの時間的価値の変動が純損益に影響を与えるかが異なる。ヘッジ対象の種類が「取引関連」または「期間関連」のいずれであるかは、そのヘッジ関係の種類(公正価値ヘッジであるかキャッシュ・フロー・ヘッジであるか)とは関係なく、以下のように決定される。

*IFRS9.6.5.15,
B6.5.29(a)*

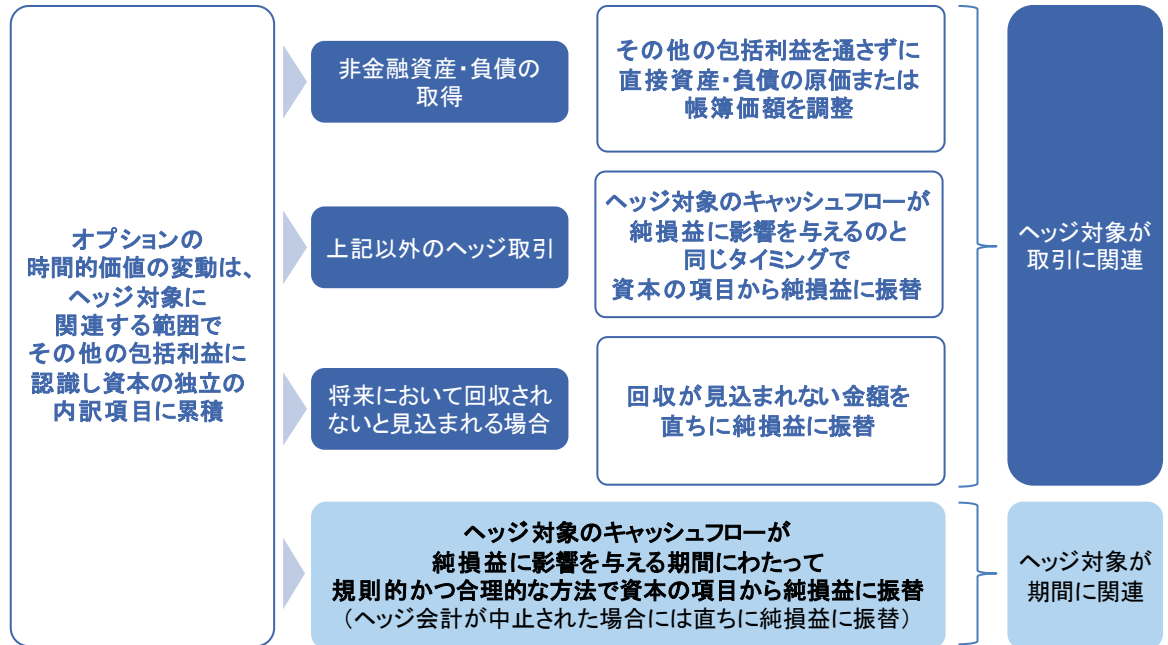
- ヘッジ対象の性質が取引であり、そのためオプションの時間的価値が取引コストとしての性質を有する場合には、オプションの時間的価値は取引関連のヘッジ対象に関係している。

*IFRS9.6.5.15,
B6.5.29(b)*

- オプションの時間的価値が、取引コストの性質を有しておらず、ヘッジ対象の性質に鑑み、特定の期間にわたるリスクに対するプロテクションのためのコストとしての性質を有する場合には、オプションの時間的価値は期間関連のヘッジ対象に関係している。

IFRS9.6.5.15

以下の図は、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合のオプションの時間的価値の会計処理の概略である。



ヘッジのコストの考え方

IFRS第9号では、オプションの時間的価値は、ヘッジ対象の将来の不利な変動に対するプロテクションを得るためのコストとして、保険料と同様に考えられている。これは、ヘッジ戦略において、通常、オプションの契約開始時における時間的価値(支払プレミアム料)をヘッジに係るコストであるとする企業のリスク管理を財務諸表に反映させるものであると考えられる。

本ケースにおいては、為替レート及びオプションの公正価値は以下の表のように推移した。

単位:千円

日付	直物レート (円/米ドル)	オプションの 公正価値	うち、本源的価値 ※1	うち、時間的価値 ※2
20X2/2/28	110.00	782	—	782
20X2/3/31	105.00	2,573	—	2,573
20X2/5/31(売上日)	99.00	4,840	2,000	2,840
20X2/6/30	93.00	14,095	14,000	95
20X2/7/31(決済日)	90.00	20,000	20,000	—

※1 本源的価値の測定方法について基準は規定しておらず、複数の方法が考えられるが、ここでは単純化のため直物レートと権利行使価格の差額に基づいて算定している。

※2 時間的価値は公正価値から本源的価値を控除して求められるため、本源的価値の測定方法をどのように規定するかにより、時間的価値も影響を受ける。

本ケースのように、外貨建売上取引により生じる円建キャッシュ・フローの変動をヘッジするため買建オプションを使用する場合、特定の報告期間に行われる売上から生じるキャッシュ・フローの変動性、及びその後の報告期間に売掛金の回収から生じるキャッシュ・フローの変動性の両方をヘッジ対象リスクとして指定することができる。その結果、ヘッジ対象は取引(すなわち、売上)及び期間(すなわち、売掛金の当初認識から回収までの期間)の両方に関連する。

Insights 7A.9.740.20

IFRS第9号においては、ヘッジ対象の性質に応じた時間的価値の会計処理を説明しているに過ぎず、ヘッジ対象が取引および期間の両方に関連する場合、時間的価値をどのように会計処理するかについては明確にしていない。KPMGでは、本ケースのヘッジ対象は「取引に関連」したヘッジ対象から「期間に関連」したヘッジ対象に性質が変化する単一のヘッジ対象と考えている。すなわち、ヘッジ手段の指定から除外したヘッジ開始時の時間的価値(782千円)を売上までの期間と、売上から決済までの期間に配分し、売上までの期間は「取引に関連」したヘッジ対象に対応する部分として会計処理を行い、その後決済までは「期間に関連」したヘッジ対象に対応する部分として会計処理を行うと考える。時間的価値を「取引に関連」する部分と「期間に関連」する部分へ配分する方法としては、それぞれの期間に応じて比例配分することが適切であると考えられるが、その他の合理的かつ規則的な配分方法も排除されない。

20X2/ 2/28

単位: 千円

借方		貸方		
買建オプション	782	現金及び預金	782	ヘッジ開始時のオプションの公正価値の認識

20X2/ 3/31(期末日)

単位: 千円

借方		貸方		
買建オプション	1,791	その他の包括利益 (ヘッジのコスト)	1,791	オプションを公正価値で再測定。 うち、本源的価値の変動はゼロ。 時間的価値の変動はヘッジのコストとしてOCIに認識(2,573 - 782 = 1,791)

ヘッジ対象である2,000千米ドルの予定販売取引のキャッシュ・フローの変動とヘッジ手段である通貨オプションの本源的価値の変動を比較すると、20X2年3月31日時点においては、為替レートは1ドル=100円よりも円安であり、オプションは依然としてアウト・オブ・ザ・マネーの状態であり、本源的価値の変動はゼロである。この結果ヘッジの有効部分としてその他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に計上すべき金額もゼロである。

20X2/ 5/31

単位:千円

借方		貸方		
買建オプション	2,267	その他の包括利益 (キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金)	2,000	オプションを公正価値で再測定。 公正価値の変動は本源的価値の変動(本ケースではヘッジの有効部分のみ)と時間的価値(ヘッジのコストとしてその他の包括利益に認識)に分離して会計処理 (4,840-2,573=2,000+267)
		その他の包括利益 (ヘッジのコスト)	267	
売掛金	198,000	売上	198,000	直物レートでの売上の計上
その他の包括利益 (キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金)	2,000	売上	2,000	ヘッジ対象取引が損益(売上)に影響を与えると同一タイミングで、ヘッジの有効部分をその他の包括利益を通じて純損益に振替
その他損益 (ヘッジコスト)	470	その他の包括利益 (ヘッジのコスト)	470	ヘッジ開始時の時間的価値のうち取引に関連する部分の振替 782千円×92日/153日

20X2年5月31日時点では、100円を上回る円高となっているため、オプションはイン・ザ・マネーであり、本源的価値の変動のうちヘッジの有効部分に該当する部分(本ケースでは本源的価値の変動の全額)をその他の包括利益に計上する。これは、取引実行によりヘッジ対象が純損益に認識されるタイミングで純損益に振り替える。本ケースでは、製品販売時に売上に振り替える。

本ケースではヘッジ開始時の時間価値(782千円)を、日数に基づいて取引に関連する部分と期間に関連する部分に比例配分する。ヘッジの開始日は20×2年2月28日であり、ヘッジ期間全体(20X2年2月28日から20X2年7月31日)の153日間のうち、ヘッジ開始日から売上日までが92日間、売上日から売掛金の決済までが61日間であるため、「取引に関連」する部分は470千円(782千円×92日/153日)、「期間に関連」する部分は312千円(782×61日/153日)と計算される。取引に関連する部分である470千円は、売上が生じた20X2年5月31日に純損益(売上)に振り替える。

20X2/ 6/30

単位:千円

借方		貸方		
買建オプション	9,255	その他の包括利益 (キャッシュ・フロー・ ヘッジ剰余金)	12,000	オプションを公正価値で再測定。 本源的価値の変動(本ケースでは有効部分のみ)と時間的価値の変動(ヘッジのコストとしてその他の包括利益に認識)に分離して会計処理
その他の包括利益 (ヘッジのコスト)	2,745			
為替差損益	12,000	売掛金	12,000	売掛金の換算 (99円/米ドル-93円/米ドル)× 2,000千米ドル

その他の包括利益 (キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金)	12,000	為替差損益	12,000	ヘッジ対象取引が損益(為替差損益)に影響を与えるのと同じタイミングで、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金をその他の包括利益を通じて有効部分を純損益に振替
その他損益 (ヘッジのコスト)	153	その他の包括利益 (ヘッジのコスト)	153	ヘッジ開始時の時間的価値のうち期間に関連する部分の振替 312千円×30日/61日

ヘッジ開始時の時間的価値(782千円)のうち、期間に関連する部分に割り当てられた312千円を売掛金の決済日までの期間にわたって償却する。

20X2/ 7/31

単位:千円

借方		貸方		
買建オプション	5,905	その他の包括利益 (キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金)	6,000	オプションを公正価値で再測定。本源的価値の変動(本ケースでは有効部分のみ)と時間的価値の変動(ヘッジのコストとしてその他の包括利益に認識)に分離して会計処理
その他の包括利益 (ヘッジのコスト)	95			
為替差損益	6,000	売掛金	6,000	売掛金の換算 (93円/米ドル-90円/米ドル)×2,000千米ドル
その他の包括利益 (キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金)	6,000	為替差損益	6,000	ヘッジ対象取引が損益(為替差損益)に影響を与えるのと同じタイミングで、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金をその他の包括利益を通じて有効部分を純損益に振替
現金及び預金	180,000	売掛金	180,000	売掛金の決済
現金及び預金	20,000	買建オプション	20,000	買建オプションの決済
その他損益 (ヘッジのコスト)	159	その他の包括利益 (ヘッジのコスト)	159	ヘッジ開始時の時間的価値のうち期間に関連する部分の振替 312千円×31日/61日

用語解説:本源的価値と時間的価値

オプションの本源的価値とは、コール・オプションまたはプット・オプションの「権利行使価格」と「原資産価格（通貨オプションの場合、原資産とは通貨、原資産価格とは為替レートである）」の差額分をいい、これはオプションの権利を行使することによってどのくらいの利益が発生するかを表している。

アウト・オブ・ザ・マネーは、オプションについて、本源的価値を有していない状態（不利な状態）のことをいう。権利行使価格（行使価格）と原資産価格（市場価格）との関係において、オプション取引の買手が権利行使をした場合に「損失が発生する状態」である。このような状況では通常権利行使をすることはない。

時間的価値は、将来の価格変動によってオプションの本源的価値が高まるかもしれないという期待を表している。アウト・オブ・ザ・マネーのオプションには、将来原資産の価格が変動してオプションに価値が生じるかもしれないという期待感、すなわち時間的価値しかないという特徴がある。オプションの満期日までの時間が長ければ長いほど、ボラティリティが大きければ大きいほど、時間的価値は大きくなる。

権利行使価格（行使価格）と原資産価格（市場価格）との関係において、オプション取引の買手が権利行使をした場合に「利益が発生する状態」のことをイン・ザ・マネーといい、イン・ザ・マネーのオプションは、本源的価値を有している。「権利行使価格＝現在の原資産価格」の状態を、アット・ザ・マネーといい、アット・ザ・マネーのオプションは、本源的価値を有していない。一方、イン・ザ・マネーのオプションもアット・ザ・マネーのオプションも、時間的価値を有している。

なお、ヘッジのコストは時間的価値に基づいて算定されるが、時間的価値を直接的に測定することはできず、オプションの公正価値から本源的価値を控除して求めることになる。しかし、本源的価値および時間的価値の測定方法についてIFRS第9号は規定しておらず、原資産価格としてスポット価格と先渡価格のいずれを用いるか、また、本源的価値の計算に割引効果を織り込むかなど複数の方法が考えられる。企業は、オプション条件や原資産価格の特性等から、適切な測定方法を決定し文書化により明確化したうえで、同一の測定方法を継続的に適用する必要があると考えられる。

ヘッジ対象は取引関連か期間関連か

買建オプションの本源的価値のみをヘッジ手段として指定する場合、オプションの時間的価値の会計処理は、ヘッジ対象が取引関連であるか、期間関連であるかにより異なる。企業は、過去にこのような観点での文書化を行っていない可能性があるため、オプションを用いたヘッジ戦略を分析することにより、ヘッジ対象がいずれに関連するか判定しなければならない。

本ケースのような外貨建販売取引の決済までの為替リスクをヘッジする場合、ヘッジ関係を適切に文書化することによって、ヘッジ関係の指定の解除を行うことなく、取引発生時までヘッジ対象が「取引に関連」し、取引発生から決済まではヘッジ対象が「期間に関連」する時間的価値として会計処理を行うことが可能であると考えられる。

IFRS9.B6.5.32,
B6.5.33, BC6.397,
BC6.398

調整後の時間的価値

調整後の時間的価値とは、ヘッジ対象に関連する時間的価値を算定するためのヘッジ会計上の概念であり、重要な条項がヘッジ対象と完全に一致するようなオプションを仮想して算定する。オプションの時間的価値は、オプションの重要な条項(名目金額、期間及び基礎数値など)がヘッジ対象と一致している場合には、ヘッジ対象に関連している。オプションとヘッジ対象の重要な条項が完全には一致していない場合には、支払ったオプション料(実際の時間的価値)に含まれている時間的価値のうちどれだけが、ヘッジ対象に関連するもの(その他の包括利益に計上する会計処理を行うもの)なのかを算定しなければならない。

オプションの時間的価値の会計処理は、購入したオプションの当初の時間的価値(実際の時間的価値)が、ヘッジ対象と完全に対応するオプションに対して支払われたであろう時間的価値(調整後の時間的価値)よりも高いのか低いのかを区別して会計処理を行う。ヘッジ関係の開始時において、実際の時間的価値が調整後の時間的価値よりも高い場合には、企業が支払うプレミアムはヘッジのコストを反映したものよりも高額である。したがって、その他の包括利益に認識する金額を、調整後の時間的価値のみに基づいて算定し、実際の時間的価値の残りの部分の変動は純損益に計上する。反対に、ヘッジ関係の開始時において、実際の時間的価値が調整後の時間的価値よりも低い場合には、企業が実際に支払うプレミアムは、リスクを完全にカバーするために支払うべき金額よりも低い。この状況においては、実際に支払うプレミアムよりも多額のオプションの時間的価値を資本に計上することを避けるために、各報告日において、実際の時間的価値の公正価値の累計変動額、または調整後の時間的価値の公正価値の累計変動額のいずれか低い方に基づき、資本に認識すべき金額を算定しなければならない。評価時点における実際の時間的価値の累積変動額が調整後の時間的価値の累積変動額より大きい場合には、その超過額を純損益に計上する。

8.6 日本基準における処理との相違

本ケースにおけるIFRSと日本基準(繰延ヘッジ会計)の処理との違いは以下のとおりである。

- 日本基準において、オプションの時間的価値を含めてヘッジ手段として指定している場合であっても、有効性の判定にあたっては時間的価値の変動を除外して判定することが可能であり、ヘッジ全体が有効と判定された場合には、ヘッジ手段である通貨オプションの公正価値の変動全体を繰り延べることが可能である。
- 日本基準においては、取引実行時に繰り延べられていた通貨オプションの評価差額(繰延ヘッジ損益)を当期の純損益として処理する。
- 取引実行により計上された認識済みの売掛金については、日本基準ではヘッジ会計の適用が認められないため、直物レートの変動に基づく換算差額は、通貨オプションの公正価値差額と純損益で相殺されるが、通貨オプションの公正価値に含まれる時間的価値はヘッジ対象の換算差額には含まれないため、完全には相殺されない。一方、IFRSにおいても、売掛金については報告日レートで換算替えが行われる。ただし、時間的価値をヘッジのコストとして会計処理することで、ヘッジ期間の純損益のボラティリティを小さくすることが可能である。

9

外貨建変動利付借入金の金利リスクと為替リスクによるキャッシュ・フローの変動を金利通貨スワップでヘッジするケース

機能通貨が円であるG社は、M銀行から20X1年4月1日に米ドル建変動利付借入100百万米ドルを行った。借入期間は2年、利払いは3月31日の年1回、変動金利は12ヶ月Liborである。借入実行時の為替レートは1ドル=80円。

G社はリスク管理戦略に従い、すべての外貨建借入は、金利変動リスクと為替変動リスクをヘッジし、実質的に固定金利での円建借入になるように、ヘッジ取引を行う。G社はM銀行との間で、借入と同時に以下の条件で期間2年間の金利通貨スワップを締結し、結果として円建固定借入のキャッシュ・フローを達成する。

- 受取レグ: 想定元本100百万米ドルの12ヶ月Liborの変動金利(米ドル)
- 支払レグ: 想定元本8,000百万円の年利1.5%(マイナス0.5%の通貨ベース・スプレッドを含む)の固定金利(円)
- 元本の交換: スタート日及び契約満期日に元本額(100百万米ドルと8,000百万円)を交換

金利通貨スワップはその条項(想定元本、金利更改日、変動金利の参照市場金利(Libor))がヘッジ対象の米ドル建変動利付借入と完全に一致しているため、日本基準では金利スワップの特例処理と為替予約等の振当処理を同時に適用している。

本章のポイント

- IFRS第9号で明確にされた、通貨のベース・スプレッドをヘッジのコストとして会計処理する方法を説明する。
- 日本基準における処理と比較する。

9.1

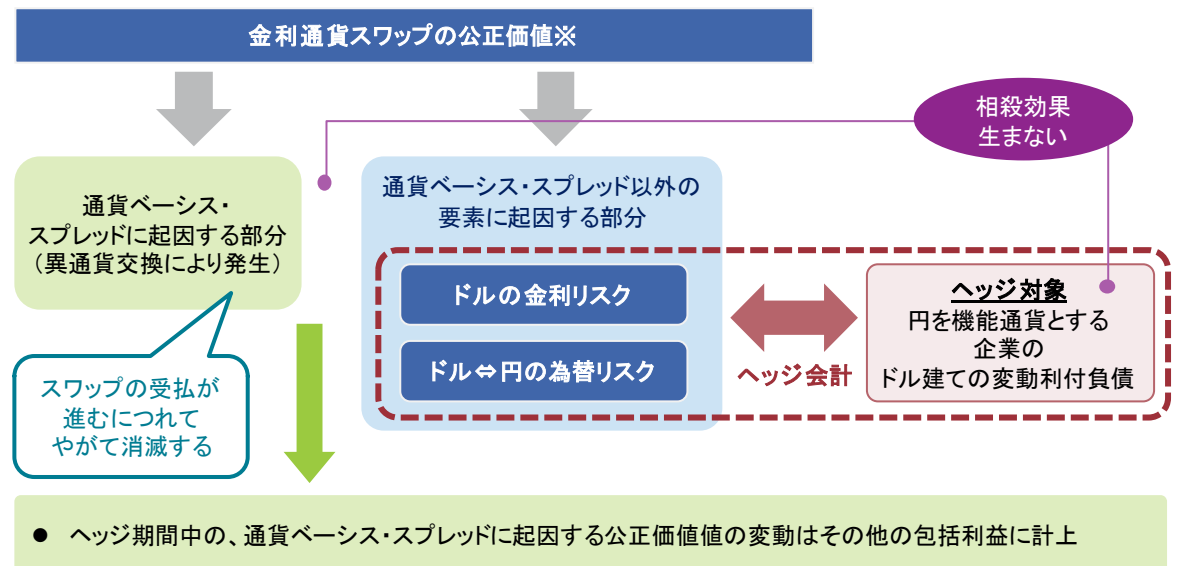
会計モデル

本ケースでは、変動利付借入における市場金利(Libor)リスクの変動と、為替リスクの変動の両方がヘッジ対象リスクとなっているため、通常は両者をまとめてキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理を行う。

9.2 ヘッジ手段

本ケースの場合、G社はヘッジ手段である金利通貨スワップを通じて、金利リスクと為替リスクの両方の削減を目的としており、その両方をヘッジ対象リスクとして指定する。

ヘッジ手段である金利通貨スワップは、IFRS第13号に基づき公正価値で測定される。ここで、金利通貨スワップの公正価値には通貨のベース・スプレッドの影響が含まれるが、これはヘッジ対象には存在しない要素である。そのため、通貨のベース・スプレッドは、ヘッジ対象の価値の変動とヘッジ手段の価値の変動における経済的関係、すなわちヘッジの有効性を阻害する可能性がある。IFRS第9号は、フォワード契約の直先差額、オプションの時間的価値に加えて、金利通貨スワップ等の通貨ベース・スプレッドに関して、ヘッジ手段の部分指定を例外的に認めている。企業は、金利通貨スワップのうち通貨ベース・スプレッドを除く部分をヘッジ手段として指定し、通貨ベース・スプレッドの影響を、フォワード契約の直先差額に準じてヘッジのコストとして、オプションの時間的価値と同様の会計処理を行うことを選択できる。



※金利通貨スワップの公正価値は上記に挙げたリスク要素以外の理由(たとえば信用リスク)などによっても影響を受けるが、イメージの簡略化のために省略している。

IFRS9.BC6.295 –
BC6.296

通貨ベース・スプレッド

将来のある時点における異種通貨間で金利及び元本を交換する金利通貨スワップには、通貨ベース・スプレッドが含まれている。これはカントリー・リスク及び流動性リスク(通貨に対する需給バランス)等をカバーするために市場金利に上乗せされるスプレッドである。同種通貨間で受払が行われる金利スワップでは、このようなコストが追加的に課されることはない。金融危機に続く欧州債務危機を契機に、米ドルの調達需要を反映する形で、従来は比較的安定的だった通貨ベース・スプレッドの変動は拡大し、この結果、通貨ベース・スプレッドが金利通貨スワップや為替予約の価格に与える影響は拡大した。主に米ドルの調達手段として用いられる、米ドルと円を交換する金利通貨スワップ市場では、米ドルを調達する側が米ドル金利にコストを上乗せして交換する状況が恒常的に続いている。当該スプレッドは、市場慣行として、円金利側に調整して表示されることから、米ドル通貨ベース・スプレッドはマイナス、つまり、米ドルを調達する側が支払う米ドルLiborに対して、円Libor+通貨ベース・スプレッド(この値がマイナス)が交換される状況となっている。

通貨ベース・スプレッドは金融情報サービス・プロバイダー等から入手できる情報ではあるものの、個別の金利通貨スワップ等の公正価値に含まれる通貨ベース・スプレッドの影響は通常別途計算・提示されてはいない。IFRS第9号において、ヘッジのコストとして処理することが可能な「通貨ベース・スプレッド」の定義や、通貨ベース・ス

プレッドを含まない、実際の市場では存在しないデリバティブとしての仮想デリバティブをどのように構築すべきかに関するガイダンスは提供されていない。9.5の例示はIFRSで認められると考えられる方法の1つを示している。

9.3 ヘッジ対象

ヘッジ対象リスクは米ドル建変動利付借入金の市場金利(Libor)の変動および為替レートの変動に起因するキャッシュ・フローの変動リスクである。キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象の価値の変動を測定する方法としては、仮想デリバティブ法が一般的に用いられる。

IFRS9.B6.5.5

外貨建資産負債に対して金利リスクと為替リスクを同時にヘッジするキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するにあたり、ヘッジ対象の見積キャッシュ・フローの現在価値を仮想デリバティブに基づいて算定する実務は、IAS第39号のもとでも一般的に行われていた。IFRS第9号でも、仮想デリバティブ法の使用は認められている。しかしながら、IAS第39号は仮想デリバティブを明確に定義していなかったのに対して、IFRS第9号は、仮想デリバティブをヘッジ対象と主要な条件が一致するデリバティブであり、かつ、ヘッジ対象の条件を複製することで、ヘッジ対象の価値の変動を算定するものとして明確化している。また、ヘッジ手段にのみ存在し、ヘッジ対象には存在しない要素は仮想デリバティブに含めてはならないことが明記され、金利通貨スワップに含まれる通貨ベース・スプレッドは、そのような「仮想デリバティブに含めてはならない要素」として例示された。この結果、IAS第39号で行われていた仮想デリバティブ法(ヘッジ対象のキャッシュ・フローを相殺するようなキャッシュ・フローを有する完全に有効なデリバティブとして、実際のヘッジ手段と条件が完全に一致するような仮想デリバティブを想定する実務)を引き続き使用することができないことになった。ヘッジ手段である金利通貨スワップはヘッジ対象のキャッシュ・フローを完全に相殺するようなキャッシュ・フローを有してはいるものの、ヘッジ対象には含まれない要素である通貨のベース・スプレッドを含んでいる。IFRS第9号の仮想デリバティブ法では、ヘッジ手段にのみ存在する通貨ベース・スプレッドを含むデリバティブを仮想デリバティブとすることはできない。

IFRS9.BC6.295 – BC6.296

結果として、仮想デリバティブと実際にヘッジ手段として約定された金利通貨スワップとは完全にはマッチしないことになる。すなわち、ヘッジ対象の価値の変動とヘッジ手段の価値の変動は完全には相殺できず、ヘッジの非有効部分が発生することになる。これに対し実務界から、リスク管理の観点からは外貨建借入金に内在するすべての金利リスクと為替リスクはヘッジ手段のキャッシュ・フローにより、その変動性は削減されているにもかかわらず、ヘッジの非有効部分が算定され、純損益の変動が増大することは、財務諸表利用者に対して有用な情報を提供しないのではないかと強い懸念が示された。そこで、IFRS第9号では、通貨ベース・スプレッドについては、為替予約の直先差額に準ずるヘッジのコストとして、オプションの時間的価値と同様の処理を認めることとした。この処理を採用すると、通貨ベース・スプレッドの変動による公正価値の変動額はその他の包括利益に計上され、その変動が純損益に影響を与えることはない。IFRS第9号におけるオプションの時間的価値やフォワード契約の直先差額の処理と同様に、ヘッジ対象が期間に関連する場合(本ケースの場合)には、ヘッジ指定時に存在する通貨ベース・スプレッドは、ヘッジのコストとしてヘッジ期間にわたり規則的かつ合理的な方法で純損益に計上し、当初認識後のベース・スプレッドの影響による公正価値の変動はその他の包括利益で計上される。通貨ベース・スプレッドの変動の影響をどのように測定するかについてはIFRS第9号では明記されていないが、9.5においてIFRSで認められると考えられる会計処理方法の例示を提示している。

9.4 文書化

本ケースの文書化にあたっては、ヘッジ対象、ヘッジ手段、ヘッジされるリスクの性質の特定や有効性の判定方法(ヘッジ非有効部分の発生原因の分析を含む)に加えて、①通貨ベース・スプレッドを除いてヘッジ手段を指定し、

通貨ベース・スプレッドをヘッジのコストとして処理するか否か、②ヘッジのコストとして処理する場合の、金利通貨スワップの公正価値変動の一部である通貨ベース・スプレッドの変動の影響の算定方法と会計処理、③ヘッジ対象の価値の変動を計算するための仮想デリバティブの特定が最低限必要であると考えられる。

9.5 会計処理

以下では、G社が金利通貨スワップの通貨ベース・スプレッドをヘッジ手段の指定から除外し、ヘッジのコストとして扱った場合の会計処理を解説している。

ヘッジ対象は期間に関連したものであり、ヘッジ対象の見積キャッシュ・フローの現在価値の変動の算定は通貨ベース・スプレッドを含まない仮想デリバティブに基づいて行う。

Insights 7A.9.1220

ヘッジ手段及びヘッジ対象の割引価値を表す仮想デリバティブの価値の算定には通貨ベース・スプレッドを含めないことから、その算定に用いる割引率にも通貨ベース・スプレッドは含まれないという前提に基づき、仮想デリバティブ(通貨ベース・スワップ部分を除きヘッジ手段として指定された約定金利通貨スワップの一部)の価値を算定する方法が考えられる。

本ケースはヘッジ対象つまり仮想デリバティブの(想定)元本(100百万米ドル及び8,000百万円)と、約定金利通貨スワップつまりヘッジ手段の想定元本(100百万米ドル及び8,000百万円)、並びにそれぞれの利払日が一致しているため、信用リスクの影響がないという前提のもとでは、ヘッジの非有効は発生しない。

本ケースにおけるそれぞれの価値算定の前提は以下のようにまとめられる。

	ドル金利	円金利	公正価値算定上の割引率	追加説明
ヘッジ対象	12ヶ月米ドル Libor 支払い	NA	ドル:米ドル市場金利	
仮想 デリバティブ	12ヶ月米ドル Libor 受取り	2.0% 円金利 支払い	ドル:米ドル市場金利 円:円市場金利	通貨ベース・スプレッドが存在しない状況で、ヘッジ対象のキャッシュ・フローを相殺する米ドル金利レグを持つ、仮想デリバティブ
約定 金利通貨 スワップ	12ヶ月米ドル Libor 受取り	1.5% 円金利 支払い	ドル:米ドル市場金利 円:円市場金利+市場の通貨ベース・スプレッド	
ヘッジ手段	12ヶ月米ドル Libor 受取り	2.0% 円金利 支払い	ドル:米ドル市場金利 円:円市場金利	約定金利通貨スワップから契約金利に含まれている通貨ベース・スプレッド(円金利のマイナス0.5%)を控除した商品

市場金利及びキャッシュ・フローは以下のように推移した。なお、簡便化のため、期中平均レートは期末日レートと同じと仮定しており、市場金利及び通貨ベース・スプレッドに期間構造はないと仮定している。

		スタート時	20X2/3/31	20X3/3/31
為替レート	-終値(円/米ドル)	80	100	90
	-期中平均(円/米ドル)	-	100	90
市場金利等	市場で観察される通貨ベース・スプレッド(円)	マイナス0.5%	マイナス0.4%	-
	市場(米ドル)金利	4.0%	5.0%	-
	市場(円)金利	2.0%	2.2%	-
借入に関する キャッシュ・フロー (単位:百万円)	元本	8,000		(9,000)
	支払利息		(400) ⁽¹⁾	(450) ⁽²⁾
金利通貨スワップに 関する キャッシュ・フロー (単位:百万円)	変動利息受取		400 ⁽¹⁾	450 ⁽²⁾
	固定利息支払		(120) ⁽³⁾	(120) ⁽³⁾
	金利受払(純額)		280	330
	固定利息に含まれている 通貨ベース・スプレッド		40 ⁽⁴⁾	40 ⁽⁴⁾
	米ドル元本の交換			9,000 ⁽⁵⁾
	円元本の交換			(8,000)
	元本の交換(純額)			1,000

(1): 100百万米ドル × 4% (当初適用金利) × 100円/米ドル (期中平均レート) = 400百万円

(2): 100百万米ドル × 5% (20x2年3月31日にリセットされた適用金利) × 90円/米ドル (期中平均レート) = 450百万円

(3): 8,000百万円 × 1.5% = 120百万円

(4): 8,000百万円 × 0.5% (金利通貨スワップの契約金利に織り込まれた通貨ベース・スプレッド、すなわち20x1年4月1日約定時点の当初通貨ベース・スプレッド) = 40百万円

(5): 100百万米ドル × 90円/米ドル (期末レート) = 9,000百万円

約定金利通貨スワップの公正価値及び仮想デリバティブ(本ケースでは約定金利通貨スワップの条件はヘッジ対象と完全に一致しており、かつ、約定金利通貨スワップから通貨ベース・スプレッドを除いた部分をヘッジ手段として特定しているため、仮想デリバティブとヘッジ手段は一致する)の価値は以下のとおり推移した。

単位: 百万円

	20X1/4/1	公正価値 変動 (評価損益)	金利授受 (評価損益 の実現)	20X2/3/31	公正価値 変動	元利交換	20X3/3/31
金利通貨 スワップ(A)	0	2,304	△280	2,024 ^(a)	△694	△1,330 ^(c)	0
仮想デリバティブ (=ヘッジ手段) (B)	0	2,256	△240	2,016 ^(b)	△726	△1,290 ^(d)	0
通貨ベース・ スプレッド (A-B)	0	48	△40	8	32	△40	0

(a): 将来の円貨キャッシュ・フローと外貨建キャッシュ・フローの現在割引価値*: ②-①=2,024百万円

円貨でのキャッシュ・フロー(支払い):

$$\frac{8,000\text{百万円} + (8,000\text{百万円} \times 1.5\%)}{1 + (2.2\% - 0.4\%)} = 7,976\text{百万円} \dots \text{①}$$

外貨建のキャッシュ・フロー(受取り):

$$\frac{100\text{百万米ドル} + (100\text{百万米ドル} \times 5\%)}{1 + 5\%} \times 100\text{円/米ドル(期末レート)} = 10,000\text{百万円} \dots \text{②}$$

*キャッシュ・フロー及び割引率のいずれも通貨のベース・スプレッドを含む

(b): 将来の円貨キャッシュ・フローと外貨建キャッシュ・フロー現在割引価値**: ④-③=2,016百万円

円貨でのキャッシュ・フロー(支払い):

$$\frac{8,000\text{百万円} + (8,000\text{百万円} \times 2.0\%)}{1 + 2.2\%} = 7,984\text{百万円} \dots \text{③}$$

外貨建のキャッシュ・フロー(受取り):

$$\frac{100\text{百万米ドル} + (100\text{百万米ドル} \times 5\%)}{1 + 5\%} \times 100\text{円/米ドル(期末レート)} = 10,000\text{百万円} \dots \text{④}$$

**キャッシュ・フロー及び割引率のいずれも通貨のベース・スプレッドを含まない

(c): $(100\text{百万米ドル} \times 5\% + 100\text{百万米ドル}) \times 90\text{円/米ドル(期末レート)} - (8,000\text{百万円} \times 1.5\% + 8,000\text{百万円})$
=1,330百万円

(d): $(100\text{百万米ドル} \times 5\% + 100\text{百万米ドル}) \times 90\text{円/米ドル(期末レート)} - (8,000\text{百万円} \times 2\% + 8,000\text{百万円})$
=1,290百万円

各期の仕訳は以下のとおり。

20X1/4/1

単位:百万円

借方		貸方		
現金及び預金	8,000	借入金	8,000	借入金の認識

20X2/3/31

単位:百万円

借方		貸方		
支払利息	400	現金及び預金	400	借入金に関する利息費用の認識及び支払い
為替差損益	2,000	借入金	2,000	借入金の換算 (80円/米ドル-100円/米ドル) ×100百万米ドル
その他の包括利益 (キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金)	2,000	為替差損益	2,000	ヘッジ対象から生じる為替差損益をオフセットするようにヘッジの有効部分を純損益に振替え
金利通貨スワップ	2,304	その他の包括利益 (キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金)	⁽⁶⁾ 2,256	約定金利通貨スワップの公正価値の変動の認識 ヘッジ手段の公正価値変動のうち、ヘッジの有効部分(ここでは全額)をその他の包括利益に認識 約定金利通貨スワップの公正価値とヘッジ手段の公正価値の差額はヘッジのコストとしてその他の包括利益に認識
		その他の包括利益 (ヘッジのコスト)	⁽⁷⁾ 48	
現金及び預金	280	金利通貨スワップ	280	金利通貨スワップに関する利息の受払の認識(純額)
その他の包括利益 (キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金)	⁽⁸⁾ 240	支払利息	240	ヘッジの有効部分を純損益に振替
その他の包括利益 (ヘッジのコスト)	40	その他損益 (ヘッジのコスト)	⁽⁹⁾ 40	当期分の通貨ベース・スプレッドに関するヘッジコストを純損益に認識

注: 公正価値の変動と利払いによるその実現との関係を明瞭化するため、この例示ではスワップの利払直前の公正価値の変動をまず認識し、スワップの部分決済としての利払い、ヘッジの有効部分及びヘッジのコストをそれぞれ別個に会計処理している。

(6): 実際の金利通貨スワップの公正価値の変動ではなく、ヘッジ手段の公正価値の変動額 (= 仮想デリバティブの公正価値の変動額) 2,256百万円(0百万円-2,256百万円)をその他の包括利益で認識する。

- (7): 通貨ベース・スプレッドの要素となる差額の48百万円をヘッジのコストとしてその他の包括利益に計上する。
- (8): ヘッジ手段に基づく受払金利純額。この仕訳を行う結果、純損益に計上される支払利息は160百万円に固定化される。
受取400百万円(100百万米ドル×4%×100円/ドル)－支払160百万円(8,000百万円×2%)＝240百万円
- (9): ヘッジ手段の指定から除外した通貨ベース・スプレッドの要素は、ヘッジ手段の指定から除外したオプションの時間的価値と同様に処理するため、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に与える期間にわたって規則的かつ合理的な方法で純損益に振り替える(8.5を参照)。したがって、当初認識時の通貨ベース・スプレッド要素を(8,000百万円×当初認識時の通貨ベース・スプレッド0.5%p.a.)を2年間にわたり、純損益に振り替える(スプレッドが支払金利のマイナスなので、利益が計上されている。逆に円調達をドルに返還するスワップを締結する場合にはコストが増加することになる)。

20X3/3/31

単位: 百万円

借方		貸方		
支払利息	450	現金及び預金	450	借入金に関する利息費用の認識
借入金	1,000	為替差損益	1,000	(100円/米ドル－90円/米ドル)×100百万米ドル
為替差損益	1,000	その他の包括利益 (キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金)	1,000	ヘッジ対象から生じる為替差損益をオフセットするようにヘッジの有効部分を純損益に振替
その他の包括利益 (キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金)	⁽¹⁰⁾ 726	金利通貨スワップ	694	金利通貨スワップの公正価値の変動の認識
		その他の包括利益 (ヘッジのコスト)	⁽¹¹⁾ 32	
その他の包括利益 (キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金)	⁽¹²⁾ 290	支払利息	290	ヘッジの有効部分を損益に振替
現金及び預金	330	金利通貨スワップ	330	金利通貨スワップに関する利息の受払の認識(純額)
その他の包括利益 (ヘッジのコスト)	40	その他損益 (ヘッジのコスト)	⁽⁹⁾ 40	当期分の通貨ベース・スプレッドに関するヘッジコストを純損益に認識
借入金	9,000	現金及び預金	9,000	借入金の返済
現金及び預金	1,000	金利通貨スワップ	1,000	金利通貨スワップの元本交換の純額決済

(10): 実際の金利通貨スワップの公正価値の変動ではなく、ヘッジ手段の公正価値の変動額(＝仮想デリバティブの公正価値の変動額)726百万円(2,016百万円－1,290百万円)をその他の包括利益で認識する。

(11): 通貨ベース・スプレッドの要素となる差額の32百万円をヘッジのコストとしてその他の包括利益に計上する。

(12): ヘッジ手段の受払金利純額。この仕訳を行う結果、純損益に計上される支払利息は160百万円に固定化される。
受取450百万円(100百万米ドル×5%×90円/ドル)－支払160百万円(8,000百万円×2%)＝290百万円

前述の結果、IFRSに基づく財政状態計算書及び包括利益計算書は次のとおりとなる(主要勘定のみ)。

単位:百万円

	20X2年3月31日	20X3年3月31日
財政状態計算書		
資産		
金利通貨スワップ	2,024	-
負債		
借入金	△10,000	-
資本		
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	△16	-
ヘッジのコスト	△8	-
利益剰余金	120	240
包括利益計算書		
支払利息	160	160
その他損益(ヘッジのコスト)	△40	△40
為替差損益	-	-
ヘッジの非有効部分	-	-
当期純利益	120	120
その他の包括利益		
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金		
-その他の包括利益に認識	△2,256	726
-純損益へ振替	2,240	△710
小計	△16	16
ヘッジのコスト		
-その他の包括利益に認識	△48	△32
-純損益へ振替	40	40
小計	△8	8

9.6 日本基準における処理との相違

日本基準では金利スワップの特例処理と為替予約等の振当処理とを組み合わせた会計処理により、あたかも円建固定借入をしているように処理することが可能である。このため、以下のような財政状態計算書及び包括利益計算書上での違いが生じることになる。

- 本ケースで日本基準上採用されている会計処理では金利通貨スワップは金利スワップの特例処理と為替予約等の振当処理を同時に適用することによりオフバランス処理されるが、IFRSでは金利通貨スワップは公正価値で財政状態計算書上認識される。
- IFRSではヘッジ手段の公正価値変動をその他の包括利益(ヘッジの有効部分に限る)に認識し、ヘッジ開始時点での契約に含まれる通貨ベース・スプレッドはヘッジ期間にわたり定期的に純損益に計上される。この結果、特例処理と振当処理を行い、あたかも円貨建固定借入を行っているかのような日本基準の処理に比べて、ヘッジ手段の公正価値変動がその他の包括利益及び純損益に計上されるIFRSでは純資産の変動は大きくなる。
- 日本基準における繰延ヘッジでは、重要な条項がおおよそ一致すれば非有効部分が認識されることはないが、IFRSでは想定元本の相違やインデックス、金利更改日の相違がある場合には、ヘッジ手段の公正価値変動のうちヘッジの非有効部分はその他の包括利益ではなく純損益に認識されるため、純損益の変動が大きくなる。もし通貨ベース・スプレッドをヘッジのコストとして処理しない場合、その他の非有効部分と一緒に純損益でその変動を認識することになり、さらに純損益の変動が高まることとなる。

10 コモディティの価格変動リスクをヘッジするケース

<シナリオ1>H社は、原材料Xの仕入予定取引に関し、仕入価格の変動をヘッジしたいと考えている。

<シナリオ2>J社は、原材料Xを固定価格で仕入れる契約を締結した。しかし、会計上の仕入を計上するまでに原材料Xの相場が変動することで、調達コストが相対的に高い棚卸資産を抱え込むことを懸念している。

<シナリオ3>K社は、原材料Xを加工して加工品Xを販売するが、加工品Xの市場取引価格は原材料Xの価格に連動している。K社は、原材料Xを仕入れた後、加工して販売するまでの間に原材料Xの価格が下落し、結果として加工品Xの価格も下落、利益率が下がることを懸念している。

なお、上記シナリオにおいて、原材料Xには成熟したデリバティブ市場が存在しないため、ヘッジ取引においては、代わりに、原材料Yを参照するデリバティブが用いられると仮定する。

本章のポイント

- コモディティの価格変動リスクとヘッジ会計モデルについて解説する。
- IFRS第9号での非金融商品のリスク構成要素をヘッジ対象とする場合の要件を説明する。
- ヘッジ会計の代替としての公正価値オプションの新規導入を概説する。
- ヘッジ比率とリバランシングを解説する。

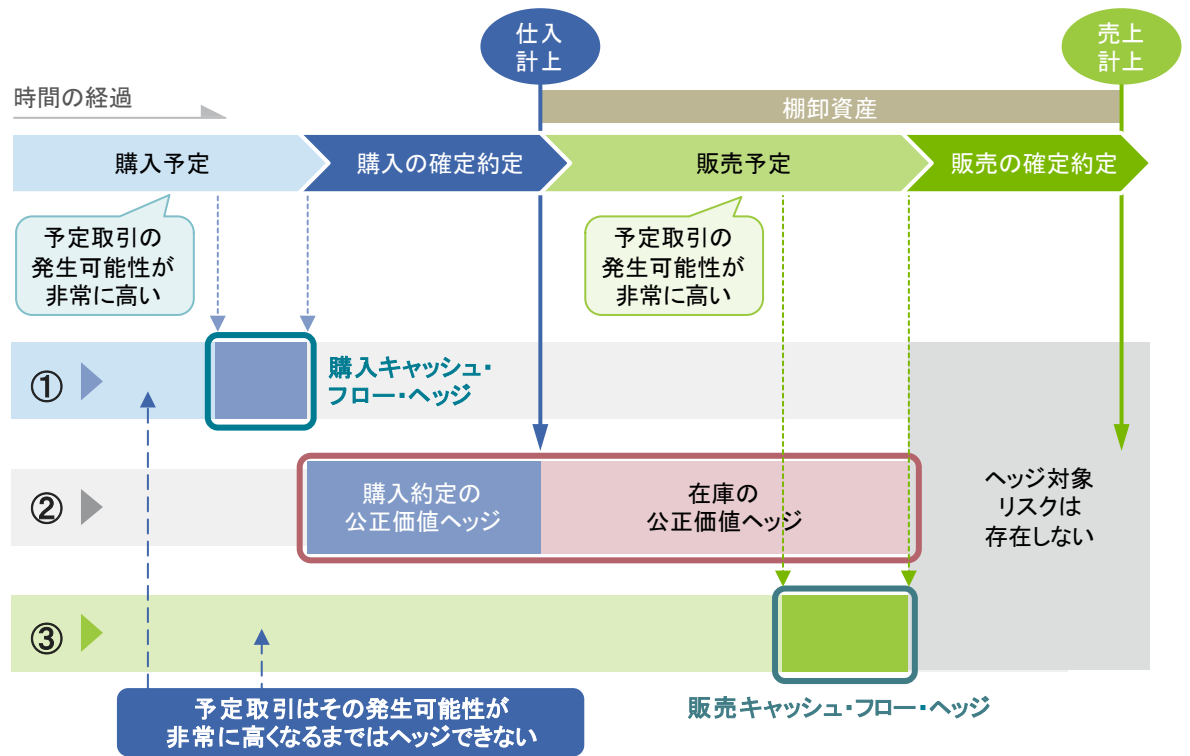
10.1 会計モデル

非金融資産の売買に係るリスクとヘッジ会計の関係は以下のように整理できる。

ここでは説明の簡略化のため、ある商品を市場で1単位購入し、これを、さらに市場で転売するケースを考える。

ヘッジしたいもの	想定しているリスク	リスクが存在する期間
① 購入価額として支払う価額の増加 (キャッシュ・フローの変動に対するヘッジ)	購入価格が上がり、想定より高く購入しなければならないリスク	購入価格が確定、固定化するまで
② 購入契約締結後の価値の下落 (公正価値の変動に対するヘッジ)	購入した後に商品価格が下がり、損失が生じるリスク	固定価格で購入を約定してから、販売価格が確定、固定化するまで
③ 販売価額として受け取る価額の減少 (キャッシュ・フローの変動に対するヘッジ)		

仕入れて売るという単純な取引を前提とすると、各フェーズにおける価格変動リスクとヘッジの会計処理(キャッシュ・フロー・ヘッジか公正価値ヘッジか)の関係は次のように表すことができる。



本ケースのシナリオは、上記①～③のフェーズに関連して、実務で一般的に見られるヘッジ活動であり、適用されるヘッジ会計モデルは以下の表のようにまとめられる。

IFRS9.6.5.2

シナリオ	適用されるヘッジ会計モデル
シナリオ1 (①に対応)	原材料Xの市場価格が変動すれば、購入価格も変動する。よって、仕入取引は公正価値の変動リスクを負っていない。一方、購入した場合に支払う金額は将来の原材料Xの市場価格によって変動するため、キャッシュ・フローの変動リスクがある。すなわち、ヘッジ会計を適用するとすればそれはキャッシュ・フロー・ヘッジであり、ヘッジ対象は、原材料Xの予定購入取引である(ヘッジ対象リスクは原材料Xの価格)。
シナリオ2 (②に対応)	原材料Xは固定価格での購入がすでに契約で確定している。今後原材料Xの市場価格が変動し、原材料Xを安く購入できるようになったとしても、J社はすでに約定した価格で原材料Xを仕入れなければならない。すなわち、原材料Xはまだ仕入れておらず、棚卸資産勘定には計上されていないものの、J社はすでに、原材料Xの公正価値変動リスクにさらされていることになる。すなわち、ヘッジ会計を適用するとすれば公正価値ヘッジであり、ヘッジ対象は原材料の購入に係る確定約定(ヘッジ対象リスクは原材料Xの価格)である。
シナリオ3 (③に対応)	K社はすでに固定価格で原材料Xを調達したが加工品Xの販売価格が、販売時点の原材料Xの価格に連動するため、原材料Xの市場価格の変動により販売価格、ひいては加工マージンが変動するリスクがある。すなわち、ヘッジ会計を適用するとすればキャッシュ・フロー・ヘッジであり、ヘッジ対象は、加工品Xの販売に係る予定取引(ヘッジ対象リスクは加工品Xの構成要素である原材料Xの価格)である。

実務的には、シナリオ2とシナリオ3の違いは多くの場合、あまり意識されていないのではないかと考えられる。船積みした原材料が入荷するまでの間に市場価格が下落していくことで、損失が生じるという意識はあっても、固定価格で仕入れる契約を締結したことによる損失なのか、原材料の価格の下落に連動して加工品の販売価格が下落するための損失なのかということは、会計処理の違いをもたらすものの、リスク管理の観点からは区別されていないことのほうが多い。

しかし、IFRS第9号のヘッジ会計の適用に際しては、シナリオ3のキャッシュ・フロー・ヘッジが適用できるのは、販売が予定取引として発生可能性が非常に高いという要件を満たしている場合に限られる。漠然と、「売ったら損が出そうだ」というだけであれば、販売取引の発生可能性が非常に高いとはいえず、このような状況下でヘッジ会計を適用するためには、シナリオ2に従い、公正価値ヘッジを適用しなければならない。

ヘッジ対象外のコモディティ

本章で想定している取引は、コモディティを棚卸資産として購入・加工・販売しているケースであり、棚卸資産をIAS第2号「棚卸資産」に基づく低価法で会計処理する会社であることを前提としている。しかし、コモディティのブローカーやディーラーなどの会社では、コモディティの購入並びに販売契約を「デリバティブ」として処理し、また、棚卸資産を「トレーディング目的で保有する資産」とする場合もある。このような場合、棚卸資産及びその売買契約は純損益を通して公正価値で測定されるため、ヘッジ会計の適用対象にはならない。

IFRS9.2.5

公正価値オプションの利用

本ケースのシナリオ2(確定購入約定を対象とする公正価値ヘッジ)においては、ヘッジ会計に代えて、公正価値オプションの適用を検討することもできる。

あるコモディティを6ヶ月後に引き渡す条件で購入契約を締結したとする。当該コモディティが容易に換金可能であるような場合にはこの契約はデリバティブとして処理すべきともいえるが、IAS第39号は自己使用目的で売買する非金融商品については、当該購入契約をデリバティブではなく、未履行契約として扱い、コモディティの引渡時に、非金融資産と金銭債務を認識することとしている。一般的に事業会社におけるコモディティの売買取引では当該条件が該当するため、通常、これらの売買取引は、未履行取引としての会計処理が行われる。この場合、例えば、一部の売買取引に対して、価格変動リスクをヘッジするために経済的にリスクを相殺するようなデリバティブ取引を行っても、それを理由として、一部の取引について未履行取引としての会計処理に代えてデリバティブ処理を行う(その結果、純損益を通じて公正価値で測定する)ことは、認められていなかった。

そのような取引に対してはIAS第39号のもとではヘッジ会計を適用する必要があったが、ヘッジ会計は、その適用にあたり煩雑な手続や会計処理が必要である。ヘッジ手段とヘッジ対象が適格要件を満たすとしても、有効性について評価を行い、かつ、ヘッジ会計適用についての文書化を行わなければならない。ヘッジ手段において参照される基礎数値がヘッジ対象と異なるなど、ヘッジの効果を定量的に立証しなければならないような場合には、有効性の評価は煩雑であり、また、ヘッジ対象商品の購入・販売が頻繁に起きるような場合はそれぞれの文書化や会計処理など事務負担は膨大なものになる。

そのため、IFRS第9号の改訂に合わせて、会計上のミスマッチを解消できる場合には、非金融商品の売買取引ごとに公正価値オプションを適用できることとなった。

公正価値オプションには、以下のメリット(○)・デメリット(×)があると考えられる。

- 取引ごとに指定するかどうかを決められる。
- 事務処理が簡単(ヘッジ会計の採用に必要なレベルの文書化や煩雑な会計処理などが不要)。

- 適用にあたり有効性評価及び非有効部分の分析は不要(ヘッジ会計は適格要件を満たすことができなければ、経済的にヘッジ効果が存在していても、適用できない)。
- × 契約締結時にしか公正価値オプションの指定ができない(ヘッジ会計は、要件さえ満たすことができれば、その適用を指定した時点からいつでも適用できる)。
- × 指定を取り消すことはできない(ヘッジ手段として機能するデリバティブが消滅しても、公正価値測定を継続しなければならない。ヘッジ会計はヘッジ効果が認められないときには中止される)。
- × 確定約定全体を公正価値で測定する必要がある(ヘッジ会計は、ヘッジ対象取引のうち、一部分のみ、一部リスク構成要素のみ、といった弾力的な指定が可能である)。

企業は自社のヘッジ活動の対象となっている取引の性質・経済環境・事務処理に係るコストなどを慎重に勘案したうえで、ヘッジ会計または公正価値オプションのいずれの方法が企業にとってより効率的かまたは効果的かを判断し、会計処理を選択することが可能になる。

10.2 ヘッジ適格な予定取引

*IFRS9.6.3.3,
Insights 7A.9.440.40*

予定取引に対してヘッジ会計の適用が可能となるためには、当該予定取引の発生可能性が非常に高くなければならない(5.2を参照)。コモディティの取引では、取引の量や発生時期が当初予定とずれるケースもあるため、その点についての考慮が必要になる。IAS第39号の適用ガイダンスでは、予定取引は合理的で、具体的な、一般的に狭い範囲内の期間で発生することが予想されなければならないとあり、かつ、取引が発生したときにそれがヘッジ対象の取引であるか否かが明らかになるよう、あらかじめ予定取引を特定し、十分かつ明確に文書化することが必要であるとされていた。IAS第39号の適用ガイダンスは、原則主義の観点からIFRS第9号には引き継がれなかったものの、その考え方については変更はないと考えられる。KPMGでは、発生の可能性が非常に高い予定取引の発生時期の若干の遅れは、遅れて発生した取引が、当初の予定取引と同じ取引であると明確に特定できる場合に限り、予定取引としてヘッジ会計の要件を満たすと考えている。この判断は企業の事業または業種の性質、個社の見積りと実績との関係や予算管理との整合性などを総合的に勘案して行うことが必要であり、その内容があらかじめ文書化されている必要があると考えられる。

例えば、造船業者が特定の船舶を特定の顧客に対して販売する場合に、1月の引渡予定が2月に延期された場合、2月に引き渡される特定仕様の船舶の販売はヘッジ対象の予定取引であることが特定でき、よって予定取引としてヘッジ会計の要件を満たすと考えられる。一方、小売業者が1月に発生することがほぼ確実に見込まれる5,000個の販売予定取引をヘッジ指定したものの、実際には1月に3,800個の販売しか発生しなかったときに、2月に発生する次の1,200個の販売をもって1月の販売取引の不足分に置き換えてヘッジ対象とすることは通常は適切ではない。2月に発生する取引が当初ヘッジ対象とされていた取引と同一であるかを特定することが通常難しいと考えられるためである。

*IFRS9.B6.5.25(b),
B6.5.27(b)*

IAS第39号においては、部分的なヘッジの中止は認められていなかったため、ヘッジ対象として指定された取引全体(この例示では5,000個)の発生の可能性がもはや非常に高いとはいえなくなると、取引全体に対するヘッジ会計を中止しなければならない。IFRS第9号では、実際に発生した3,800個の販売については、ヘッジ会計が継続して適用され、発生しなかった1,200個の販売取引についてのみ、ヘッジ会計が中止される。

なお、予定取引が行われる市場の流動性が低い、取引の件数そのものが少ない、過去に当該企業との取引実績がない、または、通常そのような取引があまり発生しないことを示すような過去の実績がある、などの場合には、予定取引の発生の可能性が非常に高いとはいえない、すなわち、ヘッジ対象として適格でない可能性がある。また一般に、ヘッジ開始時に予定取引の発生予定のタイミングが近いほど可能性が非常に高いという要件を満たすことの証明が、より容易であると考えられる。

10.3

ヘッジ手段

各シナリオにおいて、考えられるヘッジ手段の一例として以下がある。

シナリオ	想定されるヘッジ手段
シナリオ1	原材料Xの仕入価格は確定しておらず、原材料Xの市場価格が上がると損失が生じる。フォワード(もしくは先物)の買いにより損失を回避できる。
シナリオ2 シナリオ3	原材料Xの仕入価格は固定しており、原材料Xの市場価格が下がると損失を生じる。フォワード(もしくは先物)の売りにより損失を回避できる。

なお、複数回にわたって行われる取引をスワップを使って包括的に指定する場合や、片側リスクのみをオプションを使ってヘッジする場合もある。

ヘッジ対象リスクの特定

フォワード取引でコモディティの価格変動リスクをヘッジする場合、ヘッジ手段として、フォワード契約全体を指定するのか、それとも、スポット価格部分のみをヘッジ手段として指定するのかを選択できる。フォワード価格とスポット価格のいずれをヘッジ対象リスクと考えヘッジ取引を行っているのかについては、ヘッジ文書において明確にする必要がある。

以下、銅精鉱を製錬し高純度の銅(電気銅)を販売する銅製錬会社L社を例にとって説明する。

- L社は、銅精鉱を製錬し高純度の銅(電気銅)を販売する。電気銅の販売価格は、販売値決め期間(QP: Quotation Period)におけるロンドン金属取引所(LME)の電気銅スポット価格に連動し、「販売QPのLME価格+販売プレミアム」で決まる。L社は販売QPの到来までの間にLME価格が変動し、販売価格が変動することを懸念している。
そこで、販売QPが3ヶ月後と見込まれる販売予定取引のヘッジ(キャッシュ・フロー・ヘッジ)のために、LMEの銅先物を売り建て、将来の銅価格が変動するリスクをヘッジする。この時、売り建てた先物取引の価格変動すべてをヘッジ手段として指定する先物レート法を採用するか、スポット価格の変動のみをヘッジ手段として指定するか、すなわち、販売予定取引のキャッシュ・フローの変動のうち、フォワード価格(先物価格)の変動(スポット価格の変動+直先差額の変動)によってもたらされる変動全体をヘッジ対象リスクとみるか(先物レート法)、もしくは、スポット価格の変動によってもたらされる変動のみをヘッジ対象リスクとみるか(直物レート法)を、L社は決定し、文書化する。
- 先物レート法を採用する場合、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的相殺効果の有無、すなわち有効性の評価は、フォワード価格(先物価格)に基づき行う。フォワード価格には直先差額が含まれるため、ヘッジ対象の見積キャッシュ・フローの変動は、販売予定時期を反映してその価値が決まる一方、ヘッジ手段である銅先物の先物価格にも、限月に対応した直先差額が含まれている。販売予定時期とヘッジ手段の銅先物の限月が一致する場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段のフォワード価格(先物価格)の相違から生じるヘッジの非有効部分は少なくなる。
- 直物レート法を採用する場合には、有効性の評価を実施するに際し、ヘッジ対象の見積キャッシュ・フローの変動も、ヘッジ手段の公正価値の変動も、スポット価格の変動にのみ基づき計算し、直先差額は勘案しない。そのため販売予定時期とヘッジ手段の先物の限月が一致していなかったとしても、ヘッジの有効性の評価が影響を受けることはなく、したがって、ヘッジ対象とヘッジ手段の数量が一致している場合には基本的

にヘッジは100%有効になると考えられる。ただし、ヘッジ手段として指定しなかった直先差額部分については、デリバティブとして純損益でその変動を認識するか、もしくはヘッジのコストとしてその変動をその他の包括利益を通じて資本の独立の内訳項目として繰り延べ、予定取引発生時に取引コストとして会計処理するかにつき、企業は方針を決定し文書化する必要がある。

先物レート法と直物レート法は、どのような場合にいずれを採用しなければいけないと決まっているわけではない。企業は、このヘッジ取引において何をヘッジしているかを整理し、適切な方法を選択する必要がある。

10.4 ヘッジ対象の指定

IFRS9.6.4.1(c)

ヘッジ対象の指定は、後述するヘッジの有効性要件を満たすような形で行う必要がある。ヘッジ対象とヘッジ手段との間には経済的関係があり、ヘッジ対象リスクによるそれぞれの価値変動の相殺効果が期待されなければならない。

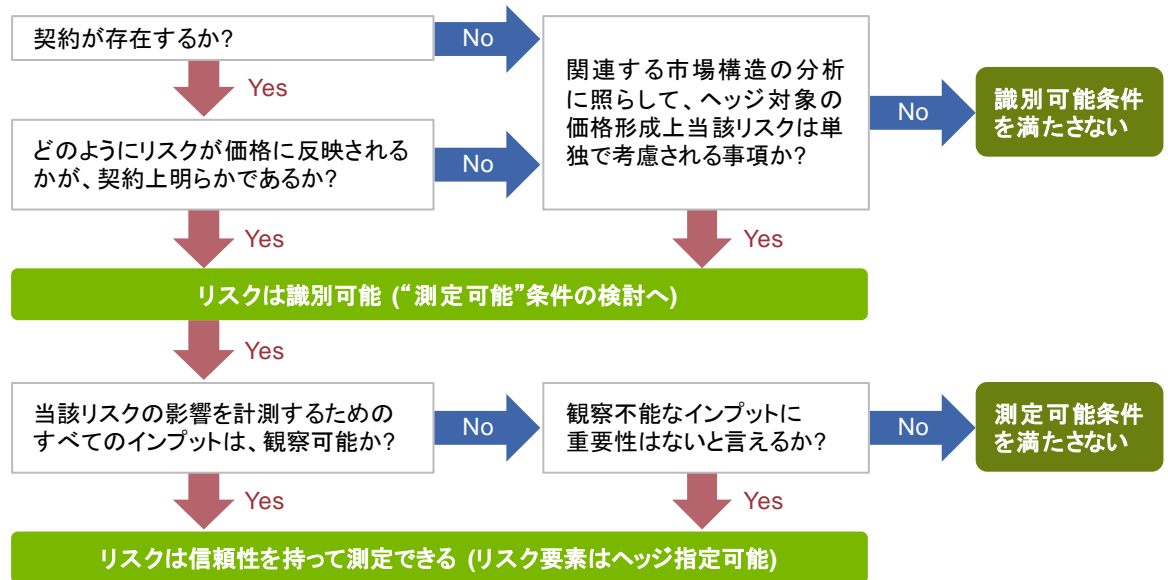
ヘッジ対象が金融商品である場合には、商品全体をヘッジ対象とするのではなく、商品のうち一部のリスクに影響を受ける構成要素に限定してヘッジ対象に指定することができる。IAS第39号のもとでは、ヘッジ対象が非金融商品である場合にはそのような弾力的なヘッジ指定は認められていなかった。例えば銅の予定購入をLMEの銅先物でヘッジすることは可能であったが、ジェット燃料の価格と原油の価格には高い相関が観察されることをもってジェット燃料の予定購入から生じるキャッシュ・アウトフローのうち原油価格に連動する部分のみをリスク構成要素として特定し、ヘッジ対象に指定することは、IAS第39号のもとでは認められていなかった。その結果、ヘッジ対象(ジェット燃料の予定購入から生じるキャッシュ・アウトフロー)には、ヘッジ手段の価値変動による相殺効果が期待できない部分(ジェット燃料価格のうち原油価格に連動しない部分)が含まれざるを得ず、ヘッジの非有効部分の発生を回避することは難しかった。また、そのようなヘッジの非有効部分が重要である場合には、ヘッジ会計を適用することもできなかった。

IFRS9.6.3.7, B6.3.8

一方、IFRS第9号では、非金融商品についても、リスク構成要素でリスク管理している実態をより適切に示すため、リスク構成要素をヘッジ対象として指定することが可能となった。ここで、ヘッジ対象として適格なリスク構成要素は、独立して識別可能で、かつその公正価値またはキャッシュ・フローの変動を信頼性をもって測定可能でなければならない。

IFRS9.B6.3.8 – B6.3.10

本ケースでは、原材料Xの価格変動から生じる予定取引のキャッシュ・フローもしくは確定約定の公正価値の変動を、原材料Yを基礎数値とするデリバティブでヘッジするというリスク管理を想定している。 P_x (Xの価格)と P_y (Yの価格)の関係は、 $P_x = \alpha P_y + \beta$ (β はYの価格変動の影響を受けない要素)で示される。もし β の変動に重要性がある場合には、 P_x が P_y の変化に応じて変動することが明らかであっても、 β の変動の影響により、 P_x と P_y との間に経済的な相殺効果を期待することは難しい場合がある。このような場合、 P_x 全体ではなく、 P_x のリスク構成要素である αP_y (Xの価格変動リスクのうち、Yの価格変動リスクにさらされている部分)のみをヘッジ対象に指定することができる。ただし、ここでヘッジ対象として適格な P_x は、 P_x のリスク構成要素として識別できること、また、 P_y の変動によって実際に生じた P_x を測定できることが条件である。これが「識別可能かつ測定可能」の条件である。リスク構成要素が「識別可能かつ測定可能」の条件を満たすかどうかは、具体的には以下に沿って判定する。

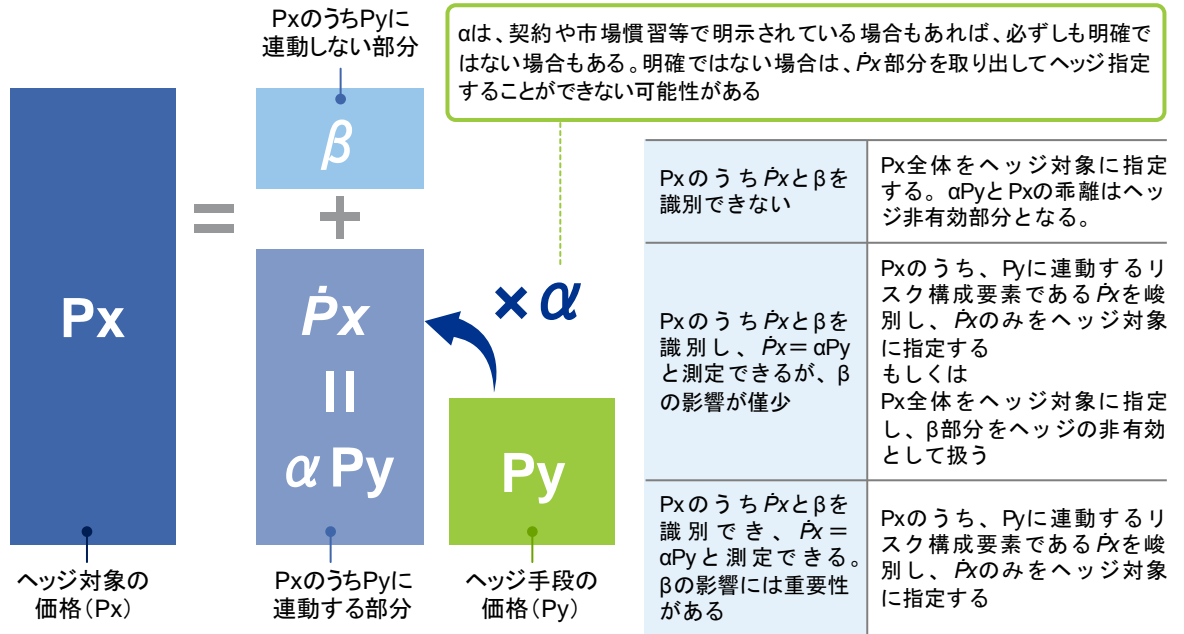


Xの価格とYの価格の関係は契約上に明記されていることもある。例えば、液化天然ガスの売買においては、売買価格は契約上、輸入原油平均CIF価格貿易統計値を参照する計算式で表記されることが多い。このような場合は、輸入原油平均CIF価格貿易統計値の変動は必ず契約上明記された液化天然ガスの価格変動をもたらす、「識別可能かつ測定可能」の条件は満たされていると考えられる。

一方、契約上明記されていない場合は、リスク構成要素 (P_x) が識別可能かどうか判断が必要となる。例えばジェット燃料の購入契約上には購入価額の決定において原油価格を参照するような文言・計算式は規定されていない可能性がある。この場合、原油価格の変動がジェット燃料の価格にどのような影響をもたらすかは契約上明らかではない。このため、企業は石油と石油製品の市場構造等を分析し、原油価格とジェット燃料価格との間に経済的関係が存在するか否かを判断する必要がある。その分析の結果、ジェット燃料の価格には原油価格の変動に連動するリスク構成要素が存在すると判定でき、かつ、原油価格の変動がどのような影響をジェット燃料に与えるかが測定可能であれば、このリスク構成要素は識別可能・測定可能であり、よってジェット燃料の価格変動のうち原油価格に対応する構成要素をヘッジ対象に指定することが可能である。

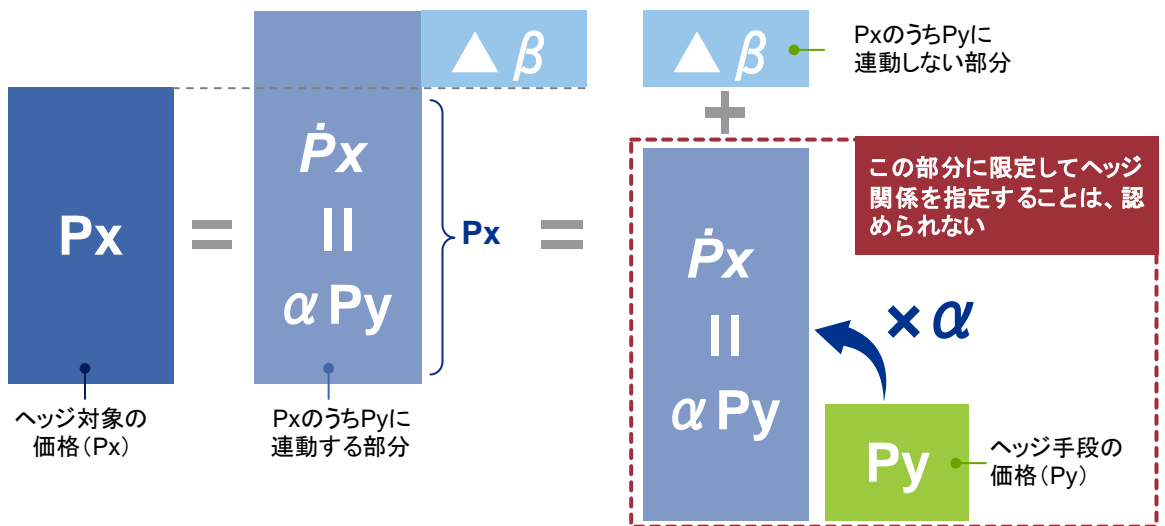
リスク構成要素が「識別可能かつ測定可能」の条件を満たすのであれば、当該リスク構成要素をヘッジ対象に指定するほうがヘッジの非有効部分の発生を抑えることができる。なお、リスク構成要素 (P_x) を識別・測定できない場合であってもキャッシュ・フロー全体として P_x が P_y に連動することを示すことができるのであれば、キャッシュ・フロー全体をヘッジ対象に指定してヘッジ会計を適用することができる。しかし、この場合には、より多くのヘッジの非有効部分が発生することになると考えられる。

前述の関係を一般化すると以下の図のような整理ができる。



IFRS9.B6.3.21

なお、リスク構成要素として指定できるものは、項目全体よりも小さい部分に限られる。よって、 β 部分がマイナス値であるような場合、 \dot{P}_x のみをヘッジ対象に指定することはできない。この場合、Pyに連動しない部分が含まれてしまうものの、Px全体をヘッジ対象に指定する必要がある。



非金融商品の構成要素に対するリスク管理戦略

非金融商品のリスク構成要素がIFRS第9号においてヘッジ対象に指定できるようになったことにより、非金融商品の価格変動リスクにさらされている企業にとって、企業のリスク管理の実態に沿ってヘッジ会計を適用する機会が増える可能性がある。また、非金融商品の価格変動リスクにさらされているものの、従来ヘッジ会計が適用できなかったために、ヘッジ取引を行っていなかった企業にとっては、IFRS第9号の導入により、企業のリスク管理戦略を見直す機会となる可能性がある。

IFRS9.6.3.4

売買取引に伴う為替リスクのヘッジ

コモディティの取引ではその価格の表示単位がドルなどの外貨建てで行われることも多い。そのため、取引にかかる価格変動リスクは当該取引通貨建てで確定し、そのうえで、別途為替リスクを減殺するためのヘッジを行うこともある。

例えば、コモディティの価格変動リスクをヘッジする先物契約を締結し、当該コモディティを実際に仕入れる2ヶ月前に、為替リスクのヘッジのために為替予約を組むようなリスク管理目的を有する会社の場合、ヘッジ対象の取引(外貨建て)＋価格変動リスクを除去するデリバティブ(第1のデリバティブ)として成立する外貨のエクスポージャーを、異なるデリバティブ(第2のデリバティブ)でヘッジする形として、ヘッジ会計を適用できる。デリバティブをヘッジ対象に含めることはIAS第39号では認められなかったが、IFRS第9号ではこのようにデリバティブをヘッジ対象に含めることが可能となった。

10.5 将来に向かっての有効性の評価

IFRS9.B6.4.4

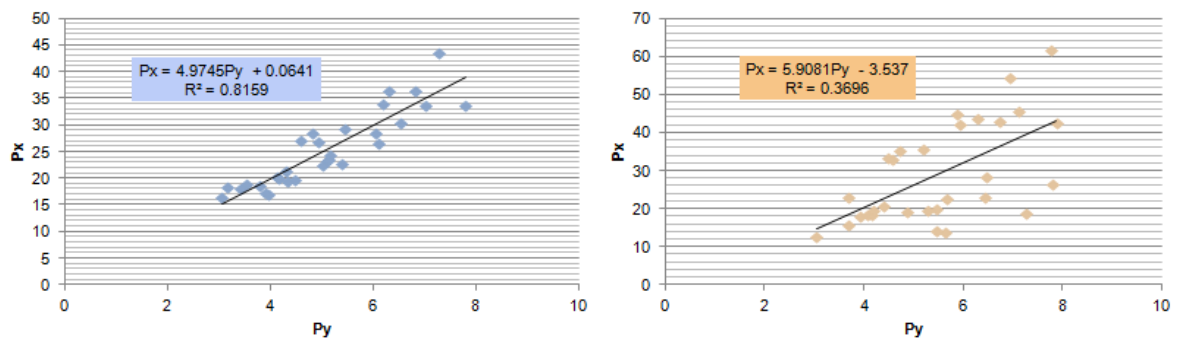
ヘッジが経済的関係を有するとは、ヘッジ手段とヘッジ対象が同一のリスク(ヘッジ対象リスク)を有するために、それぞれの価値の変動が通常それぞれ反対の方向に動くことと期待されることを意味している。ヘッジ手段とヘッジ対象が同一のリスクを有しない場合でも、ヘッジ手段の基礎数値とヘッジ対象の基礎数値の間に経済的関係が存在し、その結果ヘッジ手段とヘッジ対象が同様の反応を示すような場合には、ヘッジ手段とヘッジ対象とは経済的関係があることが期待される。

本ケースではヘッジの対象が原材料Xの価格の変動からもたらされるキャッシュ・フローもしくは公正価値の変動であるのに対し、ヘッジ手段は原材料Yの価格を基礎数値とするデリバティブである。ヘッジ会計の適用を可能とするためには、原材料Xの価格 P_x と原材料Yの価格 P_y の間に特定の経済的関係、すなわち $P_x = \alpha P_y + \beta$ (β はYの価格変動の影響を受けない要素)が成立することが将来に向かって期待できることを示す必要がある。通常はリスク管理活動においてこの関係性は分析され、その分析結果に基づいて実際のヘッジの取組みがなされると想定される。

IFRS9.B6.4.6

原材料Xの価格と原材料Yの価格の経済的関係が契約上明記されていない場合でも、その経済的関係は市場構造等から定性的に分析され、さらに、回帰分析などの統計的分析の結果により裏付けられることもある。しかし、回帰分析は標本に基づく統計的な分析に過ぎないため、分析の対象となっている2つの変数(P_x と P_y)に一定の有意水準で相関が認められる場合でも、それのみをもってヘッジ対象とヘッジ手段の経済的関係の存在を証明できるわけではない。

一般に回帰分析によって、ヘッジ関係の有効性を主張するには、決定係数と回帰直線の傾きの分析が必要であると考えられる。例えば下記の右のグラフでは決定係数が小さく、単なる偶然で相関が観測された可能性を否定できないため、将来にわたってヘッジの有効性が保たれるとは判断できない。他方で、左のグラフでは高い決定係数となっており、 P_x と P_y が無相関と仮定した母集団から単なる偶然でこのような相関が観測されている可能性は極めて低いと評価できる。加えて、母集団の分布の中心となる直線の傾きは、高い確率で5に近い値の範囲に収まっていると推定されると判断される場合には、 $P_x:P_y$ は将来的にも5:1に近い水準で変動する可能性が高く、ヘッジ比率を5倍としていた場合、将来にわたってヘッジの有効性が保たれると期待できる。なお、これらの評価において、IFRS第9号は具体的な数値規準（確率や傾きの乖離幅）を示していないため、企業はあらかじめ評価規準を決定し文書化しておく必要がある。



$P_x = \alpha P_y + \beta$ （もしくはそのリスク構成要素レベルでヘッジ指定する場合は、当該リスク要素 P_x に関して $P_x = \alpha P_y$ ）で示される経済的關係において、 α が信頼性のある値としてヘッジ手段とヘッジ対象の有効な経済的關係を示す割合であると説明可能であり、かつ当該 α が実際のヘッジ取引で使用されているヘッジ手段とヘッジ対象の比率であれば、この α が会計上のヘッジ比率となる。事後的に α が有効な経済的關係を示す値として適切ではないと判明したときには、リバランシングを行ってヘッジ対象とヘッジ手段の関係を調整しなければならないと考えられる。

10.6 ヘッジ比率とリバランシング

IFRS9.B6.4.9, B6.4.10

ヘッジ手段の変動とヘッジ対象の変動との間に一定の関係があるとしても、ヘッジ手段の数量とヘッジ対象の数量は必ずしも1対1にはならない。例えば $P_x = 5P_y$ であれば P_y が100変動するときに P_x は500変動するため、1単位のXをヘッジするときに1単位のYに対応するヘッジ手段を取り組むのでは、 P_x の変動のうち20%部分しかリスクがカバーされないためである。 $P_x = \alpha P_y + \beta$ （リスク構成要素レベルでヘッジ指定する場合は、当該リスク要素 P_x に関して $P_x = \alpha P_y$ ）の關係が成立しているのであれば、通常、この α がリスク管理活動の観点でヘッジ手段の数量とヘッジ対象の数量の關係性を決定することになり、実際のヘッジ活動においてもこの關係を基礎としてヘッジ手段の数量とヘッジ対象の数量が決定されることになる。会計上のヘッジ比率も、原則として実際にヘッジ活動に用いられているヘッジ手段の数量とヘッジ対象の数量の比率に基づいて、設定される必要がある。

IFRS9.B6.4.11

例えば $\alpha = 0.5$ （すなわち $P_x = 0.5P_y$ ）として、Yの先物は50が最低取引単位であったとする。 $\alpha = 0.5$ であるということは、ヘッジ手段の価格 P_y が1動くときにヘッジ対象の価格 P_x は0.5しか動かないことを意味しており、この場合、ヘッジ対象1単位について、ヘッジ手段が0.5単位であれば、ヘッジ対象の価格変動は単位当たり0.5の変動 \times 1単位 = 0.5、ヘッジ手段の価格変動は単位当たり1の変動 \times 0.5単位 = 0.5となって、両者の価格の変動は相殺される。

Case	状況	ヘッジ比率は適切か
Case A	100単位のXの予定販売をヘッジしたいので、50単位のYの先物売りでヘッジした。	ヘッジ比率は $50/100=0.5$ で、 α と一致しているため問題なし。 (P_x が1変動するときには P_y は2変動するので、両者の価値変動は完全に相殺される)
Case B	110単位のXの予定販売をヘッジしたが、Yの先物は50単位もしくは100単位でしか売りを建てられない。そのため、Yの先物50単位の売りを建てることにした。	Xの予定販売110単位に対しYの先物が50単位のみ売り建てられたのは、希望する数(55単位)ではヘッジ手段の約定ができないからにすぎない(「ロット規模問題」)。この場合、企業は実際に使用するヘッジ手段の数から生じるヘッジ比率を用いてヘッジ関係を指定する。ヘッジ対象110単位、ヘッジ手段50単位、ヘッジ比率は $50/110=0.45$ で、 $\alpha=0.5$ とは10%ほど乖離する。しかし、ヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けのミスマッチから生じるヘッジ非有効部分は、ヘッジ会計の目的と不整合な会計上の結果を生じるものではないと考えることも可能であり、その場合は、ヘッジ会計自体の適格性を妨げるものではないと考えられる。

契約上で α が明示されている場合は、当該 α を前提として、ヘッジ手段の量が調整されると考えられる。しかしながら、契約上で明記されていない場合にはどのような関係が P_x と P_y の間で成立しているかを判断し、この判断に基づいてヘッジ手段の量が調整されることになる。そのうえで、当初ヘッジ関係を指定した α がその後も有効かどうか継続的に評価をしなければならない(将来に向かっての評価)。具体的には、例えば以下のように考えることになると思われる。

- ① ヘッジ指定時において、Xの価格とYの価格の間には $P_x=0.5 \times P_y$ の関係があると判断し、100単位のXの取引をヘッジするにあたって、Yの先物50単位を使ってヘッジ関係を指定した。
- ② 期末に実際のヘッジの効果を分析したところ、当初想定されていた関係式($P_x=0.5 \times P_y$)が結果的に成立していなかったため、当初予定していない非有効部分が生じていた。調査を行った結果、この乖離は一時的な市場のノイズのようなものと判断された。そのため、企業は、今後も「 $P_x=0.5 \times P_y$ 」の関係は変わらないと考え、リスク管理目的には変更はないと判断し、ヘッジ関係を継続した。
- ③ 次年度において、期末に実際のヘッジの効果を分析したところ、当初予定しない非有効部分が生じていた。調べてみたところ市場を含むビジネス環境が変わってきており、もはや「 $P_x=0.5 \times P_y$ 」が成立せず、むしろ、新たな分析に基づき、 P_x と P_y の経済的関係を見直すことが適切と判断した(ただし、ヘッジ対象 P_x の価格変動をYを基礎数値とするデリバティブでヘッジするというリスク管理目的には変更はない)。この場合、新たな判明した関係性に基づきリバランスをしなければならない。

リバランシングには以下のような方法がある。

経済的関係の変化	α がより小さな値と判明 (0.5⇒0.4)	α が、より大きな値と判明 (0.5⇒0.6)
ヘッジ対象で調整する場合	ヘッジ対象Xを追加ヘッジ指定する。	ヘッジ対象を減らす(従来からのヘッジ対象の一部をヘッジ会計の対象から外す)。
ヘッジ手段で調整する場合	ヘッジ手段を減らす(従来からのヘッジ手段の一部を解約するか、もしくは、ヘッジ会計の対象から外す)。	ヘッジ手段Yを追加する。

α が小さくなるということは、1単位当たりのヘッジ対象をヘッジするのに必要なヘッジ手段の数量が少なくて済むということであり、このため、ヘッジ手段を減らすか、またはヘッジ対象を追加指定するというリバランスの方法をとることになる。 α が大きくなる場合は、その逆である。

リバランシングを行う場合の会計処理は次のようになる。

リバランシング	公正価値測定方法	
	ヘッジ対象	ヘッジ手段
ヘッジ対象の増加	過去指定分: 不変 追加指定分: リバランシング日以降新規追加	不変
ヘッジ対象の減少	減少後もヘッジ指定分: 不変 減少分: リバランシング日以降ヘッジの中止処理	不変
ヘッジ手段の増加	不変	過去指定分: 不変 追加指定分: リバランシング日以降新規追加
ヘッジ手段の減少	不変	減少後のヘッジ指定分: 不変 減少分: リバランシング日以降もデリバティブを保有し続ける場合は、その後の公正価値差額を純損益で認識

実務においては、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係の実績値が想定と異なっている場合に、それがヘッジ手段とヘッジ対象の経済的関係が変化したものか、あるいは一時的なノイズのようなものかの判別は難しい場合もありうる。ヘッジの非有効部分が継続的に大量に生じる場合は、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的関係が変化しており、リバランシングが必要な状況である可能性が高いため、慎重な検討が必要であると考えられる。

10.7

会計処理

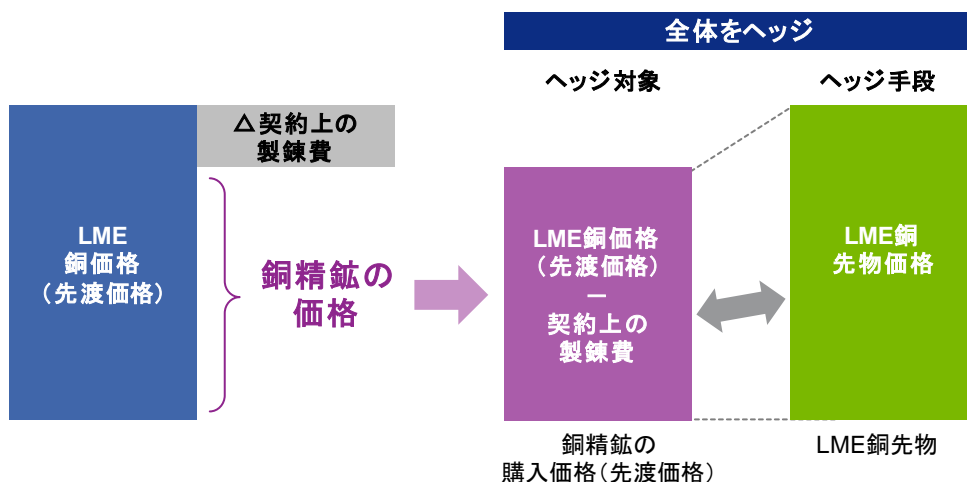
シナリオ	会計モデル	会計処理
シナリオ1	キャッシュ・フロー・ヘッジ	非金融資産負債を認識することになる予定取引を対象とするキャッシュ・フロー・ヘッジである。したがって、ヘッジ手段を公正価値測定し、ヘッジ対象の価値の変動と比較したうえで、ヘッジの有効部分に限定してその他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を計上する。仕入が発生した段階で、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を取り崩し、その他の包括利益を通さずに仕入原価に直課する(すなわち、リサイクルではない)。
シナリオ2	公正価値ヘッジ	未認識の確定約定のヘッジであるので、ヘッジ手段とヘッジ対象をいずれも公正価値測定し、その変動損益(ヘッジ対象の場合はヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動損益)を純損益に計上する。ヘッジ対象に係る変動損益として資産もしくは負債に計上された金額は、棚卸資産が認識される段階で、その取得原価に振り替えられる。
シナリオ3	キャッシュ・フロー・ヘッジ	非金融資産の販売予定取引を対象とするキャッシュ・フロー・ヘッジである。したがって、ヘッジ手段を公正価値測定し、ヘッジ対象の価値の変動と比較したうえで、ヘッジの有効部分に限定してその他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を計上する。売が発生した段階で、その他の包括利益を通じて売上に計上する(リサイクル)。

ヘッジ対象の公正価値の変動を計算する場合、リスク構成要素ヘッジをしている場合はその部分だけの公正価値変動を計算する必要がある。

以下、銅精鉱を製錬し高純度の銅(電気銅)を販売する銅製錬会社L社を例にとつて説明する。

シナリオ1

L社は、製錬する銅精鉱を鉱山会社から調達する。調達する銅精鉱の価格は、「LME銅価格－契約上の製錬費」で決定される。購入価格の高騰を懸念したL社がLME銅先物の買いを入れたとした場合、T=1の時点でのヘッジ会計とその後の処理は以下となる(なお、簡便化のため、公正価値の算定における割引計算は割愛している)。



	T=0	T=1	変動
LME銅先物価格	100	110	+10
契約上の製錬費	4	5	△1
銅精鉱の購入先渡価格	96	105	+9

← リスク構成要素から生じるキャッシュ・フローのほうが全体のキャッシュ・フローより大きい場合、リスク構成要素でのヘッジ指定はできない

← ここがヘッジ対象(全体をヘッジ)

	ヘッジ対象の変動	ヘッジ手段の変動	ヘッジの非有効部分	有効性
全体をヘッジ	+9	+10	+1	90%

<ヘッジ期間中のヘッジ手段から生じる損益の取扱い>

借方		貸方	
銅先物	10	その他の包括利益	9
		その他損益	1

<原材料仕入計上時のベース調整>

借方		貸方	
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	9	棚卸資産	9

シナリオ2

銅精鉱の購入契約を締結した企業がその後のLME銅価格の暴落に対処するためLME銅先物の売りを入れた場合(ただし販売予定はその時期数量とも非常に高い可能性があるという状況ではない)、シナリオ1と同じ数値例のもとで、T=1の時点でのヘッジ手段の処理及びその後の会計処理は以下となる(この場合、銅価格は実際には下落せず上昇したため、ヘッジの効果としては想定と逆方向、すなわち損失が生じている)。

<ヘッジ期間中のヘッジ手段から生じる損益の取扱い>

借方		貸方	
その他損益	10	銅先物	10
確定約定	9	その他損益	9

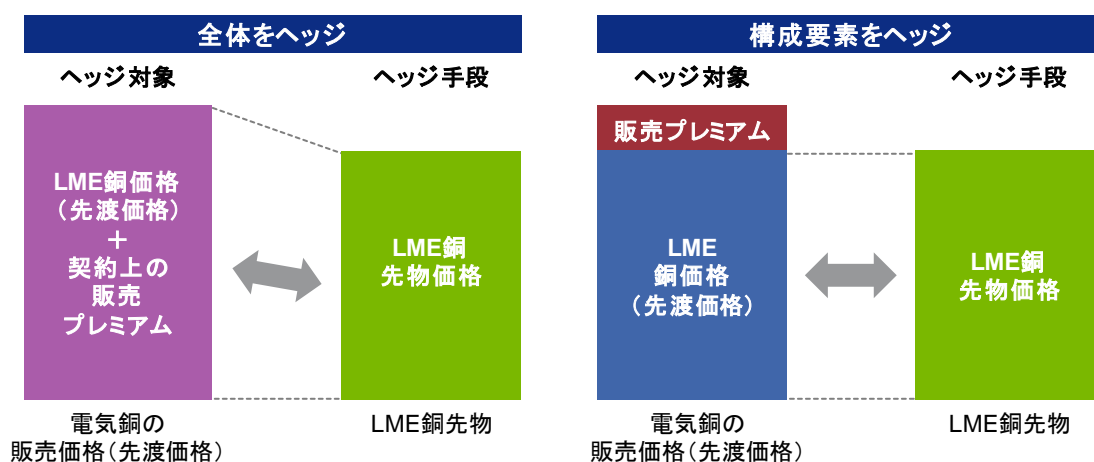
<原材料仕入計上時に棚卸資産の帳簿価額に調整>

借方		貸方	
棚卸資産(原材料)	9	確定約定	9

注:シナリオ2のケースは未履行の確定約定の公正価値ヘッジであるため、ヘッジ対象である原材料は財政状態計算書上、認識されていない。そのため、ヘッジ対象に係る、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、ヘッジ会計の適用によりオンバランス化され、確定約定が履行され仕入が計上された時点で棚卸資産の帳簿価額に調整される。この仕訳例では「確定約定」勘定や「その他損益」勘定を使用してヘッジの効果を表しているが、IFRSは用いる勘定科目を規定してはいない。

シナリオ3

L社は、銅精鉱を製錬し高純度の銅(電気銅)を販売する。予定販売取引はその発生の可能性が非常に高い。電気銅の販売価格は、「LME銅価格+契約上の販売プレミアム」で決まる。販売価格の値下がりを懸念したL社がLME銅先物の売りを入れたとした場合、T=1の時点でのヘッジ手段の処理及びその後の会計処理は以下となる。なお、このシナリオの場合には、電気銅の販売価格全体をヘッジ・リスクとして指定するほか、電気銅の販売価格のうち、LME銅価格をリスク構成要素として指定することも可能である。



	T=0	T=1	変動
LME銅先物価格	100	110	+10
販売プレミアム	5	4	△1
電気銅の購入先渡価格	105	114	+9

← 構成要素をヘッジする場合、
ここがヘッジ対象

← 全体をヘッジする場合、
ここがヘッジ対象

	ヘッジ対象の変動	ヘッジ手段の変動	ヘッジの非有効部分	有効性
全体をヘッジ	+9	+10	+1	90%
構成要素をヘッジ	+10	+10	—	100%

<ヘッジ期間中のヘッジ手段から生じる損益の取扱い>

キャッシュ・フロー全体をヘッジ対象に指定			
借方		貸方	
その他の包括利益	9	銅先物	10
その他損益	1		

構成要素のみをヘッジ対象に指定			
借方		貸方	
その他の包括利益	10	銅先物	10

<売上計上時のベース調整>

キャッシュ・フロー全体をヘッジ対象に指定			
借方		貸方	
売上	9	その他の包括利益	9

構成要素のみをヘッジ対象に指定			
借方		貸方	
売上	10	その他の包括利益	10

なお、簡便的に、上記説明ではいずれも先物レート法を前提としているが、直物レート法も選択することができる。

<Appendix> IFRS第9号における定量開示の開示例

IFRS7. 24A

企業は、表形式で、ヘッジ手段として指定した項目に関する次の金額を、ヘッジの各種類(公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ)について、リスク区分ごとに区別して開示しなければならない。

- ヘッジ手段の帳簿価額(金融資産と金融負債を区別)
- 財政状態計算書におけるヘッジ手段の表示科目
- 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ手段の公正価値の変動
- ヘッジ手段の想定元本(数量や容量などの名目単位を含む)

これに対応する開示は、例えば以下になると考えられる。

		想定元本	帳簿価額		財政状態計算書上の表示科目	ヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ手段の公正価値の変動
			資産	負債		
キャッシュ・フロー・ヘッジ						
コモディティ価格リスク	先渡契約	xx	xx	xx	勘定科目 xx	xx
公正価値ヘッジ						
金利リスク	金利スワップ	xx	xx	xx	勘定科目 xx	xx
為替リスク	外貨建貸付金	xx	xx	xx	勘定科目 xx	xx

IFRS7. 24B

企業は、表形式で、ヘッジ対象に関する次の金額を、ヘッジの各種類について、リスク区分ごとに区別して開示しなければならない。

IFRS7. 24B(a)

公正価値ヘッジ	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政状態計算書に認識したヘッジ対象の帳簿価額 ● 財政状態計算書に認識したヘッジ対象の帳簿価額に含められたヘッジ対象に係る公正価値ヘッジ調整の累計額 ● 財政状態計算書におけるヘッジ対象の表示科目 ● 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動 ● ヘッジ手段の利得及び損失に係る調整を中止したヘッジ対象について財政状態計算書上に残っている公正価値ヘッジ調整の残高
キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジ	<ul style="list-style-type: none"> ● 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動 ● 継続しているヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金及び為替換算調整勘定の残高 ● ヘッジ会計を適用しなくなったヘッジ関係から生じたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金及び為替換算調整勘定に残っている残高

IFRS7. 24B(b)

これに対応する開示は、例えば次のようになると考えられる。

	帳簿価額		ヘッジ対象の帳簿価額に含められたヘッジ対象に係る公正価値ヘッジ調整の累計額		財政状態計算書上の表示科目	ヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動	キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	為替換算調整勘定	
	資産	負債	資産	負債					
公正価値ヘッジ									
金利リスク	借入金	-	xx	-	xx	勘定科目 xx	xx	NA	NA
	うちヘッジ会計中止分	-	xx	-	xx	勘定科目 xx	xx	NA	NA
為替リスク	確定約定	xx	xx	xx	xx	勘定科目 xx	xx	NA	NA
キャッシュ・フロー・ヘッジ									
コモディティ価格リスク	予定取引	NA	NA	NA	NA	NA	xx	xx	NA
	うちヘッジ会計中止分	NA	NA	NA	NA	NA	NA	xx	NA
純投資ヘッジ									
為替リスク	子会社長期貸付金	NA	NA	NA	NA	NA	xx	NA	xx
	うちヘッジ会計中止分	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	xx

IFRS7. 24C

企業は、表形式で、ヘッジの有効性に関する次の金額を、ヘッジの各種類についてリスク区分ごとに区別して開示しなければならない。

IFRS7. 24C(a)

公正価値ヘッジ	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘッジ手段とヘッジ対象の、ヘッジ損益の差額として純損益（公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを選択した資本性金融商品のヘッジの場合は、その他の包括利益）に認識したヘッジの非有効部分 ● 認識したヘッジ非有効部分の包括利益計算書上の表示科目
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

IFRS7. 24C(b)

キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジ	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の包括利益に認識した報告期間のヘッジ損益 ● 純損益に認識したヘッジ非有効部分 ● 認識したヘッジ非有効部分の包括利益計算書上の表示科目 ● キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金または為替換算調整勘定から純損益に組替調整額（リサイクル）として振り替えた金額（ヘッジ対象となる将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれないためにヘッジ会計が中止されたものを区別して記載する） ● 組替調整額（リサイクル）の包括利益計算書上の表示科目 ● ネット・ポジションのヘッジについて、包括利益計算書上の独立の表示科目に認識したヘッジ損益
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

これに対応する開示は、例えば以下になると考えられる。

公正価値 ヘッジ	純損益に認識した ヘッジ非有効部分	その他の包括利益に認識 したヘッジ非有効部分	ヘッジ非有効部分の 包括利益計算書上の表示
金利リスク	xx	NA	勘定科目xx
為替リスク	xx	NA	勘定科目xx
株価リスク	NA	xx	勘定科目xx

	ネット・ポジ ションのヘッ ジについて、 包括利益計 算書上の独 立の表示科 目に認識した ヘッジ損益	その他の包 括利益に認 識した報告 期間のヘッ ジ損益	純損益に認 識したヘッ ジ非有効部 分	認 識 し た ヘッジ非有 効部分の包 括利益計算 書上の表示 科目	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ剰余金か ら純損益に リサイクル した金額	為替換算調 整勘定から 純損益に リサイクル した金額	組替調整額 の包括利益 計算書上の 表示科目	
キャッシュ・フロー・ヘッジ								
コモディティ 価格リスク	コモディティX	NA	xx	xx	勘定科目 xx	xx	NA	勘定科目 xx
	中止された ヘッジ	NA	NA	NA	NA	xx	NA	勘定科目 xx
純投資ヘッジ								
為替リスク	子会社 長期貸付金	NA	xx	xx	勘定科目 xx	NA	xx	勘定科目 xx
	中止された ヘッジ	NA	NA	NA	NA	NA	xx	勘定科目 xx

本冊子について

有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザー室は、IFRSの新基準書や公開草案の公表に関するタイムリーな情報を提供することを目的として、日本語での解説書を適宜発行しています。本冊子は、「IFRSの改訂ヘッジ会計～ケースで学ぶ新しいヘッジ会計～」(2014年)の改訂第二版(2015年)です。

本冊子は、IFRS第9号を踏まえたIFRSのヘッジ会計(一般ヘッジ)を前提に、日本企業の実務で一般的にみられるヘッジ活動への適用を考えた場合の留意事項等について、その影響を検討しています。

本文においては、IFRS第9号(2014年版)、及び以下に記載したKPMGが発行する刊行物等を参照しています。第2章以降で本文左につけてあるリファレンスは、IFRS第9号(2014年版)及びこれにより改訂された関連基準でのパラグラフ番号を指しています(IFRS第9号(2014年版)発行前の基準を指している場合は、パラグラフ番号の前に※を付けています)。また、本冊子においては、純損益及びその他の包括利益計算書の名称として、簡便的に「包括利益計算書」を統一して用いています。

企業が、企業自身の事実、状況及び個々の取引を考慮して、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を検討するためには、さらなる分析及び解釈が必要となります。本冊子は、初版「IFRSの改訂ヘッジ会計～ケースで学ぶ新しいヘッジ会計～」(2014年)に、初版公表後から本第二版公表時までのKPMGの見解等を含む最新の情報を反映したものです。今後、これらの見解は変更される可能性があります。

参考文献

IFRS第9号「金融商品」(2014年版)

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」

KPMG IFRG "First Impression" (2013年12月発行)

KPMG IFRG "Insights into IFRS" 第12版

略語

IASB: International Accounting Standards Board 国際会計基準審議会

FASB: US Financial Accounting Standards Board 米国財務会計基準審議会

情報提供

有限責任 あずさ監査法人では、IFRSに関する最新の情報をまとめて掲載しています。

<http://www.kpmg.com/jp/ja/topics/ifrs/Pages/default.aspx>

このウェブサイトでは、KPMGの一連の刊行物(一部、日本語訳を含む)を閲覧できるとともに、当法人で作成した日本語による資料等次ページの情報がご覧いただけます。新規のIFRS利用者も現行のIFRS利用者も、最近の動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス及び実務的なツールを入手したい方は是非ご活用ください。

■ トピック別の動向・解説

IFRSの解説記事やニュースなどの最新情報を、[金融商品](#)、[リース](#)、[収益認識](#)のトピック別にご紹介しています。

■ IFRSシリーズ刊行物

IFRSに関する最新情報及び解説に関するシリーズ刊行物です。

刊行物のシリーズ	目的
会計基準Digest	会計基準Digestは、日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国基準の4基準の動向を簡潔に把握したい方のために、月次で発行しているレターです。 各基準の情報について、あずさ監査法人が提供している詳細情報や、オンライン解説等への参照先も提供しています。
IFRSニュースフラッシュ	IFRSの新基準及びIFRIC解釈指針、公開草案、ディスカッション・ペーパー等の速報解説です。基準等の公表後、数日中に公表しています。
IFRS Newsletter	金融商品、銀行業、保険、リース、収益認識に関するプロジェクトの動向の概要を定期的に提供するものです。 銀行業のニュースレターには、重要な影響のある会計基準のプロジェクトの動向に加えて、レギュレーションに関する最新情報を提供しています。
Guide to financial statements	財務諸表の作成に役立つ財務諸表の開示例や開示チェックリスト等を提供しています。財務諸表の開示例には、銀行業の開示例(日本語訳あり)も含まれています。
IFRS基準比較表	IFRSと他の会計基準の間の重要な差異を理解する際に役立つものとなることを目的として作成したツールです。IFRSと日本基準の主要な相違点のまとめも含まれています。
IFRS最新基準書の初見分析	新しいIFRSまたは解釈の公表、またはその他の重要な改訂に伴い発行しています。新規定の重要な項目に関する検討を行い、実務の変更が必要な分野を明確にしています。また、新基準の導入による影響の検討にお役にいただけるよう設例を提示しています。
IFRS最新提案の解説	新しいIFRSの公開草案または現行のIFRSの規定への改訂(案)の公表に伴い発行しています。重要な項目に関する検討を行い、実務の変更が必要な分野について解説しています。
IFRS実務上の論点	企業がIFRSを適用するにあたり直面する可能性のある実務上の論点を取り上げるものです。特定の規定に関する検討、当該規定の実務への適用について詳細に説明し、かつ明確にするための解釈指針及び例示が含まれています。
IFRICニュース	IFRS解釈指針委員会(IFRS-IC)での主要な審議事項を紹介し、また、IFRS-ICで取扱われているすべての論点のステータスを「論点サマリー」にまとめています。

広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献については、KPMGの「Accounting Research Online」で参照可能です。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。aro.kpmg.comで、ぜひ15日間の無償トライアルをお試しください。

2015年12月

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ファイナンシャルサービス本部

financialservices@jp.kpmg.com

アカウンティング・アドバイザリー・サービス

東京事務所

TEL : 03-3548-5120

FAX: 03-3548-5113

大阪事務所

TEL : 06-7731-1300

FAX: 06-7731-1311

名古屋事務所

TEL : 052-589-0500

FAX: 052-589-0510

www.kpmg.com/jp/ifrs

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 15-1544

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.